

鶴岡市公共下水道
処理場・ポンプ場等包括的維持管理業務

要求水準書 別紙

令和8年5月

鶴岡市下水道部下水道課

目 次

別紙1 (第2条関連) 遵守すべき関連法令等	1
別紙2 (第4条関連) 業務対象施設の概要	3
別紙3 (第12条関連) 有資格者の配置	29
別紙4 (第20条関連) リスク分担	30
別紙5 (第23条関連) 流入水量等の実績	31
別紙6 (第23条関連) 流入水の予定水量等	34
別紙7 (第24、27条関連) 流入基準	35
別紙8 (第28、30条関連) 簡易修理	36
別紙9 (第25、26、28、32条関連) 水質・汚泥試験業務	37
別紙10 (第28、33、39条関連) 提出書類等	51
別紙11 (第28、33条関連) 設備台帳システム	54
別紙12 (第28、33条関連) 完成図書等	57
別紙13 (第28、34条関連) 貸与品	61
別紙14 (第28、34条関連) 施設見学対応業務	66
別紙15 (第28、36条関連) 緊急対応業務	67
別紙16 (第28、37条関連) 災害対応業務	69
別紙17 (第28、38条関連) スtockマネジメント計画策定業務	71
別紙18 (第28、40条関連) 消耗品調達業務	76
別紙19 (第28、40条関連) 薬品調達業務	79
別紙20 (第28、40条関連) 上水道調達業務	80
別紙21 (第28、40条関連) 通信回線調達業務	81
別紙22 (第28、40条関連) 都市ガス調達業務	82
別紙23 (第28、41条関連) 沈砂ピット等清掃運搬業務	83
別紙24 (第28、41条関連) し渣清掃運搬業務	84
別紙25 (第28、41条関連) 汚泥運搬業務	85
別紙26 (第28、41条関連) 廃棄物運搬処分管理業務	86
別紙27 (第28、42条関連) 消化ガス成分分析業務	87
別紙28 (第28、42条関連) 地下タンク清掃及び気密漏えい試験業務	88
別紙29 (第28、42条関連) 市水受水槽・高架水槽点検清掃業務	89
別紙30 (第28、42条関連) 電動ホイスト定格荷重試験業務	90
別紙31 (第28、42条関連) 脱硫塔整備業務	91
別紙32 (第28、42条関連) ガスヒートポンプエアコン整備業務	93
別紙33 (第28、42条関連) 計器試験用測定器校正業務	97
別紙34 (第28、42条関連) 自家用電気工作物保安全管理業務	98
別紙35 (第28、42条関連) 引込柱上機器清掃・点検業務	99
別紙36 (第28、42条関連) 吐口管理業務	100

別紙37 (第28、42条関連) 消防設備保守点検業務	102
別紙38 (第28、42条関連) 施設警備業務	104
別紙39 (第28、43条関連) ワックス掛け等清掃業務	122
別紙40 (第28、43条関連) 飛砂処理業務	130
別紙41 (第28、43条関連) 植栽管理業務	132
別紙42 (第28、43条関連) 鑑賞池管理業務	138
別紙43 (第28、43条関連) 花壇管理業務	139
別紙44 (第28、43条関連) 雪囲い設置・撤去業務	140
別紙45 (第44条関連) 汚泥資源化施設維持管理業務	141

別紙1（第2条関連）遵守すべき関連法令等

本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令等については、以下のとおりである。

1. 関連法令等

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (5) 職業安定法（昭和22年法律第141号）
- (6) 消防法（昭和23年法律第86号）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (9) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- (10) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (11) 水道法（昭和32年法律第77号）
- (12) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (13) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (14) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (15) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）
- (16) 河川法（昭和39年法律第167号）
- (17) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- (18) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- (19) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- (20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (21) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- (22) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- (23) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (24) エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）（昭和50年法律第49号）
- (25) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- (26) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- (27) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (28) 計量法（平成4年法律第51号）
- (29) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (30) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (31) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- (32) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第165号）
- (33) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

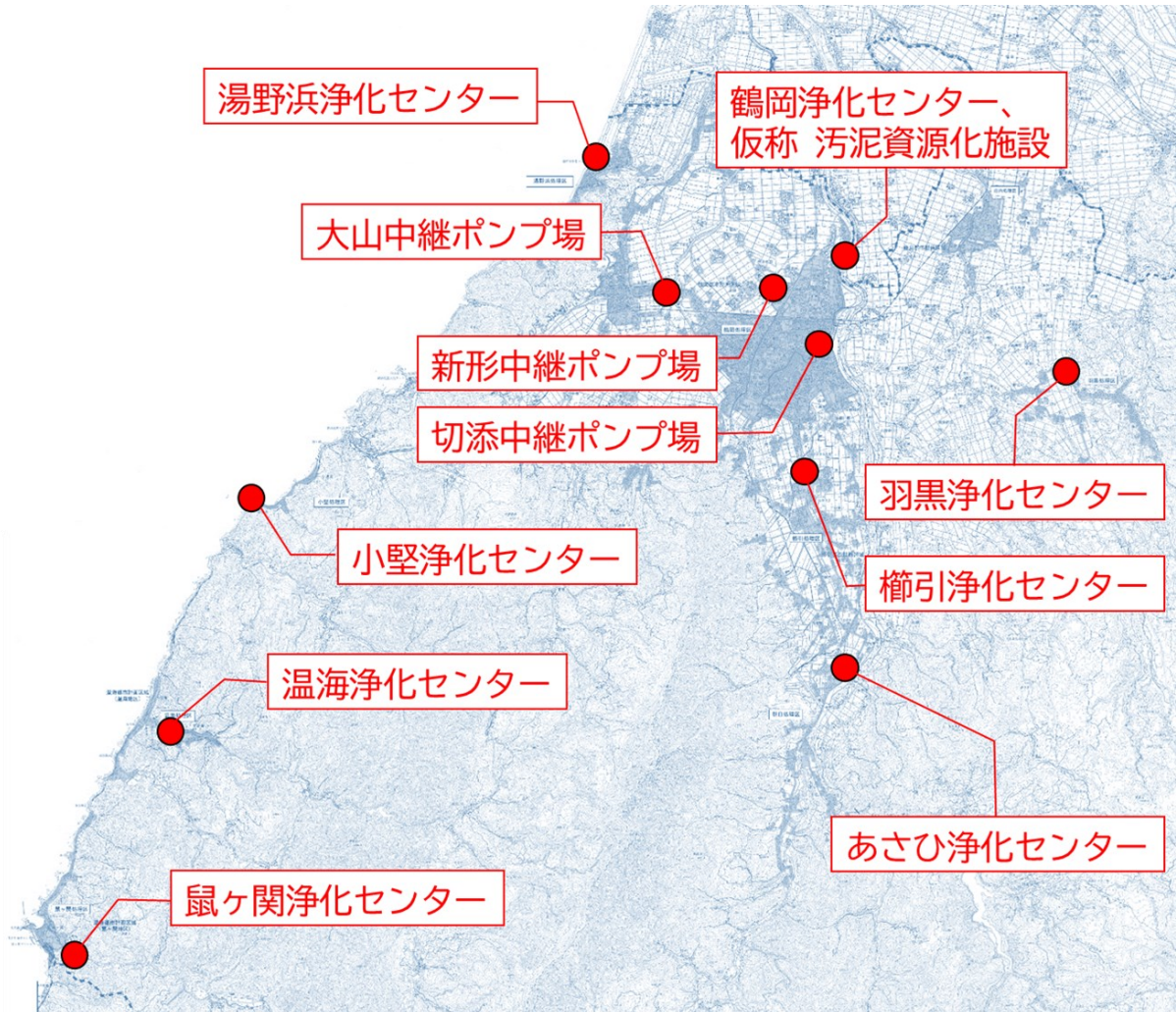
- (34) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (35) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- (36) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- (37) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (38) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- (39) 高圧受電設備規程
- (40) 内線規程
- (41) 鶴岡市個人情報保護条例（平成17年鶴岡市条例第9号）
- (42) 鶴岡市生活環境保全条例（平成17年鶴岡市条例第151号）
- (43) 鶴岡市公共下水道条例（平成17年鶴岡市条例第238号）
- (44) 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）
- (45) 鶴岡市財務規則（平成17年鶴岡市規則第55号）
- (46) 鶴岡市下水道事業会計規程
（平成17年10月1日鶴岡市企業管理規程第11号）
- (47) 鶴岡市下水道事業の契約に関する規程
（平成30年4月1日鶴岡市上下水道事業管理規程第2号）
- (48) その他関係法令、条例及び規程等

2. 要綱、要領、各種基準等

- (1) 下水道施設設計指針及び解説
- (2) 下水道維持管理指針
- (3) その他関連要綱、各種基準等

別紙2（第4条関連）業務対象施設の概要

1. 位置図



2. 鶴岡浄化センター

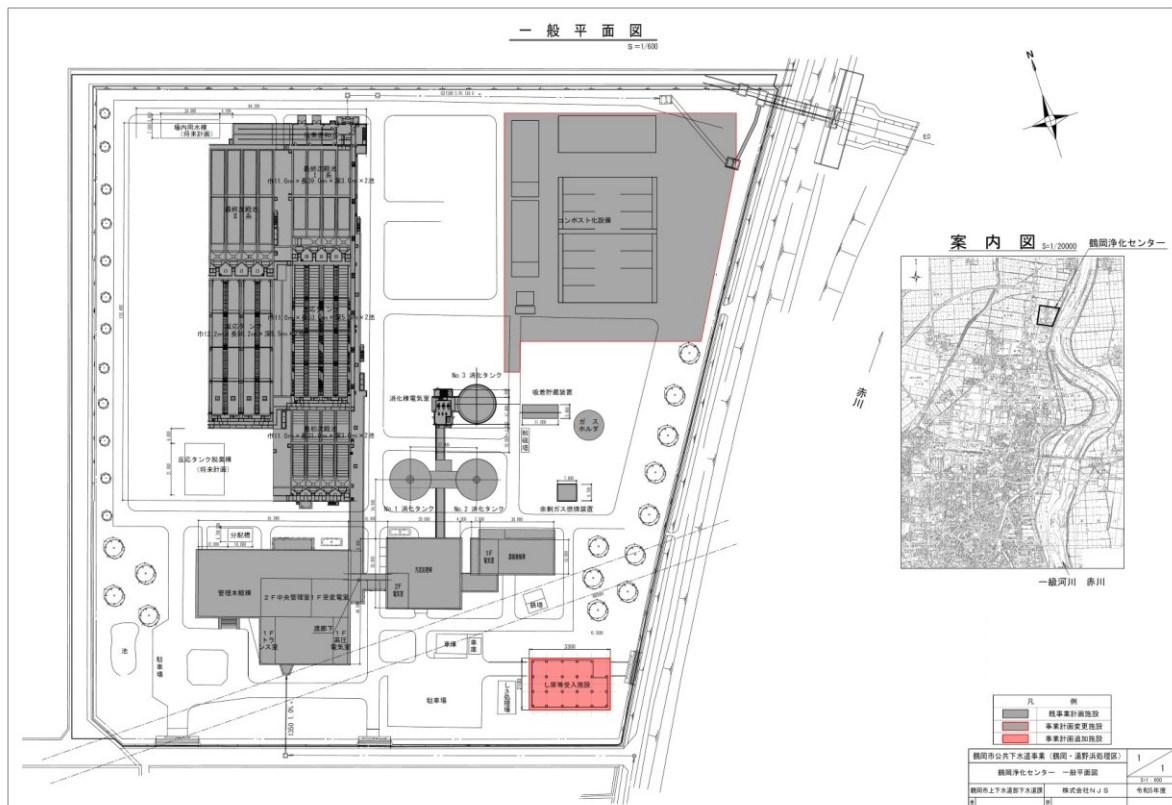
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市宝田三丁目 21-1
敷 地 面 積	約 6.9ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮、嫌気性消化、機械脱水
放 流 先	名称：赤川 水質環境基準：A-Ⅰ
供 用 開 始	昭和 55 年 5 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 31,800 m ³ /日 (事業計画) 日最大 : 37,600 m ³ /日 (同 上) 時間最大 : 64,600 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 38,800 m ³ /日 現有能力 : 38,800 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 1.75m 長 11.0m 深 0.9m 2水路
最初沈殿池	平行流式長方形池 幅 11.0m 長 31.0m 深 3.0m 4水路
反応槽	水中攪拌式+散気式(全面曝気)押出流長方形池 I系 幅 11.0m 長 53.0m 深 5.5m 4水路 II系 幅 12.2m 長 56.2m 深 5.5m 4水路 ※ I系 2水路、II系 3水路使用 能力 24,800 m ³ /日
最終沈殿池	平行流式長方形池 I系 幅 11.0m 長 39.0m 深 3.0m 4水路 II系 幅 12.2m 長 44.3m 深 3.5m 4水路
消毒設備	幅 1.8m 長 160.0m 深 2.2m 1水路 次亜塩素酸ソーダ注入設備 次亜塩素酸ソーダ貯留タンク 2基
汚泥濃縮設備	重力濃縮タンク 内径 6.5m 深 4.0m 2池 ベルト型ろ過濃縮機 30 m ³ /時 2台
汚泥消化設備	嫌気性加温式一段消化 外部加温式(熱交換器) 円筒形 容量 1,290 m ³ 2槽 亀甲形 容量 1,800 m ³ 1槽 ※消化ガスは全量を消化ガス発電事業者に売却 ※消化槽加温用の温水は消化ガス発電事業者から供給
ガスホルダ	乾式ガスホルダ 容量 1,200 m ³ 1基 吸着貯蔵タンク 貯蔵量 600 m ³ 1基 ※休止中
汚泥脱水設備	遠心脱水機 10 m ³ /時 2台 圧入式スクリーンプレス脱水機 15 m ³ /時 1台
主ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 350mm 13 m ³ /分 30kW 2台 口径 500mm 26 m ³ /分 55kW 2台(内1台予備)
送風機	多段ターボブロワ 口径 250mm 55 m ³ /分 120kW 2台 口径 300mm 110 m ³ /分 160kW 1台 230kW 1台(予備)
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 530kW 非常用自家発電設備 電圧 6,600V 出力 750kVA 原動機 ディーゼルエンジン(軽油)
進入可能汚泥運搬車両	8t 積級ダンプトラック

3. 湯野浜浄化センター

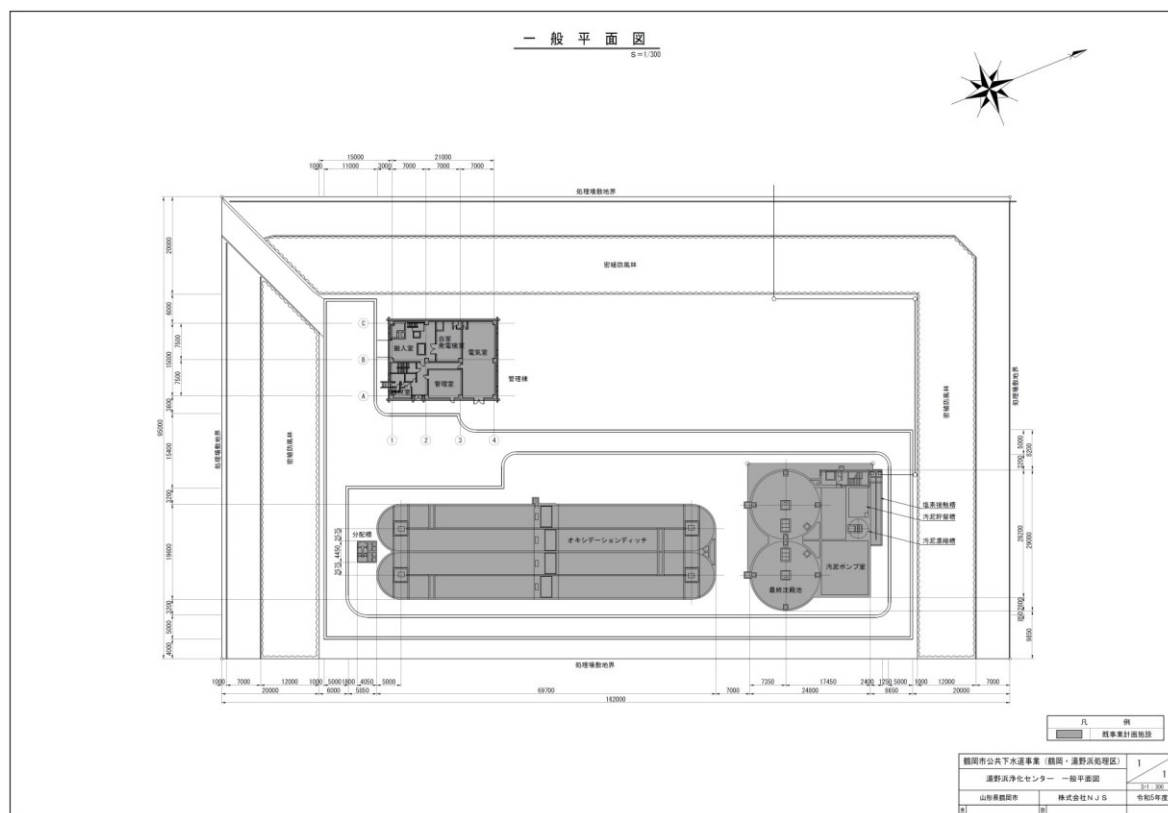
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市湯野浜字浜泉 488
敷 地 面 積	約 1.5ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：オキシデーションディッチ法 汚泥処理：濃縮後、大山中継ポンプ場へ搬出
放 流 先	名称：日本海 水質環境基準：なし
供 用 開 始	平成 4 年 10 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 1,830 m ³ /日 (事業計画) 日最大 : 2,300 m ³ /日 (同 上) 時間最大 : 3,980 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 3,100 m ³ /日 現有容量 : 3,100 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 0.8m 長 3.7m 深 0.25m 1水路
オキシデーション デイツチ	長円形循環流式 幅 4.5m 長 134.4m 深 2.5m 2池 ※7~9月以外は1池使用 能力 1,550 m ³ /日
最終沈殿池	放射流式円形沈殿池 径 13.9m 深 3.0m 2池
消毒設備	幅 1.0m 長 27.6m 深 1.2m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚泥濃縮設備	重力濃縮タンク 内径 4.0m 深 4.0m 1池
汚泥貯留槽	矩形槽 幅 4.0m 長 6.0m 深 3.9m 1槽
主ポンプ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ 口径 100mm 1.0 m ³ /分 3.7kw 2台 口径 150mm 2.0 m ³ /分 7.5kw 2台(内1台予備)
曝気攪拌機	No,1 0D 縦軸型機械式 酸素供給量 720kg-0 ₂ /日 18.5kW 2台 No,2 0D 縦軸型機械式 酸素供給量 720kg-0 ₂ /日 18.5kW 2台
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 90kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 100kVA 原動機 ディーゼルエンジン (軽油)
進入可能汚泥運搬車両	10 t 積級汚泥吸引車

4. 小堅浄化センター

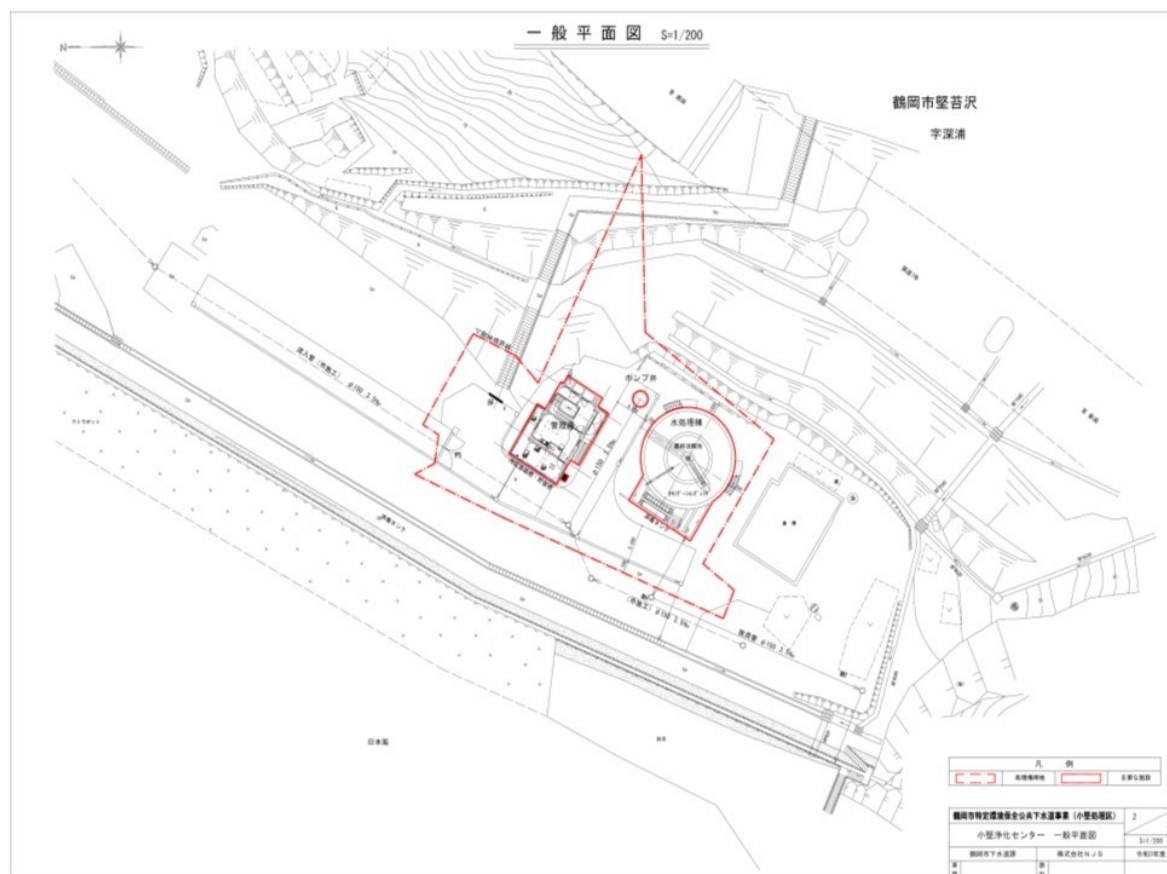
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市堅苔沢字深浦 191-34
敷 地 面 積	約 0.1ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：プレハブ式オキシレーションディッチ法 汚泥処理：濃縮後、大山中継ポンプ場へ搬出
放 流 先	名称：日本海 水質環境基準：なし
供 用 開 始	令和2年4月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 173 m ³ /日 (事業計画) 日最大 : 207 m ³ /日 (同 上) 時間最大 : 371 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 210 m ³ /日 現有能力 : 210 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

オキシデーション デイツチ	円環状循環流水路式 幅 2.7m 長 29.2m 深 3.0m 1池
最終沈殿池	放射流円形沈殿池 径 5.8m 深 3.0m 1池
消毒設備	開水路浸漬型紫外線消毒装置 幅 2.2m 長 4.5m 深 0.5m 1水路
汚泥濃縮設備	重力濃縮槽（中央駆動式汚泥かき寄せ機付） 幅 2.5m 長 2.5m 深 3.9m 1槽
汚泥貯留槽	矩形貯留槽 幅 2.5m 長 2.5m 深 3.9m 1槽
主ポンプ	吸込スクリー付水中汚水ポンプ 口径 80mm 0.26 m ³ /分 1.5kW 2台
曝気攪拌機	スクリー型 空気供給量 237 m ³ 4.5kW 2台
受電設備	動力 受電電圧 200V 契約電力 27kW 電灯 受電電圧 100V 従量電灯 15kVA
進入可能汚泥運搬車両	8 t 積級汚泥吸引車

5. 羽黒浄化センター

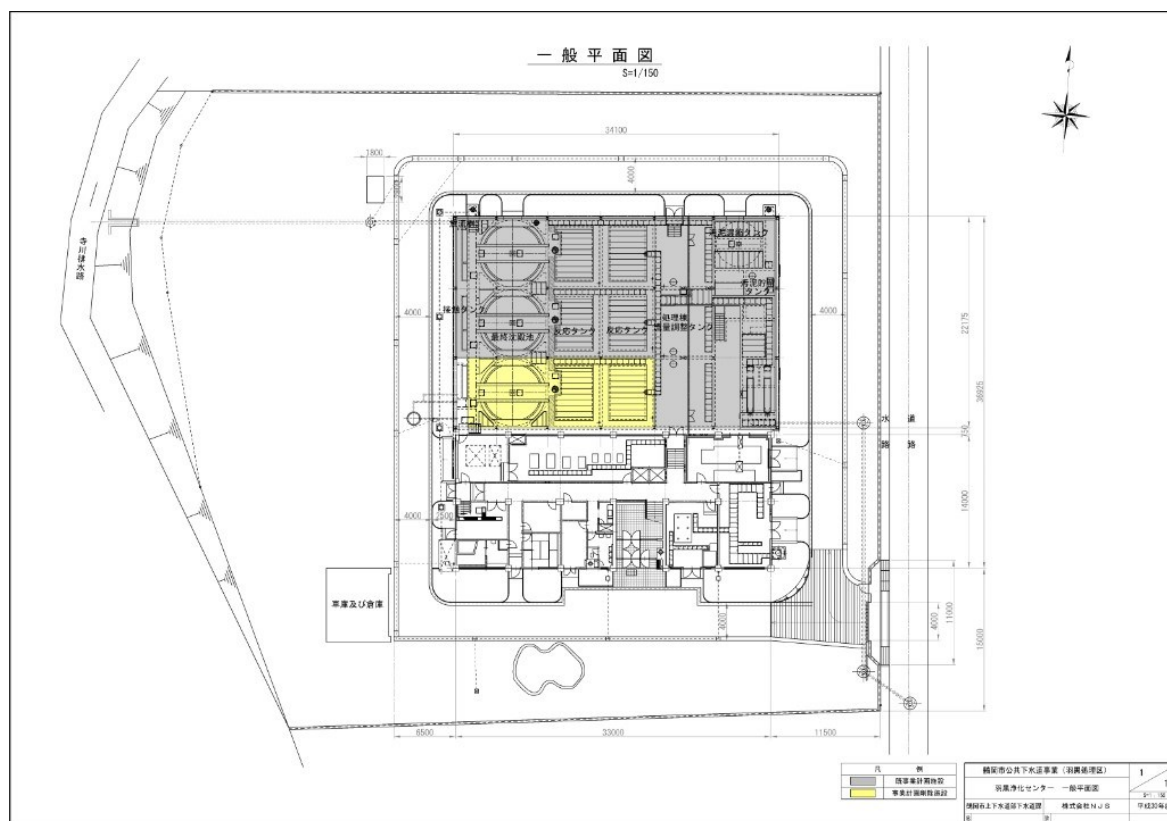
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市羽黒町坂ノ下字岩清水 62
敷 地 面 積	約 0.5ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：標準活性汚泥法 汚泥処理：濃縮後、鶴岡浄化センターへ搬出
放 流 先	名称：寺川排水路 水質環境基準：A-Ⅰ
供 用 開 始	昭和 60 年 6 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 1,030 m ³ /日 (事業計画) 日最大 : 1,420 m ³ /日 (同 上) 時間最大 : 2,060 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 1,800 m ³ /日 現有能力 : 2,200 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 1.6m 長 2.0m 深 2.14m 1水路
流量調整槽	矩形槽 幅 5.9m 長 7.0m 深 3.1m 3池 合計容量 372 m ³ 流調ポンプ 水中汚水ポンプ 口径 80mm 0.5 m ³ /分 1.5kw 3台(内1台予備)
反応槽	散気式(全面曝気) 押出流長方形池 幅 5.3m 長 7.0m 深 4.05m 2槽×3系列 ※2系列使用 能力 1,470 m ³ /日
最終沈殿池	放射流式円形沈殿池 径 7.0m 深 3.0m 3池
消毒設備	幅 1.0m 長 17.6m 深 1.6m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚泥濃縮設備	重力濃縮タンク 内径 5.0m 深 3.7m 1池
汚泥貯留槽	矩形槽 幅 3.0m 長 5.0m 深 3.7m 1槽
消化槽	嫌気性加温式一段消化 円筒形 容量 600 m ³ 1槽 ※休止中
ガスホルダ	ピロー型5段重 容量 220 m ³ 1基 ※休止中
送風機	ロータリーブロワ 口径 100mm 5.7 m ³ /分 11kw 3台(内1台予備)
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 41kW
進入可能汚泥運搬車両	8t 積級汚泥吸引車

(4) 主要処理施設の概要

沈 砂 池	なし
オキシデーション デ イ ッ チ	長円形循環流式 幅 4.0m 長 62.5m 深 3.0m 3池 ※2池使用 能力 1,500 m ³ /日
最 終 沈 殿 池	放射流式円形沈殿池 径 11.0m 深 3.5m 3池
消 毒 設 備	幅 1.0m 長 31.5m 深 1.0m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚 泥 濃 縮 設 備	重力濃縮タンク 内径 4.0m 深 3.0m 1池 ※休止中
汚 泥 脱 水 設 備	遠心脱水機 5 m ³ /時 1台 ※休止中
主 ポ ン プ	吸込スクリー付水中污水ポンプ (内1台予備) 口径 100mm 1.2 m ³ /分 7.5kW 2台 口径 100mm 1.1 m ³ /分 7.5kW 1台
送 水 ポ ン プ	吸込スクリー付水中污水ポンプ 口径 80mm 0.69 m ³ /分 5.5kW 2台 (内1台予備)
曝 気 攪 拌 機	No.1 0D 縦軸型機械式曝気装置 空気供給量 320kg-0 ₂ /日 11kW 2台 No.2 0D 縦軸型機械式曝気装置 空気供給量 320kg-0 ₂ /日 11kW 2台
受 電 設 備	受電電圧 6,600V 契約電力 77kW

7. あさひ浄化センター

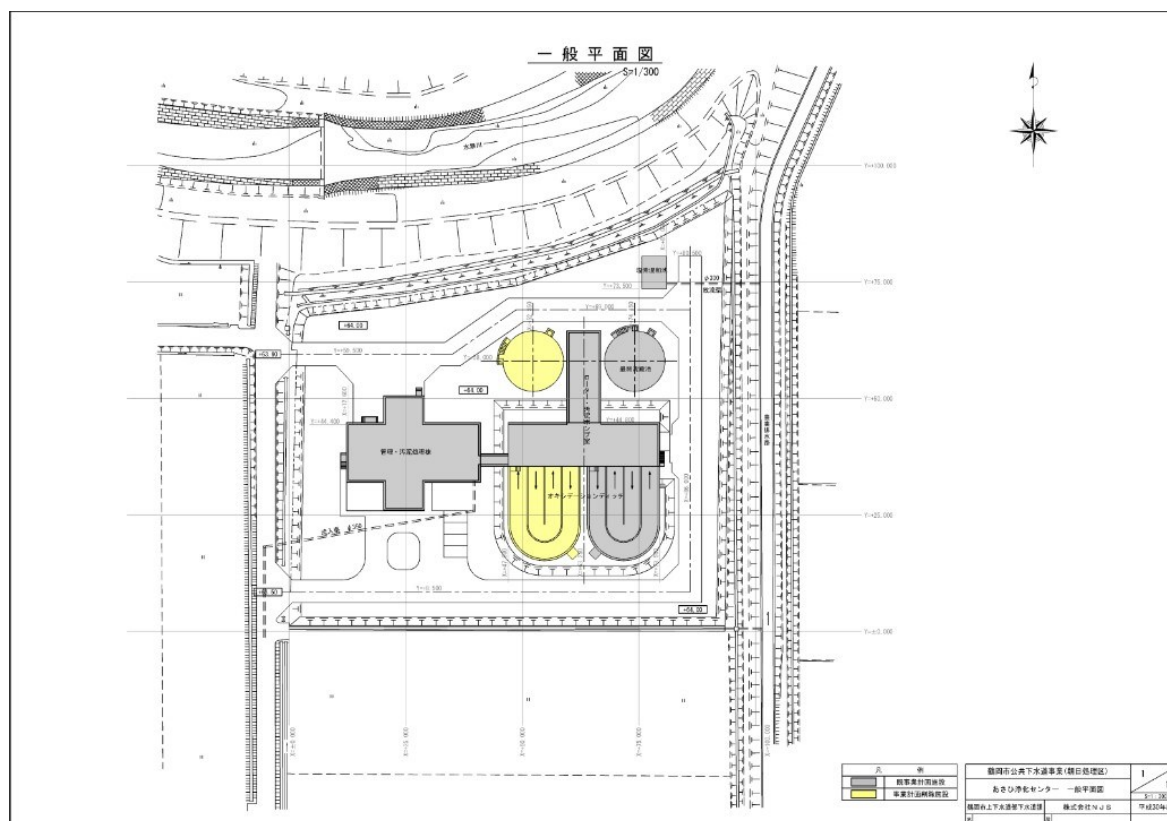
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市熊出字十王前 50
敷 地 面 積	約 0.7ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：オキシデーションディッチ法 汚泥処理：濃縮、機械脱水
放 流 先	名称：赤川 水質環境基準：A-Ⅰ
供 用 開 始	平成 12 年 7 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 660 m ³ /日 (事業計画)
	日最大 : 890 m ³ /日 (同 上)
	時間最大 : 1,520 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 910 m ³ /日
	現有能力 : 1,760 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	砂溜まり
オキシデーション ディッチ	馬蹄形循環流式 幅 3.5m 長 100.6m 深 2.5m 2池 ※1池使用 能力 880 m ³ /日
最終沈殿池	放射流式円形沈殿池 径 12.0m 深 3.5m 2池
消毒設備	幅 1.0m 長 18.4m 深 1.0m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚泥濃縮設備	重力濃縮タンク 内径 3.0m 深 3.5m 1池
汚泥脱水設備	遠心脱水機 5 m ³ /時 1台
主ポンプ	水中汚水ポンプ 口径 150mm 2.2 m ³ /分 11.0kW 2台 (内1台予備)
曝気攪拌機	縦軸型 羽根径 1,800mm 11.0kW 4台
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 67kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 100kVA 原動機 ディーゼルエンジン (軽油)
進入可能汚泥運搬車両	10 t 積級ダンプトラック

(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 0.8m 長 12.5m 深 0.57m 2水路
オキシデーション デイツチ	長円形循環流式 幅 5.0m 長 93.8m 深 2.5m 3池 ※2池使用 能力 2,300 m ³ /日
最終沈殿池	放射流式円形沈殿池 径 10.9m 深 3.0m 4池
消毒設備	幅 1.5m 長 22.5m 深 1.5m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚泥貯留槽	内径 3.0m 深 4.0m 1槽 幅 3.0m 長 4.5m 深 3.6m 1槽 ※休止中
汚泥脱水設備	多重板型スクリープレス脱水機 Φ200mm×3本 21kg-DS/h 1台
主ポンプ	水中汚水ポンプ 口径 100mm 1.4 m ³ /分 3.7kW 2台 口径 150mm 1.8 m ³ /分 7.5kW 1台
曝気攪拌機	スクリー式 空気供給量 5.3 m ³ /分 9kW 4台 空気供給量 2.65 m ³ /分(バルブ全開時) 4.5kW 4台 横軸ローター式 径 1,065 長 3,650mm 15kW 2台
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 73kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 75kVA 原動機 ディーゼルエンジン(軽油)
進入可能汚泥運搬車両	8t 積級ダンプトラック

9. 鼠ヶ関浄化センター

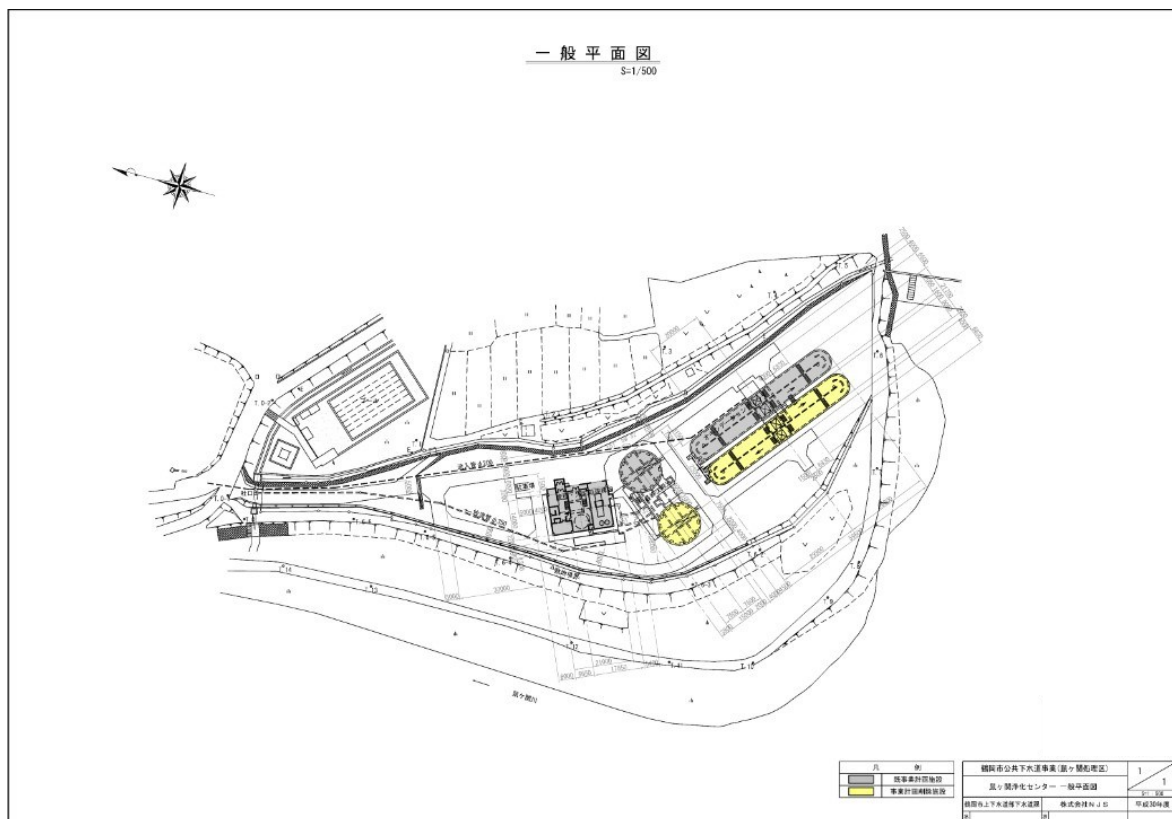
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市鼠ヶ関字横路 652-2
敷 地 面 積	約 0.9ha
排 除 方 式	分流式
処 理 方 式	下水処理：オキシデーションディッチ法 汚泥処理：濃縮、機械脱水
放 流 先	名称：鼠ヶ関川 水質環境基準：A-Ⅰ
供 用 開 始	平成 11 年 4 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 620 m ³ /日 (事業計画) 日最大 : 850 m ³ /日 (同 上) 時間最大 : 1,450 m ³ /日 (同 上)
処 理 能 力	事業計画 : 1,100 m ³ /日 現有能力 : 1,100 m ³ /日

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	なし。汚水はスクリーンユニット、着水井、分水槽を通り、OD槽に流入している。
オキシデーション ディッチ	長円形循環流式 幅 5.0m 長 100.7m 深 2.5m 1池
最終沈殿池	放射流式円形沈殿池 径 13.1m 深 3.5m 1池
消毒設備	幅 1.0m 長 16.0m 深 1.5m 1水路 固形塩素剤滅菌器 1台
汚泥濃縮設備	重力濃縮タンク 内径 4.0m 深 3.0m 1池
汚泥脱水設備	遠心脱水機 5 m ³ /時 1台
主ポンプ	なし
曝気攪拌機	スクリー式 空気供給量 4.86 m ³ /分(バルブ全開時) 9.0kW 2台 空気供給量 2.39 m ³ /分(バルブ全開時) 4.5kW 2台
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 47kW
進入可能汚泥運搬車両	10 t 積級ダンプトラック

10. 切添中継ポンプ場

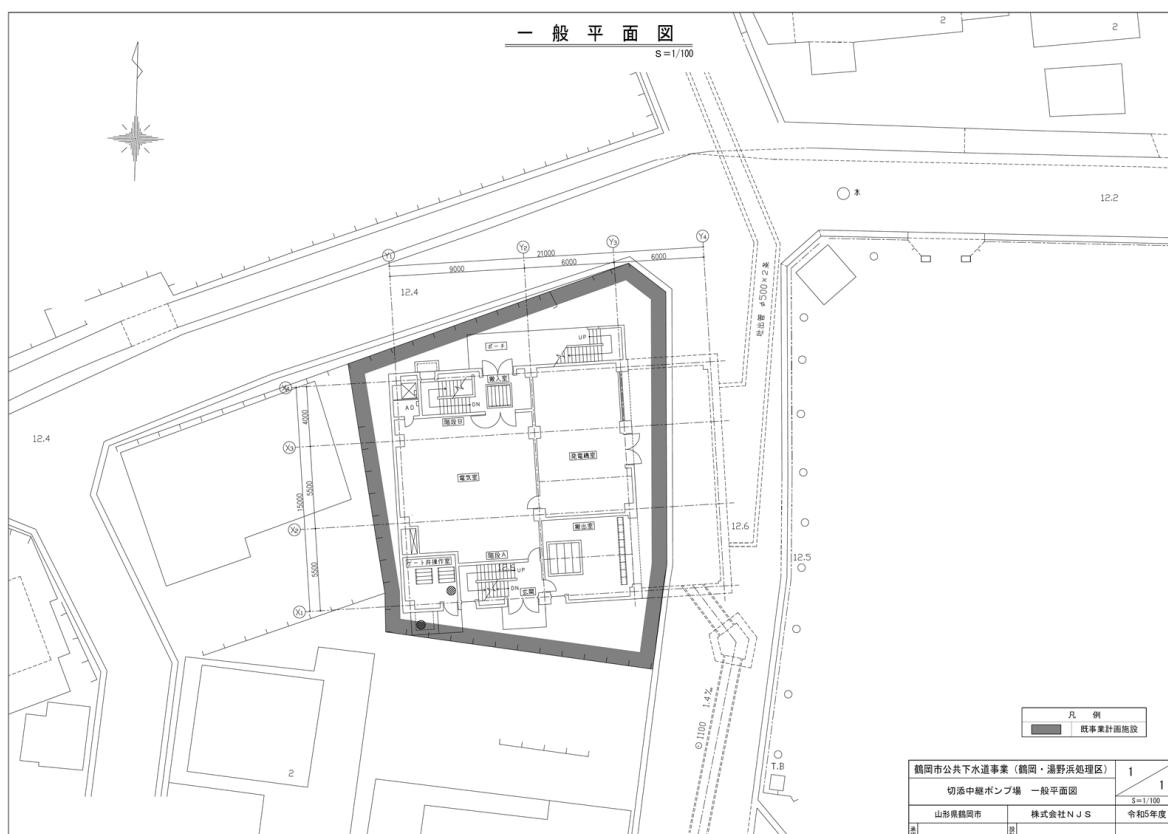
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市鳥居町 3-12
敷 地 面 積	約 500 m ²
排 除 方 式	分流式
処 理 区	鶴岡処理区
供 用 開 始	昭和 55 年 5 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 7.84 m ³ /分 (事業計画)
	日最大 : 9.45 m ³ /分 (同 上)
	時間最大 : 16.08 m ³ /分 (同 上)
揚 水 能 力	事業計画 : 16.00 m ³ /分
	現有能力 : 18.00 m ³ /分

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 1.0m 長 1.2m 深 1.13m 2水路
主ポンプ	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 250mm 6.0 m ³ /分 18.5kW 1台 (令和4年度更新) 口径 250mm 8.0 m ³ /分 30kW 1台 (事業計画外) 口径 300mm 10.0 m ³ /分 30kW 2台 (内1台予備)
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 60kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 250kVA 原動機 ディーゼルエンジン (A重油)

1 1. 新形中継ポンプ場

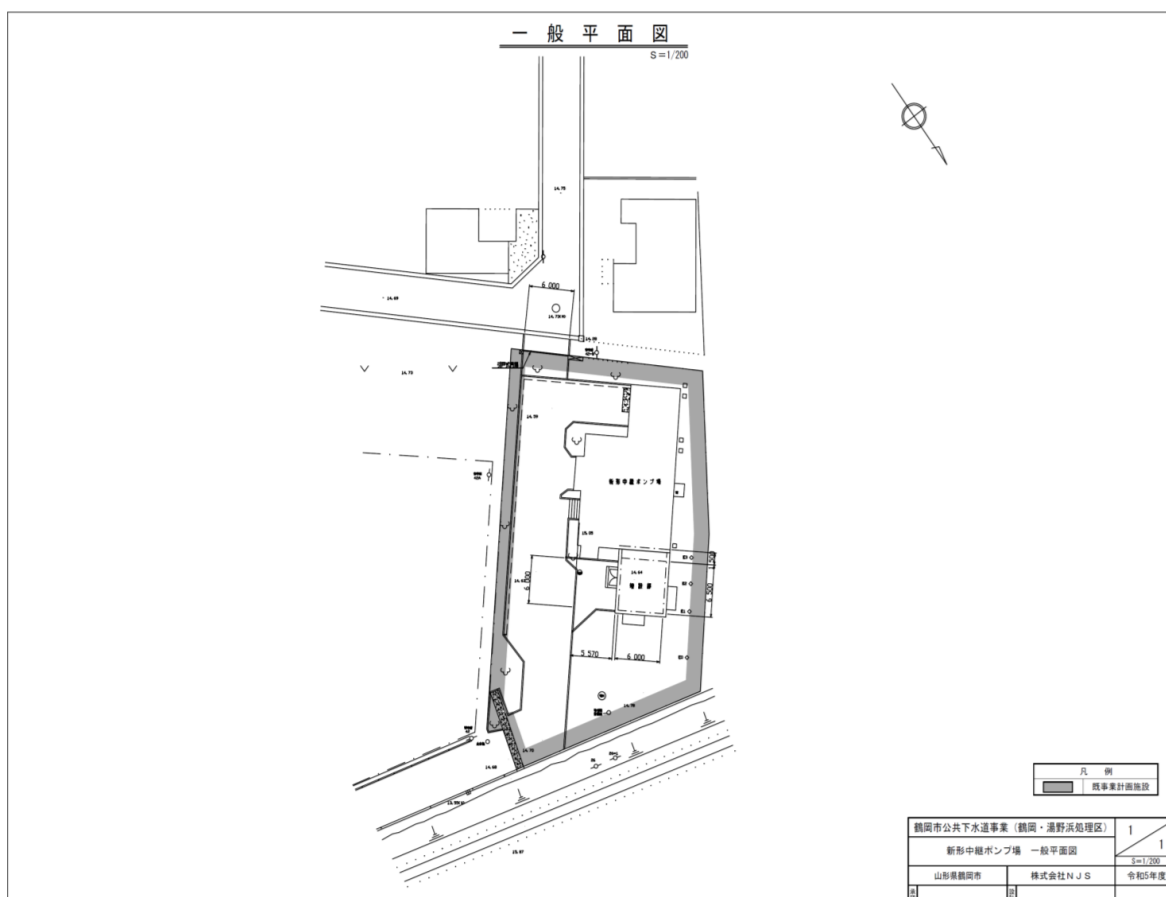
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市新形町 7-68
敷 地 面 積	約 1,500 m ²
排 除 方 式	分流式
処 理 区	鶴岡処理区
供 用 開 始	平成元年 3 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 9.33 m ³ /分 (事業計画) 日最大 : 11.08 m ³ /分 (同 上) 時間最大 : 18.66 m ³ /分 (同 上)
揚 水 能 力	事業計画 : 20.00 m ³ /分 現有能力 : 20.00 m ³ /分

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 1.0m 長 2.4m 深 1.0m 2水路
主ポンプ	水中汚水ポンプ 口径 150mm 2.5 m ³ /分 11kW 2台 ※口径 300mm 10.0 m ³ /分 37kW 1台へ更新予定 口径 300mm 10.0 m ³ /分 37kW 2台 (内1台予備)
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 37kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 150kVA 原動機 ディーゼルエンジン (軽油)

1 2. 大山中継ポンプ場

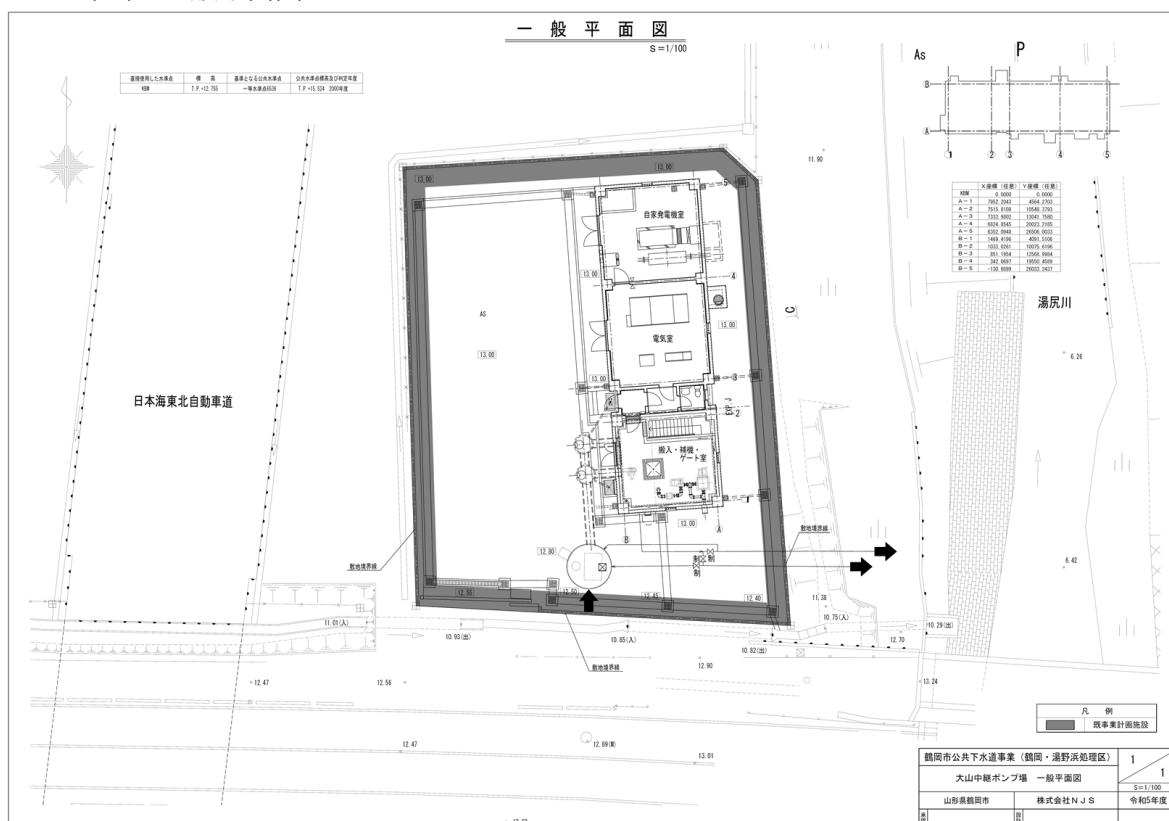
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市友江字川向 300-1
敷 地 面 積	約 630 m ²
排 除 方 式	分流式
処 理 区	鶴岡処理区
供 用 開 始	平成 27 年 12 月

(2) 計画汚水量等

計 画 汚 水 量	日平均 : 2.32 m ³ /分 (事業計画)
	日最大 : 2.67 m ³ /分 (同上)
	時間最大 : 4.34 m ³ /分 (同上)
揚 水 能 力	事業計画 : 5.40 m ³ /分
	現有容量 : 5.40 m ³ /分

(3) 一般平面図



(4) 主要処理施設の概要

沈砂池	平行流式長方形池 幅 1.0m 長 2.0m 深 1.0m 2水路
主ポンプ	水中汚水ポンプ(予旋回槽付、フライホイール付) 口径 150mm 2.7 m ³ /分 15kW 3台 (内1台予備)
受電設備	受電電圧 6,600V 契約電力 25kW 非常用自家発電設備 電圧 200V 出力 100kVA 原動機 ディーゼルエンジン (軽油)

1 3. 仮称 汚泥資源化施設

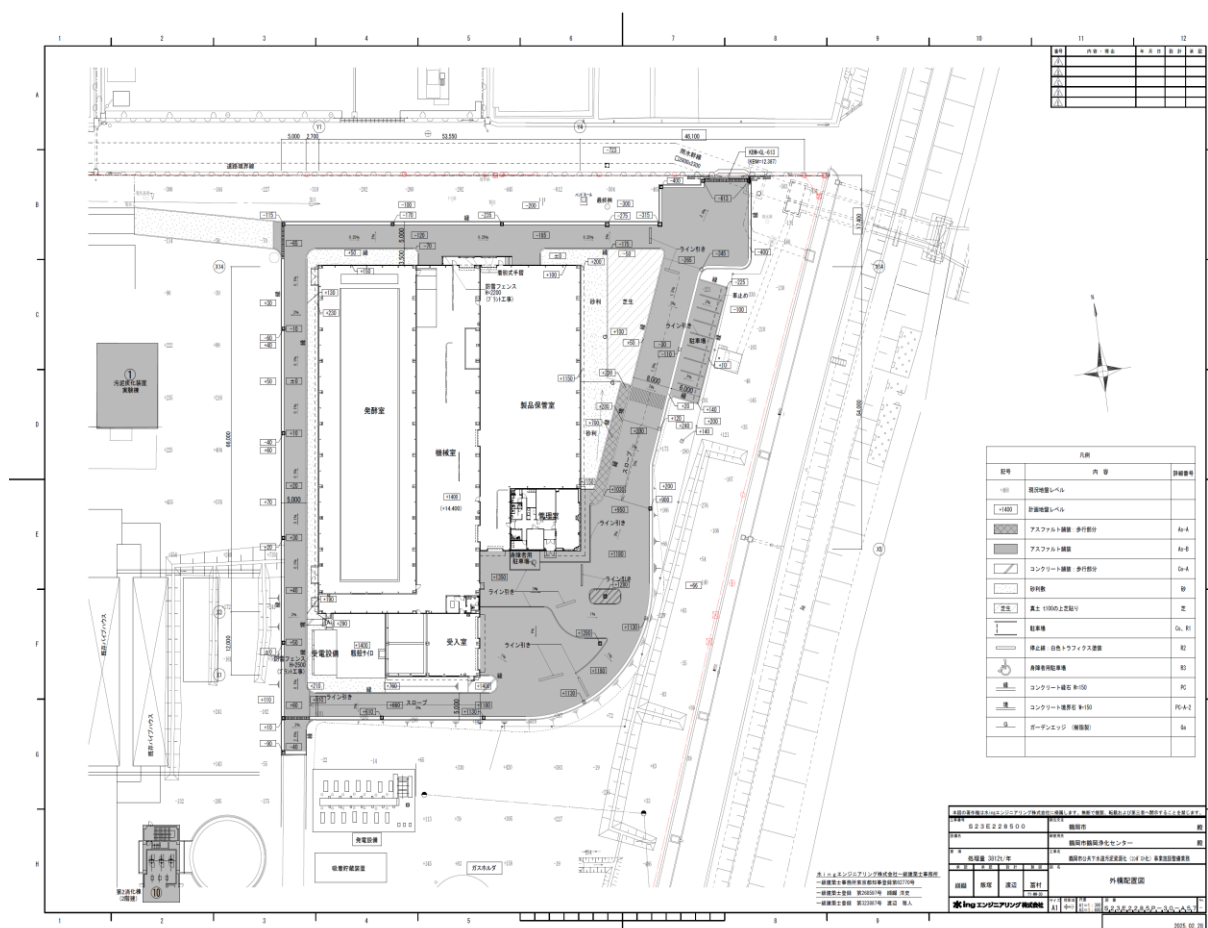
(1) 基本事項

位 置	鶴岡市宝田三丁目 21-1 鶴岡浄化センター 敷地内
処 理 方 式	パドル式攪拌方式
供 用 開 始	令和 9 年 4 月 (予定)

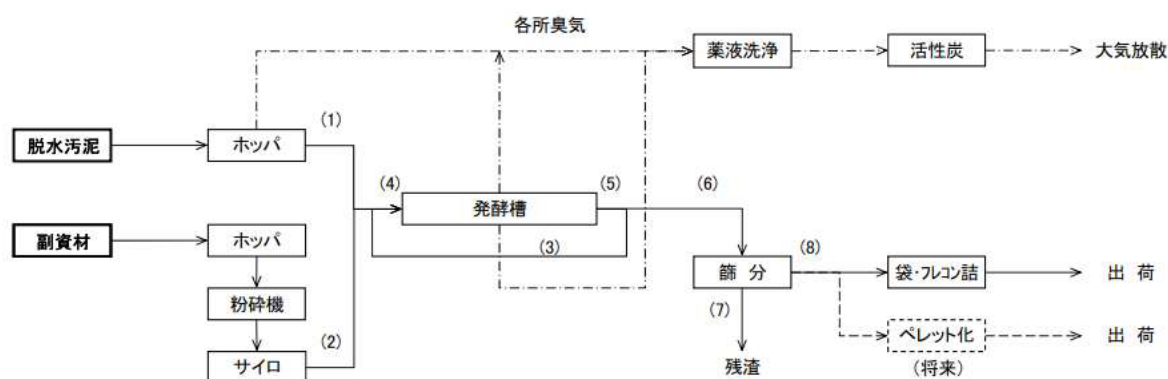
(2) 処理能力等

標 準 処 理 能 力	コンポスト生産量：1,620t/年 脱水汚泥処理量：3,338t/年 (脱水汚泥：13.6t/日 もみ殻：3.5t/日)
最 大 処 理 能 力	脱水汚泥処理量：3,812t/年 (脱水汚泥：15.6t/日 もみ殻：4.0t/日)

(3) 一般平面図



(4) 処理フロー



(5) 主要処理施設の概要

受入・前処理設備	脱水汚泥ホッパ 鋼製角形 容量 20 m ³ 1台 もみ殻ホッパ 鋼製角形 容量 20 m ³ 1台 もみ殻粉碎機 圧縮粉碎機 能力 1.25t/h 37kW 1台 もみ殻サイロ 円筒型 貯留量 50t 1台
コンポスト化設備	発酵槽 最大投入量 24.2t/日 一次発酵 14日間 二次発酵 28日間 角型 幅 11.7m 長 55.7m 1槽 攪拌装置 横型パドル式 パドル径 2.2m 55kW 1台 返送コンポストホッパ 鋼製角形 容量 10 m ³ 1台
製品化設備	篩分機 回転式円筒篩 能力 2t/h 0.75kW 1台 製品コンポストホッパ 鋼製角形 容量 10 m ³ 1台 袋詰装置 自動包装機 能力 80袋/h 3.0kW 1台 パレタイザ 自動充填装置 能力 80袋/h 4.3kW 1台 フレコン充填機 自動充填装置 能力 15袋/h 1.9kW 1台
脱臭設備	薬液洗浄塔 水・薬液洗浄 能力 450 m ³ /分 1台 活性炭吸着塔 水平充填式 能力 450 m ³ /分 1台 発酵槽吸引ファン 能力 450 m ³ /分 30kW 1台

1 4. 本市所有機材

下記の本市所有機材を使用する際は、事前に本市の了解を得ること。なお、汚泥運搬業務においては、湯野浜浄化センターから発生した濃縮汚泥を大山中継ポンプ場まで、受注者所有の運搬車両で運搬すること。また、小堅浄化センターから発生した濃縮汚泥を大山中継ポンプ場まで、羽黒浄化センターから発生した濃縮汚泥を鶴岡浄化センターまで、それぞれ本市所有の運搬車両で運搬すること。なお、受注者は、その調整を行うこと。

(1) 移動用発電機

鶴岡浄化センター	電圧 200V	出力 20kVA	ディーゼルエンジン	1台
	電圧 200V	出力 37kVA	ディーゼルエンジン	1台
	電圧 200V	出力 53kVA	ディーゼルエンジン	1台
	電圧 200V	出力 65kVA	ディーゼルエンジン	1台
	電圧 100V	出力 1.2kVA	ガソリンエンジン	1台
	電圧 100V	出力 4kVA	ガソリンエンジン	2台
羽黒浄化センター	電圧 200V	出力 37kVA	ディーゼルエンジン	1台
櫛引浄化センター	電圧 200V	出力 37kVA	ディーゼルエンジン	1台
鼠ヶ関浄化センター	電圧 200V	出力 37kVA	ディーゼルエンジン	1台

(2) 車両

鶴岡浄化センター	汚泥吸引車			
	最大積載量	3.7 m ³	ディーゼルエンジン	1台
仮称 汚泥資源化施設	電動フォークリフト (予定)			
	定格荷重	1,000kg	充電入力	3相 200V 1台

別紙3（第12条関連）有資格者の配置

1. 施設運転維持管理業務に係る有資格者の配置

※業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- | | |
|--|-------|
| (1) 下水道第3種技術検定合格者又は下水道管理技術認定(処理施設)合格者で
実務経験2年以上の者 | 10名以上 |
| うち、実務経験10年以上の者 | 2名以上 |
| (2) 甲種又は乙種第4類危険物取扱者 | 2名以上 |
| (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 | 3名以上 |
| (4) 電気工事士（第1種）又は認定電気工事従事者 | 3名以上 |
| (5) クレーン運転業務特別教育修了者 | 2名以上 |
| (6) 玉掛け技能講習修了者 | 2名以上 |
| (7) 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 | 2名以上 |
| (8) アーク溶接等業務特別教育修了者 | 1名以上 |
| (9) 環境計量士（濃度） | 1名以上 |
| (10) フォークリフト運転技能講習修了者 | 1名以上 |

2. スtockマネジメント計画策定業務に係る有資格者の配置

※業務実績は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、公共機関等が発注し、完了した業務の実績とする。

- | | |
|---|------|
| (1) 管理技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する管理技術者を務めた業務実績を有する者 | 1名以上 |
| (2) 担当技術者（建築）：
一級建築士の資格を有する者 | 1名以上 |
| (3) 担当技術者（機械）：
技術士（機械部門）又は技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有する者 | 1名以上 |
| (4) 担当技術者（電気）：
技術士（電気電子部門）の資格を有する者 | 1名以上 |
| (5) 照査技術者：
技術士（総合技術監理部門（上下水道－下水道））の資格を有し、処理場及びポンプ場のStockマネジメント計画策定業務に関する照査技術者を務めた業務実績を有する者 | 1名以上 |

別紙4（第20条関連）リスク分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	受注者
選定	契約締結リスク	本市の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責により契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
		本市による記載の誤り、又は内容の変更による場合	○	
共通	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本業務に直接関係しない法令等の変更		○
	許認可リスク	本市が取得する許認可の遅延によるもの	○	
		受注者が取得する許認可の遅延によるもの		○
	税制の変更リスク	本業務に直接関係する新税制度の設立や税率の変更	○	
		法人に課される税金のうち、その利益に課される者の税制度の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行った不適切な業務により第三者に与えた損害		○
		上記以外の原因により第三者に与えた損害	○	
	住民問題リスク	本業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動及び訴訟	○	
		受注者が実施した不適切な業務に対して生じた住民反対運動及び訴訟		○
	環境保全リスク	受注者の行った不適切な業務に起因する、周辺水環境の悪化、騒音、振動又は臭気等の環境問題		○
		上記以外のもの	○	
	業務中止及び延期に関するリスク	本市の指示又は債務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄及び破棄によるもの		○
物価金利変動リスク	履行期間中のインフレ及びデフレ	○		
維持管理	業務量の増大リスク	不可抗力又は本市の指示による業務の増大	○	
		上記外のもの		○
	突発的に必要となった修繕費の増大リスク	受注者の責による修繕費の増大		○
		上記外のもの	○	
	事故、災害リスク	受注者の責による事故及び災害等の発生（再委託先及び関係者による事故、施設及び設備の損傷、場内の不法投棄等含む）		○
		上記以外のもの	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による施設及び設備の損傷	○	
	修繕等の遅延リスク	本市が実施する修繕、第三者委託の遅延による施設及び設備の機能の不足	○	
		受注者が実施する修繕、第三者委託の遅延による施設及び設備の機能の不足		○
	施設、設備の損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設及び設備の損傷		○
		受注者の責による事故、災害等による施設及び設備の損傷		○
		上記以外のもの	○	
	要求水準の未達リスク	流入基準以内の条件下での要求水準の未達		○
		流入基準を超える条件下での要求水準の未達	○	
不可抗力による要求水準の未達		○		

別紙5（第23条関連）流入水量等の実績

1. 流入水量の実績（m³/日） ※上段：日平均、中段：日最大、下段：晴天時最大

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	27,698	27,716	27,503	27,560	27,197
	51,640	43,340	43,820	73,850	48,960
	34,440	34,940	33,840	53,530	32,730
湯野浜浄化センター	1,095	1,000	948	952	1,018
	1,588	1,614	1,501	1,929	1,523
	1,588	1,355	1,342	1,497	1,401
小堅浄化センター	85	108	110	116	114
	156	158	161	165	157
	117	155	147	149	144
羽黒浄化センター	1,014	1,061	994	1,070	906
	3,015	3,689	2,632	3,306	2,814
	1,492	1,272	1,249	1,318	1,639
櫛引浄化センター	1,493	1,504	1,539	1,577	1,446
	2,084	2,785	2,198	2,634	1,965
	1,743	1,672	1,665	1,757	1,624
あさひ浄化センター	453	468	463	461	395
	593	589	588	771	516
	469	495	544	503	402
温海浄化センター	920	998	1,081	1,001	955
	2,236	3,498	2,654	2,411	1,910
	1,157	1,934	1,317	1,274	1,412
鼠ヶ関浄化センター	407	436	435	419	380
	514	722	707	569	583
	514	704	707	505	561

2. 揚水量の実績（m³/日） ※日平均

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
切添中継ポンプ場	9,608	9,553	9,410	9,537	9,409
新形中継ポンプ場	8,558	8,541	8,478	8,682	8,544
大山中継ポンプ場	1,688	1,719	1,686	1,828	1,802

3. 流入水BOD濃度の実績 (mg/L) ※平均値

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	230	246	228	215	209
湯野浜浄化センター	197	189	182	179	179
小堅浄化センター	207	237	200	214	206
羽黒浄化センター	206	206	211	209	180
櫛引浄化センター	241	244	232	238	225
あさひ浄化センター	235	274	246	243	235
温海浄化センター	186	186	172	160	167
鼠ヶ関浄化センター	219	222	209	239	233

4. 流入水SS濃度の実績 (mg/L) ※平均値

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	200	206	203	190	195
湯野浜浄化センター	160	153	147	147	154
小堅浄化センター	181	190	188	195	196
羽黒浄化センター	172	167	173	168	153
櫛引浄化センター	218	221	207	206	203
あさひ浄化センター	218	244	239	233	222
温海浄化センター	158	161	156	139	146
鼠ヶ関浄化センター	217	209	213	233	226

5. 放流水BOD濃度の実績 (mg/L) ※平均値

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	2.0	2.1	2.4	2.2	2.4
湯野浜浄化センター	1.4	1.3	0.7	1.2	1.3
小堅浄化センター	6.0	3.9	3.1	1.7	1.5
羽黒浄化センター	2.6	2.5	2.7	3.0	3.5
櫛引浄化センター	1.9	2.1	2.0	2.0	2.2
あさひ浄化センター	1.3	1.6	1.8	1.1	1.6
温海浄化センター	1.5	2.1	1.7	1.2	1.6
鼠ヶ関浄化センター	2.1	2.4	2.8	2.4	2.3

6. 放流水SS濃度の実績 (mg/L) ※平均値

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	1.7	1.6	1.8	2.0	1.4
湯野浜浄化センター	1.6	1.4	0.4	0.8	0.3
小堅浄化センター	11.9	3.8	4.3	3.2	2.5
羽黒浄化センター	2.5	2.8	3.3	3.6	4.3
櫛引浄化センター	2.8	2.5	2.6	2.6	2.5
あさひ浄化センター	1.4	1.7	1.6	1.1	1.2
温海浄化センター	2.1	2.0	1.1	1.5	1.2
鼠ヶ関浄化センター	2.6	2.1	3.0	3.1	2.6

7. 濃縮汚泥搬出量の実績 (m³/年) ※年間合計

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
湯野浜浄化センター →大山中継ポンプ場	2,886	3,071	3,097	3,134	3,193
小堅浄化センター →大山中継ポンプ場	176	250	363	322	326
羽黒浄化センター →鶴岡浄化センター	2,523	2,348	1,931	1,824	1,983
羽黒浄化センター →櫛引浄化センター	0	0	366	333	0

8. 脱水汚泥搬出量の実績 (t/年) ※年間合計

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴岡浄化センター	3,960	3,906	3,831	4,007	3,874
あさひ浄化センター	122	106	120	94	104
温海浄化センター	179	180	167	151	169
鼠ヶ関浄化センター	108	128	125.76	101	104

9. 鶴岡浄化センター消化ガス発電施設の実績 ※年間合計

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消化ガス売却量 (Nm ³ /年)	1,061,308	1,030,914	956,822	988,450	1,026,519
売電量 (kWh/年)	1,891,232	1,825,018	1,690,399	1,739,495	1,793,307
温水供給量 (MJ/年)	6,332,701	5,955,144	5,589,999	5,852,903	5,604,347

別紙6（第23条関連）流入水の予定水量等

1. 流入水の予定水量（m³/日） ※日平均

	鶴岡 浄化センター	湯野浜 浄化センター	小堅 浄化センター	羽黒 浄化センター
令和9年度	27,015	1,015	112	892
令和10年度	26,925	1,013	110	885
令和11年度	26,834	1,011	108	878
令和12年度	26,885	1,010	107	871
令和13年度	26,562	1,008	105	863
令和14年度	26,317	1,007	104	859
令和15年度	26,155	1,006	103	855
令和16年度	25,995	1,005	102	851
令和17年度	25,833	1,004	101	847
令和18年度	25,673	1,003	100	843

	櫛引 浄化センター	あさひ 浄化センター	温海 浄化センター	鼠ヶ関 浄化センター
令和9年度	1,414	383	935	406
令和10年度	1,398	377	925	419
令和11年度	1,382	589	915	432
令和12年度	1,500	583	905	469
令和13年度	1,478	568	897	462
令和14年度	1,468	561	892	458
令和15年度	1,457	553	888	454
令和16年度	1,446	545	884	450
令和17年度	1,435	538	880	447
令和18年度	1,425	530	876	443

別紙7（第24、27条関連）流入基準

1. 水量に関する流入基準（m³/日）

施設名称	日最大処理水量※ ¹	時間最大処理水量※ ²
鶴岡浄化センター	38,800	64,600
湯野浜浄化センター	3,100	3,980
小堅浄化センター	210	371
羽黒浄化センター	2,200	2,060
櫛引浄化センター	2,300	3,520
あさひ浄化センター	1,760	1,520
温海浄化センター	3,450	2,270
鼠ヶ関浄化センター	1,100	1,450

※1 現有能力とする。

※2 事業計画値とする。

2. 水質に関する流入基準（mg/L）

施設名称	BOD※ ³	SS※ ³
鶴岡浄化センター	303	322
湯野浜浄化センター	344	248
小堅浄化センター	291	334
羽黒浄化センター	310	326
櫛引浄化センター	303	284
あさひ浄化センター	412	376
温海浄化センター	254	323
鼠ヶ関浄化センター	311	290

※3 令和7年度実績（最大値）とする。

別紙8（第28、30条関連）簡易修理

簡易修理とは、受注者の負担で部品及び消耗品を入手して受注者の責任で修理するもの。

受注者が実施すべき簡易修理を例示する。ただし、高度な技術、特殊な技術、特殊な車両、高所作業、仮設足場の設置作業、複雑な作業を要する場合は、簡易修理とはみなさない。

また、簡易修理により発生した廃棄物は、受注者の負担で適正に処分すること。

1. 機械設備

- (1) ポンプ内の異物除去、分解清掃
- (2) バルブ類の異物除去、分解清掃
- (3) 50A以下の小口径管の簡易修理
- (4) 小口径バルブ類の簡易修理
- (5) ファン類、ポンプ類のVベルト交換
- (6) バルブコントローラー等の警報発生時の原因調査
- (7) 機器故障時の原因調査
- (8) 送風機の潤滑油交換
- (9) 各種機械の潤滑油交換
- (10) 水処理及び汚泥処理を継続させるための調査
- (11) その他、これらの簡易修理と同等な技量で対応できる簡易修理

2. 電気設備

- (1) 表示ランプ、ヒューズ類の交換
- (2) MCCBの交換
- (3) コンタクター類の交換
- (4) 補助リレー、タイマー類の交換
- (5) 機器や電路の絶縁不良時の原因調査
- (6) 水処理及び汚泥処理を継続させるための調査
- (7) その他、これらの簡易修理と同等な技量で対応できる簡易修理

3. 土木・建築

- (1) 土木工作物や建物の簡易修理
- (2) 水処理及び汚泥処理施設の緊急時の調査
- (3) 建具の簡易修理
- (4) 錆の発生した鉄部や手すり等のケレン及び塗装
- (5) その他、これらの簡易修理と同等な技量で対応できる簡易修理

4. 付帯設備

- (1) 小便器、大便器等の配管、フラッシュバルブ等の簡易修理
- (2) ポールタップ等の調整や簡易修理
- (3) 照明器具、配線器具等の簡易修理
- (4) 照明器具、誘導灯等のランプ、点灯管等の交換
- (5) 非常照明、誘導灯、防火戸等の非常用蓄電池の交換
- (6) その他、これらの簡易修理と同等な技量で対応できる簡易修理

別紙9（第25、26、28、32条関連）水質・汚泥試験業務

1. 水質・汚泥試験業務

対象検体について、サンプリング及び各試験を実施すること。

(1) 鶴岡浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
平常試験	流入水、初沈流入水、 初沈越流水、終沈越流水	水温、pH、COD	5回以上/週
	放流水	水温、pH、COD、透視度、残留塩素	
	反応槽（好気槽）	水温、pH、COD、MLDO、SV	
反応槽試験	嫌気槽	SS、ORP、P04-P	1回以上/週
	好気槽	SS、有機分、SVI、ORP、P04-P	
	返送汚泥	SS、有機分	
硝化試験	初沈越流水、終沈越流水	T-N、NO2-N、NO3-N	1回以上/週
負荷試験	流入水、初沈流入水、 初沈越流水、終沈越流水	SS、BOD	1回以上/週
	放流水	SS、BOD、大腸菌数	
通日試験	流入水、初沈流入水、 初沈越流水、終沈越流水	SS、COD、BOD	4回以上/年
	反応槽（好気槽）	MLSS	
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質（鉱物油・動植物油）、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB	6回以上/年
		カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀（アルキル水銀）、セレン、ホウ素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガ、クロム、フッ素、 ベンゼン、VOC(10項目)、1,4-ジオキサン	1回以上/月
		有機燐、チウラム、シマジン、チオベンカルブ	2回以上/年
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 通日試験、精密試験の実施日は、平常試験の一部を省略する。

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8：00～9：00、13：00～14：00、18：00～19：00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	生汚泥、余剰汚泥、 重力濃縮汚泥、 機械濃縮汚泥、供給汚泥	温度、pH、TS、VTS	1回以上/週
	分離液	SS	
消化槽試験	投入汚泥	温度、pH、TS、VTS	1回以上/週
	消化槽汚泥	温度、pH、TS、VTS、アルカリ度、 揮発性有機酸	
脱水試験	脱水機供給汚泥	温度、TS、pH、VTS、アルカリ度	1回以上/週
	脱水機分離液	温度、SS、pH、VTS	
	凝集剤溶解液	温度、TS	
	脱水ケーキ	含水率	脱水毎現場測定 脱水開始時及び 終了時の2回以上
水銀試験	脱水消化汚泥（脱水前）	T-Hg	1回以上/週
汚泥溶出試験	脱水ケーキ	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀（アルキル水銀）、セレン、 VOC（11項目）、PCB、チウラム、シマジン、 チオホルパ、有機リン、熱灼減量、含水率	1回以上/年

(2) 湯野浜浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、1,4-ジブチキソ	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	ディッチ	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	ディッチ	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	COD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	重力濃縮汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月

(3) 小堅浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマソソ、チオベンカルブ、1,4-ジブチキソソ	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	ディッチ	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	ディッチ	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	COD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	余剰汚泥、重力濃縮汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月

(4) 羽黒浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、1,4-ジオキサソ	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度 現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	反応槽	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	反応槽	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	余剰汚泥、重力濃縮汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月

(5) 櫛引浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、1,4-ジブチキサン	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度 現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	ディッチ	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	ディッチ	SVI、MLSS、MLVSS	
	終沈越流水	SS、COD、BOD、ATU-BOD	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
汚泥試験	返送汚泥	pH、SS、VSS	2回以上/月

③ 分水路

試験名	対象検体	分析項目	頻度
分水路試験	分水路水(上流、下流)	BOD、SS	3回以上/年

(6) あさひ浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマヅソ、チオベンカルブ、1,4-ジブチキサン	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	ディッチ	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	ディッチ	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	余剰汚泥、重力濃縮汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月
脱水試験	脱水ケーキ	含水率	脱水毎現場測定 脱水開始時及び 終了時の2回以上
汚泥溶出試験	脱水ケーキ	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀(アルキル水銀)、セレン、 VOC(11項目)、PCB、チウラム、シマヅソ、 チオベンカルブ、有機燐、熱灼減量、含水率	1回以上/年

(7) 温海浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油・動植物油)、 NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、1,4-ジブチキサン	2回以上/年
平常試験①	流入水	水温、pH、	巡回点検の都度現場測定
	放流水	水温、pH、透視度、残留塩素	
	ディッチ	水温、pH、SV	
平常試験②	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回以上/週
	ディッチ	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO2-N、NO3-N、NH3-N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
汚泥試験	返送汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月
脱水試験	脱水ケーキ	含水率	巡回日に現場測定 2回以上
汚泥溶出試験	脱水ケーキ	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀(アルキル水銀)、セレン、 VOC(11項目)、PCB、チウラム、シマジソ、 チオベンカルブ、有機燐、熱灼減量、含水率	1回以上/年

(8) 鼠ヶ関浄化センター

① 水処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、 ノマルヘキサン抽出物質(鉱物油、動植物 油)、NO ₃ -N、NO ₂ -N、NH ₄ -N	2回以上/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、 砒素、総水銀(アルキル水銀)、セレン、杓素、 フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、 溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、 ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、 チウラム、シマゾソ、チオベンカルブ、1,4-ジチオキサソ	2回以上/年
平常試験	流入水、放流水、ディツチ	水温、pH、 透視度、残留塩素(放流水のみ)、 SV(ディツチのみ)	巡回点検の都度 現場測定
		SS、COD、BOD(流入水・放流水)、 SVI、MLSS、MLVSS(ディツチのみ)	1回以上/週
窒素・燐試験	流入水、放流水(滅菌前)	T-N、NO ₂ -N、NO ₃ -N、NH ₃ -N、T-P	2回以上/月
日間平均試験	放流水 朝、昼、夕の3検体/日以上	BOD、SS	6回以上/年

※ 日間平均試験のサンプリングは、原則として、8:00~9:00、13:00~14:00、18:00~19:00の3検体以上とする。

② 汚泥処理施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
濃縮試験	重力濃縮汚泥、返送汚泥	pH、TS、VTS	2回以上/月
脱水試験	脱水ケーキ	含水率	脱水毎現場測定 脱水開始時及び 終了時の2回以上
汚泥溶出試験	脱水ケーキ	カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、 総水銀(アルキル水銀)、セレン、 VOC(11項目)、PCB、チウラム、シマゾソ、 チオベンカルブ、有機燐、熱灼減量、含水率	1回以上/年

(9) 仮称 汚泥資源化施設

試験名	対象検体	分析項目	頻度
平常試験	脱水ケーキ、 発酵槽投入汚泥、 発酵槽排出汚泥	含水率、有機分	1回以上/週
	製品	含水率、有機分、pH	
精密試験	製品	水銀、砒素、カドミウム、銅、亜鉛、カルシウム、マグネシウム、全窒素、有機炭素、ニッケル、クロム、鉛	1回以上/月
肥効試験	製品	全窒素、全リン、カルシウム	2回以上/年

2. 集落排水処理場の水質試験業務

集落排水処理場でサンプリングされた検体について、各試験を実施すること。

(1) 対象施設

施設名称	放流水試験等	日間平均試験	活性汚泥試験	備考
上郷地区浄化センター	○	○	○	JARUS-0D型
西目地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
田川地区浄化センター	○	○	○	JARUS-XⅣ型
由良地区浄化センター	○	○	○	JARUS-XⅣ型
川尻地区浄化センター	○	—	—	JARUS-V型
新屋敷平形地区浄化センター	○	—	—	JARUS-V型
渡前地区浄化センター	○	○	○	JARUS-0D型
大谷地区浄化センター	○	—	—	JARUS-I型
添川地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
東栄地区浄化センター	○	○	○	JARUS-XⅣ型
羽黒北部地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
中川代地区浄化センター	○	—	—	JARUS-I型
今野地区浄化センター	○	—	—	JARUS-I型
羽黒南部地区浄化センター	○	○	○	JARUS-XⅣ型
松根地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
たらのき代地区浄化センター	○	—	—	JARUS-I型
東岩本地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
大泉地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
大網地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
山五十川地区浄化センター	○	○	—	JARUS-Ⅲ型
小国地区浄化センター	○	—	—	JARUS-I型

(2) 放流水試験等 (21 処理場)

試験名	対象検体	分析項目	頻度
放流水試験	放流水	pH、SS、BOD、COD、大腸菌数、D0、全窒素、ノルマルヘキサン抽出物質	1回/月
		NH4-N、NO3-N、NO2-N	3回/年
		T-P	2回/年
流入水試験	流入水	pH、SS、BOD	6回/年
汚泥試験	濃縮汚泥	pH、TS、VTS、SV、SVI、全窒素	2回/年

(3) 日間平均試験 (14 処理場)

試験名	対象検体	分析項目	頻度
日間平均試験	放流水 (3 検体/日以上)	BOD、SS	4 回/年

(4) 活性汚泥試験 (6 処理場)

試験名	対象検体	分析項目	頻度
活性汚泥試験	活性汚泥	SV、SVI、MLSS、MLVSS	1 回/月

(5) 松根地区浄化センター 追加項目

試験名	対象検体	分析項目	頻度
農業用水用試験	放流水	COD、電気伝導度、As、Zn、Cu	1 回/月 (4 月～8 月)

(6) 添川地区浄化センター 追加項目

試験名	対象検体	分析項目	頻度
農業用水用試験	水路水 (上流、下流)	pH、COD、全窒素	1 回/月 (4 月～9 月)

3. 羽黒中央地区浄化センター水質試験業務

羽黒中央地区浄化センターでサンプリングされた検体について、各試験を実施すること。

(1) 対象施設

- ・ 羽黒中央地区浄化センター

(2) 試験名及び対象検体等

試験名	対象検体	分析項目	頻度
精密試験	放流水	pH、BOD、大腸菌数、SS、COD、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油、動植物油）、NO3-N、NO2-N、NH4-N	2回/月
		PCB、カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀（アルキル水銀）、セレン、杓素、フェノール類、銅、亜鉛、全窒素、燐、溶解性鉄、溶解性マンガソ、クロム、フッ素、ベンゼソ、VOC(10項目)、有機燐、チウラム、シマジソ、チオベンカルブ、1,4-ジオキサソ	2回/年
平常試験	流入水、放流水	SS、COD、BOD	1回/週
	ばっ気槽	SVI、MLSS、MLVSS	
窒素・燐試験	放流水	DO、全窒素、T-P	1回/月
汚泥試験	濃縮汚泥	pH、TS、VTS	2回/月
		SV、SVI、全窒素	2回/年
日間平均試験	放流水 (3検体/日以上)	BOD、SS	6回/年

4. その他の水質試験業務

対象検体について、各試験を実施すること。

(1) 試験名及び対象検体等

試験名	対象検体	分析項目	頻度
※ 橋出放流水分析	放流水（2カ所）	pH、BOD、大腸菌数、SS、全窒素	12回／年
		Cd、Pb、シアン化合物、総水銀	6回／年
※ 河川水質調査 (環境調査)	内川 (島影橋・神楽橋・禅中橋) 大山川 (栃屋橋・友江橋・豊田橋)	水深、透視度、大腸菌数、 pH、SS、COD、BOD、DO	4回／年

※はサンプリングを含む

5. その他

- (1) 精密試験の毎月第1回目には、同時に「BOD」、「SS」、「大腸菌群数」の項目について計量証明事業所に水質試験を依頼し、計量証明書を提出すること。
- (2) 集落排水処理施設の維持管理業者との試験日程を調整し、試験結果を提出すること。
- (3) 必要に応じて集落排水処理施設の水質試験の再試験を実施すること。なお、再試験は2回程度までとする。

別紙10（第28、33、39条関連）提出書類等

提出書類等は、以下のとおりとする。

6. 各種提出書類について

各種提出書類については、紙及び電子データによる提出ができるよう備えること。

任意様式による提出にあたっては、その様式・必要な項目・記載要領等について、事前に本市の承認を得た様式を用いて提出すること。

令和9年4月1日より使用する書類等については、契約締結後、速やかに本市に提示し、承認を得てから使用すること。データを提出する場合は、事前にウイルス等のチェックを行い、電子メール等により提出すること。

（1）契約締結後速やかに提出分

- ① 着手届 (任意様式)
- ② 協力企業に係る承諾書 (任意様式)
- ③ 統括責任者選任届 (任意様式)
- ④ 総括責任者選任届 (任意様式)

（2）令和9年2月28日まで提出分

- ① 事業実施計画書 (任意様式)
- ② 施設機能確認書（業務着手前） (任意様式)
- ③ 業務引継確認書 (任意様式)
- ④ セルフモニタリング実施計画書 (任意様式)

（3）年度当初提出分（毎年3月25日まで提出）

- ① 業務実施計画書（年間） (任意様式)

（4）毎日提出分

- ① 汚泥運搬状況報告書 (任意様式)

（5）毎週提出分

- ① 汚泥週間搬出予定表 (任意様式)
- ② 故障週間報告書 (任意様式、1週間分)

※詳細、対応状況、写真については、対応後に別途故障報告書（実施後提出）にて提出すること。

（6）毎月提出分（毎月25日まで提出）

- ① 業務実施計画書（月間） (任意様式)
- ② 脱水汚泥月間搬出計画書 (任意様式)

(7) 毎月提出分（翌月5営業日まで、3月分については3月31日まで提出）

- ① 請求書 (指定様式)
- ② 委託業務部分完了通知書 (指定様式)
- ③ 業務実施報告書（月間） (任意様式)

(8) 毎月提出分（翌月20日まで提出）

最終年度の3月分については3月31日までに提出すること。

- ① セルフモニタリング結果報告書 (任意様式)

(9) 9月末提出分、3月末提出分

9月末提出分は4月～9月、3月末提出分は4月～3月のデータとする。

- ① 業務実施報告書（年間） (任意様式)

(10) 実施後提出

- ① 本市の指示があるものについて業務完了後速やかに提出すること。

(11) スtockマネジメント計画策定業務着手後速やかに提出

- ① スtockマネジメント計画策定業務 着手届 (任意様式)
- ② スtockマネジメント計画策定業務 工程表 (任意様式)
- ③ スtockマネジメント計画策定業務 管理技術者届 (任意様式)
- ④ スtockマネジメント計画策定業務 照査技術者届 (任意様式)
- ⑤ スtockマネジメント計画策定業務 職務分担表 (任意様式)

(12) 令和12年3月15日、令和17年3月31日までに提出

- ① スtockマネジメント計画策定業務 成果物引渡書 (任意様式)
- ② スtockマネジメント計画策定業務 報告書 (任意様式)
- ③ スtockマネジメント計画策定業務 参考資料 (任意様式)
- ④ スtockマネジメント計画策定業務 打合せ議事録 (任意様式)
- ⑤ スtockマネジメント計画書 (任意様式)
- ⑥ スtockマネジメント計画策定業務 電子成果品 (任意様式)

※業務期間途中においても、本市が部分提出を求める際には速やかに提出すること。

(13) 必要に応じて提出

- ① 再委託承認申請書 (任意様式)
- ② 従業員変更届 (任意様式)
- ③ 写真、グラフ等 協議による

例：鶴岡浄化センターの汚泥性状による脱水性 他

(14) 契約満了時提出分

① 請求書 (指定様式)

② 委託業務完了通知書 (指定様式)

③ 業務引継確認書 (任意様式)

※令和19年3月31日までに提出すること。

④ 施設機能確認書 (任意様式)

※機能確認完了後を含め14日以内に提出し、承諾を得ること。

7. 機械、電気・計装設備保守点検について

受注者は、下水道処理施設本来の性能を発揮させるため、日頃の維持管理を十分に行うものとする。また、常に施設を良好な状態に保つため、日常点検、定期点検及び体制の整備について、点検簿を作成のうえ点検を実施すること。

なお、点検簿の点検項目、点検頻度については、下水道施設維持管理積算要領中の下水道施設機械・電気設備保守点検基準及び機器取扱説明書等を参考に、休止施設等運転状況を考慮し作成すること。

8. その他

保管及び整理する書類等は以下のとおりとし、業務期間中においては適切な管理を行うこと。また、棄損・逸失のないよう努め、本市の了解を得て必要に応じて廃棄、処分等を行うこと。

(1) 完成図書 一式 (貸与品)

(2) 設備台帳 一式

(3) 各種データファイル (必ずバックアップデータをとり保存すること)

(4) 記録計におけるチャート紙 一式

(5) 通信回線請求明細書

(6) その他維持管理上作成した書類

なお、(4)～(6)については、10年間保存する必要があることから、保管年月日を整理すること。

別紙11（第28、33条関連）設備台帳システム

1. 内容

- (1) 本市の提供する様式に対象帳票を入力し、下記の設備台帳システムに対象帳票を登録すること。

設備台帳システム名称 : SkyScraperFC

2. 対象施設

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (7) 温海浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (8) 鼠ヶ関浄化センター |
| (3) 小堅浄化センター | (9) 切添中継ポンプ場 |
| (4) 羽黒浄化センター | (10) 新形中継ポンプ場 |
| (5) 櫛引浄化センター | (11) 大山中継ポンプ場 |
| (6) あさひ浄化センター | |

3. 対象帳票（保守点検業務関連）

- (1) 鶴岡市浄化センター沈砂池設備定期点検簿
- (2) 鶴岡市浄化センター主ポンプ設備定期点検簿
- (3) 鶴岡市浄化センター池設備定期点検簿
- (4) 鶴岡市浄化センター汚泥濃縮設備定期点検簿
- (5) 鶴岡市浄化センター汚泥消化設備定期点検簿
- (6) 鶴岡市浄化センター汚泥脱水設備定期点検簿
- (7) 鶴岡浄化センターブロワ設備定期点検
- (8) 鶴岡市浄化センター振動測定点検簿
- (9) 鶴岡市浄化センター等脱臭設備定期点検簿
- (10) 鶴岡市浄化センター等用水設備定期点検簿
- (11) 鶴岡浄化センター等電動ホイス法定自主点検簿
- (12) 鶴岡市浄化センター等換気設備定期点検簿
- (13) 鶴岡市浄化センター等重油地下タンク法定自主年次点検簿
- (14) 鶴岡浄化センター等空気圧縮機設備定期点検簿
- (15) 鶴岡浄化センター等第二種压力容器法定自主点検記録簿
- (16) 鶴岡浄化センター附帯設備定期点検簿兼自動ドア点検簿
- (17) 鶴岡浄化センター自家発設備定期点検簿
- (18) 鶴岡浄化センター放流口排水樋門定期点検簿
- (19) 湯野浜浄化センター機器振動測定点検簿
- (20) 湯野浜浄化センター脱臭設備・換気設備定期点検簿
- (21) 湯野浜浄化センター池設備・濃縮設備定期点検簿
- (22) 湯野浜浄化センター沈砂池・用水設備定期点検簿
- (23) 小堅浄化センター脱臭・換気・附帯設備定期点検簿

- (24) 小堅浄化センター機器振動測定定期点検簿
- (25) 小堅浄化センター水処理設備定期点検簿
- (26) 小堅浄化センター濃縮設備定期点検簿
- (27) 小堅浄化センター電気設備週点検簿
- (28) 羽黒浄化センター水処理設備定期点検簿
- (29) 羽黒浄化センター送風機・給水設備定期点検簿
- (30) 羽黒浄化センター脱臭・空調・換気設備定期点検簿
- (31) 羽黒浄化センター沈砂池・汚泥処理設備定期点検簿
- (32) 櫛引浄化センター機器振動測定点検簿
- (33) 櫛引浄化センター水処理設備定期点検簿
- (34) 櫛引浄化センター脱臭換気設備・休止設備定期点検簿
- (35) 櫛引浄化センター用水・汚水圧送設備定期点検簿
- (36) あさひ浄化センター水処理設備定期点検簿
- (37) あさひ浄化センター脱臭・換気設備定期点検簿
- (38) あさひ浄化センター汚泥脱水設備定期点検簿
- (39) あさひ浄化センター沈砂池設備定期点検簿
- (40) 温海浄化センター水処理ポンプ・池設備定期点検簿
- (41) 温海浄化センター脱臭・換気・付帯設備定期点検簿
- (42) 温海浄化センター用水設備定期点検簿
- (43) 温海浄化センター機器振動測定点検簿
- (44) 温海浄化センター汚泥脱水・濃縮設備定期点検簿
- (45) 温海浄化センター沈砂池・主ポンプ設備定期点検簿
- (46) 鼠ヶ関浄化センター汚泥脱水設備定期点検簿
- (47) 鼠ヶ関浄化センター除塵・水処理ポンプ設備定期点検簿
- (48) 鼠ヶ関浄化センター機器振動測定点検簿
- (49) 鼠ヶ関浄化センター脱臭・換気・付帯設備定期点検簿
- (50) 鼠ヶ関浄化センター池設備定期点検簿
- (51) 鼠ヶ関浄化センター用水・濃縮設備定期点検簿
- (52) 切添中継ポンプ場沈砂池設備定期点検簿
- (53) 切添中継ポンプ場主ポンプ・用水設備定期点検簿
- (54) 切添中継ポンプ場振動測定点検簿
- (55) 新形中継ポンプ場沈砂池設備定期点検簿
- (56) 大山中継ポンプ場ポンプ設備定期点検簿
- (57) 各中継ポンプ場等電動ホイス法定自主点検簿
- (58) 各中継ポンプ場換気設備定期点検簿
- (59) 移動用発電機点検簿
- (60) 受変電設備週点検表【計測記録】
- (61) 電気設備週点検簿

4. 対象帳票（運転操作監視業務、水質汚泥試験業務及び廃棄物管理業務関連）

- (1) 鶴岡浄化センター水処理月報
- (2) 鶴岡浄化センター汚泥処理月報
- (3) 鶴岡浄化センター試験月報
- (4) 鶴岡浄化センター等受配電月報
- (5) 湯野浜浄化センター運転月報
- (6) 湯野浜浄化センター運転管理月報
- (7) 湯野浜浄化センター試験月報
- (8) 小堅浄化センター月報
- (9) 小堅浄化センター運転管理月報
- (10) 小堅浄化センター試験月報
- (11) 羽黒浄化センター水処理月報
- (12) 羽黒浄化センター汚泥処理月報
- (13) 羽黒浄化センター受変電月報
- (14) 羽黒浄化センター試験月報
- (15) 櫛引浄化センター運転月報
- (16) 櫛引浄化センター運転管理月報
- (17) 櫛引浄化センター試験月報
- (18) あさひ浄化センター運転管理月報
- (19) あさひ浄化センター試験月報
- (20) 温海浄化センター水処理月報
- (21) 温海浄化センター汚泥処理月報
- (22) 温海浄化センター運転管理月報
- (23) 温海浄化センター試験月報
- (24) 鼠ヶ関浄化センター運転管理月報
- (25) 鼠ヶ関浄化センター試験月報
- (26) 切添中継ポンプ場月報
- (27) 新形中継ポンプ場月報
- (28) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項で準用する第7条第6項に基づく帳簿

5. 対象帳票（修繕業務関連）

- (1) 修繕履歴
 - ※補修等についても履歴として設備台帳システムへ取り込むこと。

6. 対象帳票（緊急対応業務）

- (1) 緊急対応結果

別紙12（第28、33条関連）完成図書等

施設名称	工事名称	工事内容	竣工
鶴岡浄化センター	建設工事	沈砂池コンクリート、掘削工、躯体工、基礎工	S52.7.25
	建設工事その2	初沈、エアレーションタンク、塩素滅菌棟	S53.8.31
	建設工事その3	管理本館沈砂池棟仕上げ、塩素滅菌室等仕上げ	S53.11.30
	建設工事その4	汚泥処理棟地下部分、管理本館接続管廊、管理本館及び沈砂池棟、仕上工事、ポンパ棟	S54.3.20
	建設工事その5	消化槽、管廊、消化槽攪拌アロー室	S54.7.30
	建設工事その6	放流渠、基礎工、脱流器塔、余剰ガス燃焼装置、タンク柵	S54.12.20
	建設工事その7	場内整備、流入渠、汚泥処理棟	S55.6.30
	建設工事その8	エアレーションタンク工、終沈	H10.12.11
	建設工事その9	汚泥濃縮槽工、汚泥濃縮棟	H10.3.11
	建設工事その10	場内整備	H11.3.16
	建設工事その11	消化タンク、管廊、ガソルタ-基礎、弁操作室	H13.3.16
	建設工事その12	建築工事(管理本館棟 RC 造、汚泥処理棟 RC 造、汚泥消化タンク棟 RC 造)、建築電気設備工事	H18.3.17
	建設工事その13	建築工事(管理棟・汚泥棟、渡り廊下、塩素滅菌棟)土木(場内舗装消雪)、建築機械・電気	H31.3.13
	汚泥処理設備工事	濃縮タンク、薬注、脱水設備他	S55.9.30
	汚泥処理設備工事その2	加湿設備、ガスタンク、脱臭設備	S55.11.25
	汚泥処理設備工事その3	汚泥濃縮槽、脱臭設備	H11.3.18
	汚泥処理設備工事その4	汚泥消化タンク設備、加温設備	H13.12.14
	汚泥処理設備工事その5	薬注・脱水設備	H14.3.18
	汚泥処理設備工事その6	ガス貯留設備	H14.6.28
	汚泥処理設備工事その7	汚泥消化タンク設備、ガス貯留設備、加温設備、薬注・脱水設備	H16.3.31
	汚泥処理設備工事その8	汚泥濃縮設備	H17.2.25
	汚泥処理設備工事その9	薬注・脱水設備、脱臭設備	H19.2.23
	汚泥処理設備工事その10	汚泥処理設備工事《汚泥消化タンク設備(ガソルタ-改築)》	H20.2.29
	汚泥処理設備工事その11	No.2 汚泥脱水設備・1系水処理ゲ-ト改築	H27.12.24
	汚泥処理設備工事その12	汚泥濃縮設備・汚泥貯留槽	H29.3.9
	汚泥処理設備工事その13	汚泥濃縮設備・処理水再利用設備	R1.12.26
	汚泥処理設備工事その14	汚泥消化タンク設備(破砕機、循環ポンプ)	R5.3
	主ポンプ設備工事	汚水ポンプ、天井クレーン	S54.9.30
	ポンプ設備工事その2	主ポンプ設備	H12.12.15
	ポンプ設備工事その3	ポンプ処理設備、主ポンプ設備3台	H22.8.31
	送風機設備工事	送風機、強制潤滑油装置、天井クレーン	S54.11.10
	送風機設備工事その2	送風機(多段ターボブロワ)	S55.2.15
	送風機設備工事その3	送風機設備	H20.2.29
	建築機械設備改修工事	建築機械設備工事(改築)	H18.3.17
	水処理設備工事	沈砂池設備、初沈、終沈	S54.11.30
	水処理設備工事その2	初沈、エアタンク、終沈	S55.3.30
	水処理設備工事その3	エアレーションタンク設備、終沈	H11.3.18
	水処理設備工事その4	エアレーションタンク設備、最終沈殿池設備	H13.3.16
	水処理設備工事その5	沈砂池設備	H15.3.18
	水処理設備工事その6	反応タンク設備、最終沈殿池設備、汚泥ポンプ配管設備	H15.3.18
	水処理設備工事その7	最初沈殿池設備、消毒設備、用水設備	H16.3.18
	水処理設備工事その8	2系-1反応タンク設備	H30.12.14
	電気設備工事	受変電設備工	S55.1.31
	電気設備工事その2	水処理運転操作設備工、水処理計装	S55.3.18
	電気設備工事その3	自家発電設備工、水処理運転操作設備工	S55.3.18
	電気設備工事その4	運転操作設備、計装設備、監視制御、運転操作設備	S55.11.30
	電気設備工事その5	情報処理設備	H2.3.10
	電気設備工事その6	受変電設備、汚泥処理電気設備、水処理設備	H11.3.18
	電気設備工事その7	水処理電機運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H12.12.15
	電気設備工事その8	運転操作設備、計装監視設備	H13.3.16
電気設備工事その9	消化運転設備、計装設備、監視制御設備	H13.12.14	
電気設備工事その10	汚泥脱水機運転設備、計装設備、監視制御設備	H14.3.18	
電気設備工事その11	水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備、汚泥計装設備	H15.3.18	
電気設備工事その12	水処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H16.3.18	
電気設備工事その13	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H16.3.31	
電気設備工事その14	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H17.2.25	
電気設備工事その15	受変電設備、運転操作設備、監視制御設備	H18.3.17	

施設名称	工事名称	工事内容	竣工
	電気設備工事その16	汚泥処理運転操作設備、汚泥処理計装設備、監視制御設備	H19.2.23
	電気設備工事その17	水処理設備電気工事(受変電設備、水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備)	H20.2.29
	電気設備工事その18	水処理設備電気工事、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H22.8.31
	電気設備工事その19	運転操作監視制御設備改築	H26.12.19
	電気設備工事その20	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H27.12.24
	電気設備工事その21	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備、遠方監視設備	H29.1.31
	電気設備工事その22	水処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H30.12.14
	電気設備工事その23	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備	R1.12.26
湯野浜浄化センター	電気設備工事その24	自家発電設備、計装設備、監視制御設備	R4.9
	建設工事	管理棟下部工、終沈、管理棟上屋、返送汚泥ポンプ室棟上屋	H3.11.30
	建設工事その2	流入渠、OD槽	H4.3.20
	建設工事その3	場内整備	H4.9.30
	建設工事その4	場内整備	H4.12.24
	建設工事その5	管理棟、OD槽耐震	R5.3
	機械設備工事	主ポンプ設備、OD設備、終沈	H4.9.30
	水処理設備工事	沈砂池・主ポンプ・汚泥濃縮設備改築	H27.1.29
	水処理設備工事その2	No.10D、No.1・2終沈脱臭設備改築	H28.12.21
	水処理設備工事その3	No.20D(耐震補強)	R3.1.27
	電気設備工事	受変電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備、低圧発電設備	H4.9.30
	電気設備工事その2	水処理電気設備	H5.3.16
	電気設備工事その3	汚泥処理運転操作設備、計装設備、監視制御設備改築	H27.1.29
	電気設備工事その4	運転操作設備、計装設備、監視制御、受変電、自家発電設備改築	H28.12.21
電気設備工事その5	運転操作設備、計装設備、監視制御(機能増設)(櫛引浄化センター電気設備工事その7)	R3.1.27	
小堅浄化センター	建設工事	流入渠、OD、汚泥貯留、管理棟	R2.3.13
	水処理設備工事	主ポンプ設備、OD、消毒、汚泥貯留	R2.3.11
	電気設備工事	運転操作設備、計装設備、監視制御設備	R2.3.11
羽黒浄化センター	建設工事	管理棟・水処理棟(改築、耐震補強)、建築機械・建築電気設備(改築)	H24.2.27
	水処理設備工事	水処理設備、沈砂池設備、流量調整槽設備、反応タンク設備、最終沈殿池設備、塩素混和池設備、重力濃縮槽設備	H24.3.16
	電気設備工事	受変電設備(引込受電盤)、水処理運転操作設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備	H24.3.16
櫛引浄化センター	建設工事	管理棟建築工事、オキシジェンレーション、最終沈殿池、管理棟土木工事	H7.3.24
	建設工事その2	管理棟、最終沈殿池、塩素混和池、建築電気設備、建築機械設備	H7.9.29
	建設工事その3	場内整備、進入道路、照明灯、場内植栽	H8.3.18
	建設工事その4	分水槽、オキシジェンレーション	H9.10.31
	建設工事その5	場内整備、場内道路、土中埋設管	H10.3.18
	建設工事その6	OD、最終沈殿池、汚泥ポンプ室、場内整備、最終沈殿池棟	H13.3.16
	建設工事その7	流入水調整化施設、汚泥調整化施設(土木・機械)	H23.3.18
	水処理設備工事	水処理1系	H7.10.31
	水処理設備工事その2	脱水機	H9.3.14
	水処理設備工事その3	水処理2系	H10.3.10
	水処理設備工事その4	主ポンプ設備、反応槽設備、最終沈殿池設備(3系)	H13.7.31
	水処理設備工事その5	水処理1系(沈砂池ポンプ、OD、用水)	R2.1.30
	水処理設備工事その6	水処理2系(スクリーンユニット、OD、返送汚泥ポンプ)	R2.9.9
	電気設備工事	水処理1系	H7.10.31
	電気設備工事その2	汚泥系	H9.3.13
	電気設備工事その3	水処理3系	H10.3.17
	電気設備工事その4	水処理運転設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備(3系)	H13.7.31
電気設備工事その5	流入水調整化施設、汚泥調整化施設	H23.8.9	
電気設備工事その6	水処理運転設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備(1系)	R2.1.30	
電気設備工事その7	水処理運転設備、水処理計装設備、水処理監視制御設備(2系)監視制御、遠方監視	R3.1.27	
あさひ浄化センター	建設工事	管理棟、建築機械、建築電気設備	H11.3.3
	建設工事その2	流入渠、塩素混和池、放流渠、場内整備、塩素混和池棟	H12.5.31

施設名称	工事名称	工事内容	竣工
	水処理設備工事	主ポンプ設備、エアレーションタンク設備、最終沈殿池、消毒設備、用水設備、汚泥濃縮設備	H12.3.17
	水処理設備工事その2	薬注・脱水設備、汚泥処理脱臭設備	H13.3.16
	水処理設備工事その3	反応タンク設備、最終沈殿池設備	H16.12.20
	電気設備工事	受変電設備、水処理運転設備、計装設備、監視制御設備	H12.3.17
	電気設備工事その2	汚泥処理運転操作設備、汚泥処理計装設備、汚泥処理監視制御設備	H13.3.16
	電気設備工事その3	水処理運転設備、水処理計装設備、汚泥処理運転設備、監視制御設備	H16.12.20
	電気設備工事その4	自家発電設備、監視制御設備	H17.1.31
温海浄化センター	建設工事	サニテーションイッチ	S61.3.15
	建設工事その2	管理棟、最終沈殿池、塩素混和池	S62.3.20
	建設工事その3	最終沈殿池上屋、塩素混和池上屋、給排水、給排気設備	S62.3.20
	建設工事その4	進入道路	S63.3.15
	建設工事その5	土木(場内整備、場内道路)、建築電気、建築機械設備	H1.2.15
	建設工事その6	サニテーションイッチ上屋	H6.3.15
	機械設備工事	沈砂池、主ポンプ設備、終沈分水槽細目除塵機、汚泥掻寄機	S63.3.18
	機械設備工事その2	分水可動堰、ババルス可動堰、OD攪拌機、返送汚泥分配槽、No.2汚泥掻寄機	H1.2.28
	機械設備工事その3	濃縮汚泥掻寄機、引抜ポンプ、汚泥脱水機、ケー搬出コンバア	H2.3.16
	機械設備工事その4	No.4主ポンプ、ポンプ井攪拌機、No.3-1・3-2デッチ攪拌機、No.3・4返送汚泥ポンプ	H7.3.17
	水処理設備工事	最終沈殿池設備	H13.9.28
	水処理設備工事その2	反応タンク設備、最終沈殿池設備、用水(雑用水)設備	H21.2.26
	水処理設備工事その3	水処理設備工事、サニテーションイッチ工(躯体改造)1式、最終沈殿池設備1式、最終沈殿池1池	H22.2.24
	水処理設備工事その4	沈砂池、主ポンプ	H24.3.16
	汚泥処理設備工事	脱水設備改築	H26.3.24
	建築機械設備工事	電灯コンセント、動力、避雷、火災報知設備	H23.3.18
	電気設備工事	受変電、自家発、計装設備	S63.3.18
	電気設備工事その2	非常用発電、無停電電源、計装設備	H1.2.28
	電気設備工事その3	用水、汚泥処理、脱臭設備、現場操作盤、計装設備	H2.3.16
	電気設備工事その4	水・汚泥処理運転操作設備、監視制御設備、計装設備	H7.3.17
	電気設備工事その5	水処理運転設備、水処理監視制御設備	H13.9.28
	電気設備工事その6	受変電設備、水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備	H21.2.26
電気設備工事その7	水処理設備電気工事、水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備	H22.2.24	
電気設備工事その8	水処理設備電気工事、水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備	H24.3.1	
電気設備工事その9	汚泥処理設備電気工事、水処理運転操作設備、水処理計装設備、監視制御設備	H26.3.24	
電気設備工事その10	受変電設備・自家発電設備改築	H26.12.22	
鼠ヶ関浄化センター	建設工事	管理棟	H9.11.27
	建設工事その2	除塵機室、給排気設備、照明設備	H10.3.18
	水処理設備工事	OD、最終沈殿池、塩素混和池、スクリーンエネット、揚砂ポンプ、分水可動堰	H11.2.15
	水処理設備工事その2	薬注、脱水設備、	H11.11.30
	電気設備工事	電気設備、現場操作盤、計装設備	H11.2.15
切添中継ポンプ場	電気設備工事その2	汚泥処理電気設備	H11.11.30
	建設工事	基礎工、土留壁工	S53.12.20
	建設工事その2	ポンプ棟、躯体、仕上	S54.10.31
	建設工事その3	場内整備、管渠布設	S54.11.30
	水処理設備工事	沈砂池設備、脱臭設備	H17.2.25
	水処理設備工事その2	ゲート、破碎除塵機、主ポンプ設備	R4.9
	主ポンプ設備工事	床排水ポンプ、自動給水装置、配管弁類等	S55.4.30
	ポンプ設備工事その2	主ポンプ設備	H13.3.16
	沈砂池設備工事	流入ゲート、連絡ゲート、脱臭設備	S55.4.30
	電気設備工事	受変電設備工、運転操作設備、計装操作設備、監視制御設備	S55.4.30
	電気設備工事その2	ポンプ運転設備、計装設備、監視制御設備	H13.3.16
	電気設備工事その3	運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H17.2.25
	電気設備工事その4	受変電設備、監視制御設備	H20.2.29
	電気設備工事その5	受変電設備、運転操作設備、計装設備	R4.9
	新形中継ポンプ場	建設工事	進入道路
建設工事その2		管布設工	S62.3.15

施設名称	工事名称	工事内容	竣工
	建設工事その3	管理棟	S63.9.20
	建設工事その4	流入管渠布設工	S63.2.15
	建設工事その5	ポンプ施設工、場内整備工	63.11.30
	建設工事その6	自家発電機室、圧送管、場内整備	H12.9.29
	機械設備工事	沈砂池設備、脱臭ゲート(流入ゲート、除塵機、水中汚水ポンプ、活性炭その他付属機器、配管、弁類)	H1.2.18
	水処理設備工事	主ポンプ設備	H13.1.10
	水処理設備工事その2	主ポンプ設備(長寿命化)	R4.9
	電気設備工事	配電盤、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H1.2.18
	電気設備工事その2	受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H13.1.26
大山中継ポンプ場	建設工事	ポンプ棟、場内整備	H27.1.28
	建設工事その2	場内整備	H28.1.25
	機械設備工事	主ポンプ設備、脱臭設備	H27.12.24
	電気設備工事	受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	H28.1.25

別紙13（第28、34条関連）貸与品

1. 貸与品

No.	大分類	中分類	小分類	品名・規格等	保管場所	取得年月
1	機械器具類	電気機器類	掃除機	スイゲン SA-101	鶴岡	H11.10
2	機械器具類	工作機器類	電気ドリル	電動ドリル マキタ	湯野浜	H5.3
3	機械器具類	工作機器類	ボール盤	卓上ボール盤 日立	鶴岡	S63.1
4	機械器具類	工作機器類	カッター	高速切断機 富士製砥	鶴岡	S57.5
5	機械器具類	消防救急機器類	隊員保護具	小型空気呼吸器 ライフェム2型	鶴岡	H14.3
6	機械器具類	消防救急機器類	隊員保護具	小型空気呼吸器 ライフェム2型	鶴岡	H14.4
7	教養体育・音楽用品	体育用品類	卓球用具	卓球台	鶴岡	
8	計量測定機器	電気計器類	回路計	横河電機	鶴岡	H1.4
9	計量測定機器	電気計器類	検電計	活線絶縁抵抗測定装置	鶴岡	S56.2
10	計量測定機器	電気計器類	検電計	漏電遮断機テスター	鶴岡	S57.12
11	計量測定機器	電気計器類	検電計	ユニバーサルカウンター	鶴岡	S58.6
12	計量測定機器	電気計器類	その他の電気計器	電圧電流発生器	鶴岡	S55.11
13	計量測定機器	電気計器類	その他の電気計器	直流可変抵抗器	鶴岡	S60.8
14	計量測定機器	電気計器類	その他の電気計器	直流電圧電流発生器 横河	湯野浜	H4.10
15	計量測定機器	気象計器類	温度計	表面温度計	鶴岡	S56.7
16	雑品類	雑具類	はしご	二連梯子	鶴岡	S55.11
17	雑品類	雑具類	はしご	三連梯子 HD3-60	湯野浜	H4.10
18	雑品類	雑具類	脚立	長谷川工業	鶴岡	H1.5
19	調度品類	机・テーブル・台類	片袖机	100G-851	湯野浜	H4.10
20	調度品類	机・テーブル・台類	片袖机	100G-851	湯野浜	H4.10
21	調度品類	机・テーブル・台類	平机	プラス 02-550	鶴岡	H1.6
22	調度品類	机・テーブル・台類	会議用テーブル	コクヨ KT-S14	鶴岡	S55.7
23	調度品類	棚（戸棚）・箱類	整理棚	カートネットコクヨ SKB-233 列16段	鶴岡	S57.3
24	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	プラス	鶴岡	S55.7
25	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	コクヨ B5-3 段	鶴岡	S55.7
26	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	コクヨ B5-3 段	鶴岡	S55.7
27	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	コクヨ SD6355GAY	鶴岡	H5.3
28	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	コクヨ SD6355GAY	鶴岡	H5.3
29	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	トヨタ TC-6G-1V	鶴岡	H9.3
30	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	トヨタ TC-6G-1V	鶴岡	H9.3
31	調度品類	棚（戸棚）・箱類	保管庫	トヨタ TC-6G-1V	鶴岡	H9.3
32	調度品類	光熱冷暖房器具類	ストーブ	石油ファンヒーター FH-iX	湯野浜	H18.1
33	調度品類	光熱冷暖房器具類	ストーブ	石油ファンヒーター FH-iX	湯野浜	H18.1
34	調度品類	室内用品類	黒板	ホワイトボードコクヨ	湯野浜	H4.10
35	機械器具類	電気機器類	電気炉	電気炉 NFW-2 型	鶴岡	S62.6
36	機械器具類	電気機器類	電気炉	電気炉 光洋サーモシステム KBF828N1	鶴岡	H26.3
37	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	温風乾燥機 AG-WD	鶴岡	H12.3
38	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	定温乾燥機 ヤマト科学	湯野浜	H14.10
39	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	温風乾燥機 AG-WD	鶴岡	H12.3
40	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	定温乾燥機 DOV-300	鶴岡	H18.8
41	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	温風機具乾燥機 AG-WDN	鶴岡	H18.8
42	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	温風機具乾燥機 AG-WDN	鶴岡	H18.8

No.	大分類	中分類	小分類	品名・規格等	保管場所	取得年月
43	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	送風低温乾燥機 DRM620DA	鶴岡	H18.8
44	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	高温送風定温乾燥機 DRH653WA	鶴岡	H20.3
45	機械器具類	分析、試験機器類	乾燥機	電気定温乾燥機 星和理工 PKN-45	鶴岡	S54.3
46	機械器具類	分析、試験機器類	洗浄機	超音波洗浄器 ブラソソ 72 型	鶴岡	S55.6
47	機械器具類	分析、試験機器類	洗浄機	超音波ビレット洗浄器 ヤマト AW-31	鶴岡	H14.10
48	機械器具類	分析、試験機器類	洗浄機	超音波洗浄器 US-75KS(A)	鶴岡	R2.2
49	機械器具類	分析、試験機器類	洗浄機	超音波洗浄機(エヌスティ US-75KS)	鶴岡	H31.1
50	機械器具類	分析、試験機器類	洗浄機	超音波ビレット洗浄器	鶴岡	R4.2
51	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	自動採水装置	湯野浜	H4.10
52	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	自動採水装置	湯野浜	H4.10
53	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	自動採水装置	鶴岡	S62.1
54	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	ローターエバポレーターヤマト科学 RE301B-W 型	鶴岡	H24.6
55	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	ガスクロマトグラフ(GCMS-QP2020, GC-2014A)	鶴岡	H30.3
56	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	加熱帰化水銀測定装置(MA-3 SOLO)	鶴岡	R1.9
57	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	原子吸光度計(日立)	鶴岡	H20.1
58	機械器具類	分析、試験機器類	分析機器	イオンクロマト液体クロマト(サモ)	鶴岡	H25.1
59	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	乾熱滅菌器 星和理工 SDT-40	鶴岡	S54.3
60	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	シアン蒸留装置 桐山 TSC-7	鶴岡	S54.3
61	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	ジヤータスター 宮本 MJS-4	鶴岡	S55.10
62	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	クリーンベンチ	鶴岡	S55.11
63	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	フェノール蒸留装置スキヤゲン P-574EL	鶴岡	S55.12
64	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	窒素蒸留装置スキヤゲン P-364EL	鶴岡	S55.12
65	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	コロニカウンター 柴田	鶴岡	S62.12
66	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	サンプリル 協立理工 SK-M	鶴岡	
67	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	サンプリル 協立理工 SK-M	鶴岡	
68	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	試験管ミキサー	鶴岡	S63.11
69	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	アコデジタル糖度計 PR-1	鶴岡	H1.2
70	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	エアポンプ UP-5	鶴岡	H3.10
71	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	定温温浴器	湯野浜	H4.10
72	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	純水製造装置	湯野浜	H4.10
73	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	エアポンプ	湯野浜	H4.10
74	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	ドラインシェルフ	湯野浜	H4.10
75	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	ラボベンチ	湯野浜	H4.10
76	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	高圧蒸気滅菌器 ヤマト SP-52	鶴岡	H5.12
77	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	卓上型遠心機	鶴岡	H18.8
78	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	ウォーターバス	鶴岡	H18.8
79	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	電気マッフル炉	鶴岡	H18.8
80	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	恒温器	鶴岡	H18.8
81	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	低温インキュベーター	鶴岡	H18.10
82	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	ホジナイザー	鶴岡	H19.3
83	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	蒸留水製造装置(RFD240NC)	鶴岡	R1.9
84	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	シェーカー(TAITEC NR-150)	鶴岡	H30.1
85	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	大型マグネットスター(İKEDA)	鶴岡	
86	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	大型マグネットスター(İKEDA)	鶴岡	
87	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	紫外線滅菌装置(KAYAGAKI KF-80S)	鶴岡	
88	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	低温インキュベーター(MIR-245PJ)	鶴岡	

No.	大分類	中分類	小分類	品名・規格等	保管場所	取得年月
89	機械器具類	分析、試験機器類	水質検査機器	電気低温湯せん器 ISUZU GA-12S	鶴岡	
90	計量測定機器	一般計器類	PH測定器	東亜電波 HM-35V	湯野浜	H4.10
91	計量測定機器	一般計器類	PH測定器	pH計(東亜 DKK HM-41X)	鶴岡	H29.8
92	計量測定機器	一般計器類	PH測定器	ポータブルマルチ水質計(東亜 DKK MM-41DP)	鶴岡	R1.9
93	計量測定機器	一般計器類	PH測定器	イオンメーター(サモ ORION4 STAR)	鶴岡	
94	計量測定機器	一般計器類	光度計	紫外可視分光光度計 V-650	鶴岡	H20.10
95	計量測定機器	一般計器類	水分計	電子式水分計キット	鶴岡	H1.11
96	計量測定機器	一般計器類	残留塩素測定器	ハック 46700-00	湯野浜	H14.10
97	計量測定機器	一般計器類	残留塩素測定器	ポケット残留塩素計 DR300	鶴岡	R1.10
98	計量測定機器	一般計器類	残留塩素測定器	ハンディ水質計 AQ-201	鶴岡	R1.10
99	計量測定機器	一般計器類	酸素濃度計	溶存酸素計 YSI	湯野浜	H14.10
100	計量測定機器	一般計器類	酸素濃度計	光学式溶存酸素計(HACH HQ430d)	鶴岡	H31.1
101	計量測定機器	度量衡計器類	その他の度量衡計器	自動上皿天秤 ザールトウス	鶴岡	H4.10
102	計量測定機器	度量衡計器類	その他の測量機器	分析天秤 ムラー XSR105DUV	鶴岡	R2.1
103	計量測定機器	度量衡計器類	その他の度量衡計器	ペーシック天秤	鶴岡	R3.2
104	光学・通信音響機器類	光学機器類	顕微鏡	日本光学	鶴岡	S54.3
105	光学・通信音響機器類	光学機器類	顕微鏡	ニコン Y2F-21	湯野浜	H4.10
106	光学・通信音響機器類	写真・撮影機器類	その他の写真撮影機器	顕微鏡用写真撮影装置 日本光学	鶴岡	S55.8
107	光学・通信音響機器類	通信機器類	ファクシミリ	DVDレコーダー D-R1	鶴岡	H16.10
108	光学・通信音響機器類	音響機器類	テレビ	東芝 32R3	鶴岡	H25.3
109	厨房調理器具	洗浄・消毒貯蔵機器類	冷蔵庫	冷凍ショーケース NS260BFE	鶴岡	H1.3
110	厨房調理器具	洗浄・消毒貯蔵機器類	冷蔵庫	冷蔵庫 松下電器	湯野浜	H4.10
111	厨房調理器具	洗浄・消毒貯蔵機器類	冷蔵庫	冷凍ショーケース サンデン MU-120X	鶴岡	H23.10
112	厨房調理器具	洗浄・消毒貯蔵機器類	冷蔵庫	冷凍ショーケース FMS-300GH	鶴岡	R2.3
113	調度品類	棚(戸棚)・箱類	その他の棚・箱	薬品用キャビネット 井内盛栄堂	鶴岡	S55.6
114	調度品類	棚(戸棚)・箱類	その他の棚・箱	薬品用キャビネット 井内盛栄堂	鶴岡	S55.6
115	調度品類	棚(戸棚)・箱類	その他の棚・箱	耐薬安全薬品保管庫 井内盛栄堂	鶴岡	H3.9

2. その他の備品等

No.	保管場所			分類	品名・規格等
1	鶴岡浄化センター本館	1F	フロア室	その他の備品	ラック、ワックス一式
2	鶴岡浄化センター本館	1F	フロア室	その他の備品	物干し
3	鶴岡浄化センター本館	1F	フロア室	その他の備品	ラック①②
4	鶴岡浄化センター本館	1F	フロア室	その他の備品	ラッカー式
5	鶴岡浄化センター本館	1F	フロア室	工具	日立ホリツタ①②
6	鶴岡浄化センター本館	1F	ヘルメット置場	工具	ライブゾーム①②
7	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	その他の備品	サントホンプ
8	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	資材	パイプ
9	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	資材	櫓
10	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	工具	フレアリングツール、パイプカッター
11	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	工具	ウルダークランプ
12	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	工具	ジグソー
13	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	工具	ディスクグラインダー-日立
14	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	工具	ねじ切り

No.	保管場所		分類	品名・規格等	
15	鶴岡浄化センター本館	1F	ポンプ室	その他の備品	作業台
16	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ホッパー室	その他の備品	ラック
17	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ホッパー室	その他の備品	日立ベビコン1-1
18	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	資材	刃ングベルト等一式
19	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	ラック
20	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	ラック、ダクト①～④
21	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	ラック、送風機①②
22	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	ラック、備品一式
23	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	脚立①～④
24	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	掃除機
25	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	電工ドラム
26	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	廊下	その他の備品	投光器等一式
27	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	オイル庫	その他の備品	ラック①～⑦
33	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	オイル庫	その他の備品	工具置き
34	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	オイル庫	その他の備品	ラック
35	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ボイラ室	その他の備品	オープンヒーター
36	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ボイラ室	その他の備品	デスク、椅子
37	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ボイラ室	その他の備品	ラック
38	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ボイラ室	その他の備品	重量計
39	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	ボイラ室	その他の備品	長テーブル
40	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	機材庫	その他の備品	ラック①～⑱
41	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	機材庫	その他の備品	小物入れ①～⑧
42	鶴岡浄化センター汚泥棟	1F	空調機械室	その他の備品	保管品①②
43	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	バルコニーア室	その他の備品	脚立①～③
44	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	バルコニーア室	その他の備品	作業用ステップ①
45	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	バルコニーア室	その他の備品	袖机①～③
46	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	電気室	その他の備品	キャビネット
47	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	電気室	その他の備品	椅子
48	鶴岡浄化センター汚泥棟	2F	電気室	その他の備品	脚立
49	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	計器盤室	その他の備品	パイプ椅子①～③
50	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	計器盤室	その他の備品	ラック
51	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	計器盤室	その他の備品	水分量測定器
52	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	計器盤室	その他の備品	石油ストーブ
53	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	ステップ
54	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	パイプ椅子①②
55	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	ラック①②
56	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	脚立
57	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	作業台
58	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	作業用ステップ
59	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	脱水機室	その他の備品	重量計
60	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	薬品サービスタンク室	その他の備品	ステップ
61	鶴岡浄化センター汚泥棟	3F	薬品サービスタンク室	その他の備品	量り
62	鶴岡浄化センター汚泥棟	4F		その他の備品	脚立
63	鶴岡浄化センター汚泥棟	B1F		その他の備品	脚立
64	鶴岡浄化センターNo.1 消化棟	1F		その他の備品	ラック
65	鶴岡浄化センターNo.2 消化棟	1F		その他の備品	クリーンロッカー

No.	保管場所		分類	品名・規格等
66	鶴岡浄化センターNo.2 消化棟	1F		その他の備品 脚立
67	鶴岡浄化センターNo.2 消化棟	1F		その他の備品 作業台
68	鶴岡浄化センターNo.2 消化棟	1F	階段	その他の備品 ラック①②
69	湯野浜浄化センター	1F	玄関	その他の備品 下駄箱
70	湯野浜浄化センター	1F	監視室	その他の備品 レターケース
71	湯野浜浄化センター	1F	監視室	その他の備品 椅子①②
72	湯野浜浄化センター	1F	監視室	その他の備品 応接セット(ソファ長①、短①②、テーブル)
73	湯野浜浄化センター	1F	試験室	その他の備品 顕微鏡
74	湯野浜浄化センター	1F	試験室	その他の備品 残留塩素濃度計
75	湯野浜浄化センター	1F	試験室	その他の備品 冷蔵庫
76	湯野浜浄化センター	1F	試験室	その他の備品 テーブル
77	湯野浜浄化センター	1F	倉庫	その他の備品 ウォーターハース
78	湯野浜浄化センター	1F	倉庫	その他の備品 エアポンプ
79	湯野浜浄化センター	1F	倉庫	その他の備品 ラック①～⑤
80	湯野浜浄化センター	1F	発電機室	その他の備品 グライNDER
81	湯野浜浄化センター	1F	発電機室	その他の備品 振動ドリル
82	湯野浜浄化センター	1F	発電機室	その他の備品 送風機
83	湯野浜浄化センター	1F	発電機室	その他の備品 ラック①～③
84	湯野浜浄化センター	2F	会議室	その他の備品 ハイグ椅子①～⑥
85	湯野浜浄化センター	2F	会議室	その他の備品 ホワイトボード
86	湯野浜浄化センター	2F	会議室	その他の備品 レターケース
87	湯野浜浄化センター	2F	会議室	その他の備品 長机①～③
88	湯野浜浄化センター	2F	換気機械室	その他の備品 机①②
89	湯野浜浄化センター	2F	換気機械室	その他の備品 脚立
90	湯野浜浄化センター		ポンプ棟	その他の備品 ラック
91	湯野浜浄化センター		ポンプ棟	その他の備品 電工ドラム
92	湯野浜浄化センター		脱臭機室	その他の備品 三連梯子
93	湯野浜浄化センター		脱臭機室	その他の備品 脚立
94	湯野浜浄化センター		脱臭機室	その他の備品 台車
95	湯野浜浄化センター		脱臭機室	その他の備品 ラック①～③

別紙14（第28、34条関連）施設見学対応業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター他全対象施設

2. 業務内容

- (1) 本市が認める施設見学者への対応

- ① 施設の案内、説明（1時間程度／回）

- ② 資料の準備、配布

- ・ 資料の印刷：鶴岡浄化センター見学者用パンフレット

- ・ 全員に配布：鶴岡浄化センター見学者用パンフレット

- ・ 公益社団法人日本下水道協会作成リーフレット

- ・ 必要に応じて配布：つるおかの下水道

- ・ B I S T R O下水道パンフレット

3. その他

- (1) 見学順路の安全確保、危険場所及び立入禁止区域の表示並びに施設等の管理等を行うことにより、見学者に係る事故等の発生を防止すること。

- (2) B I S T R O下水道及びSDGs等の見学対応は本市が行うものとするが、本市が補助を依頼する場合は可能な限り協力すること。

- (3) (社)日本下水道協会作成リーフレット及びつるおかの下水道については本市が提供するが、鶴岡浄化センター見学者用パンフレット及びB I S T R O下水道パンフレットについては受注者が印刷費用を負担して準備することとし、印刷部数は最大1,000部/年程度とする。ただし、必要部数が印刷枚数と大幅な乖離がある場合は、本市及び受注者で協議するものとする。

- (4) その他の費用はすべて受注者負担とする。

別紙15（第28、36条関連）緊急対応業務

1. 業務内容

- (1) 緊急時における維持管理対象施設の巡回点検、通報装置状態確認、汚水搬送等
- (2) 緊急時対応初期における住民対応
- (3) 本市への報告（口頭又は書面による）

2. 本市の指示がある場合

- (1) 本市の指示に従い緊急時の対応を行うこと。
- (2) 実施後は遅滞なく、対応状況並びに結果について本市に報告し、必要に応じて指示を仰ぐこと。

3. 受注者の判断に基づく場合

- (1) 施設の異常、故障警報を受信した場合は、速やかに施設の巡回点検を実施し、適切な対応を実施すること。
- (2) その他の場合は、速やかに施設の巡回点検、通報装置状態確認等を行い、適切な対応を実施すること。
- (3) 上記いずれの場合においても、実施後は遅滞なく、対応状況及び結果について本市に報告し、必要に応じて本市の指示を仰ぐこと。

4. 費用負担

- (1) 上記の業務にかかる費用は受注者負担とする。
- (2) 要求水準書第9条に示す勤務日及び勤務時間に実施した業務は対象外とし、その費用は維持管理業務費に含むものとする。

5. 提出書類

- (1) 緊急対応状況報告書 1部
※本市の指示によるものの他、随時並びに毎月の業務完了報告に併せて提出すること。
※様式は任意とするが、本市の承認を得てから使用すること。

6. 対象施設以外の施設への対応

- (1) 対象施設以外の施設について、本市より緊急対応を要請された場合は、必要な人員・車両等を配備し、本市の指示に従い対応すること。

7. その他

- (1) 本市所有機材等の使用を必要とする場合は、本市の了解を得て、指示に従い使用すること。
- (2) 住民対応については、状況に応じた丁寧な対応を行うよう留意すること。また、必要に応じて本市の同席を求めること。
- (3) 対象施設以外の施設への対応にかかる費用については、本市負担とする。
- (4) 緊急対応に要した年間の合計時間又は人員に令和7年度実績から大幅な乖離が認められた場合は、別途協議するものとする。
- (5) 緊急対応の結果、機能回復並びに被害を最小限に抑えるために実施した復旧作業等にかかる費用の負担については、別途協議するものとする。

別紙16（第28、37条関連）災害対応業務

1. 業務内容

- (1) 災害時における維持管理対象施設の巡回点検、通報装置状態確認、汚水搬送等
- (2) 災害時対応初期における住民対応
- (3) 本市への報告（口頭又は書面による）

2. 本市の指示がある場合

- (1) 本市の指示に従い災害時の対応を行うこと。
- (2) 実施後は遅滞なく、対応状況並びに結果について本市に報告し、必要に応じて指示を仰ぐこと。

3. 受注者の判断に基づく場合

- (1) 災害に伴う施設の異常、故障警報を受信した場合は、速やかに施設の巡回点検を実施し、適切な対応を実施すること。
- (2) 落雷が発生した場合は、東北電力ホームページ等により、維持管理対象施設周辺において落雷情報等を確認し、落雷があった場合には、監視システム及び電話により、施設の異常の有無を確認し、適切な対応をはかること。
- (3) 震度4以上の地震が鶴岡市内において発生した場合は、速やかに施設の巡回点検を実施し、適切な対応を実施すること。
- (4) その他の場合は、速やかに施設の巡回点検、通報装置状態確認等を行い、適切な対応を実施すること。
- (5) 上記いずれの場合においても、実施後は遅滞なく、対応状況及び結果について本市に報告し、必要に応じて本市の指示を仰ぐこと。

4. 費用負担

- (1) 上記の業務にかかる費用は、実績に応じて精算するものとする。
- (2) 要求水準書第9条に示す勤務日及び勤務時間に実施した業務は対象外とし、その費用は維持管理業務費に含むものとする。

5. 提出書類

- (1) 災害対応状況報告書 1部

※本市の指示によるものの他、随時並びに毎月の業務完了報告に併せて提出すること。

※様式は任意とするが、記載方法等については本市の承認を得てから使用するものとする。

6. 対象施設以外の施設への対応

- (1) 対象施設以外の施設について、本市より災害対応を要請された場合は、必要な人員・車両等を配備し、本市の指示に従い対応すること。

7. その他

- (1) 本市所有機材等の使用を必要とする場合は、本市の了解を得て、指示に従い使用すること。
- (2) 要求水準書第9条に示す勤務日及び勤務時間内において、東北電力ホームページ等により、維持管理業務エリアにおける落雷情報の確認を2回/日以上行うこと。ただし、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（元日を除く）、12月29日～31日及び1月2日～3日については1回/日以上行うこととする。
- (3) 住民対応については、状況に応じた丁寧な対応を行うよう留意すること。また、必要に応じて本市の同席を求めること。
- (4) 対象施設以外の施設への対応にかかる費用については、本市負担とする。
- (5) 災害対応の結果、機能回復並びに被害を最小限に抑えるために実施した復旧作業等にかかる費用の負担については、別途協議するものとする。

別紙17（第28、38条関連）ストックマネジメント計画策定業務

1. 対象施設

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (7) 温海浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (8) 鼠ヶ関浄化センター |
| (3) 小堅浄化センター | (9) 切添中継ポンプ場 |
| (4) 羽黒浄化センター | (10) 新形中継ポンプ場 |
| (5) 櫛引浄化センター | (11) 大山中継ポンプ場 |
| (6) あさひ浄化センター | (12) 仮称 汚泥資源化施設 |

2. 業務一般

(1) 打合せ

業務の実施にあたって、受注者は本市と密接な連絡を取り、その連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。また、業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と本市は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認するものとする。なお、打合せは対面のほか、Web 及び e-mail 等を活用し、効率的に実施すること。

(2) 業務基準等

業務にあたっては本書及び参考図書を基準とし、これによりがたい場合は、本市と協議して定めるものとする。

(3) 業務実施上の疑義

業務実施上疑義の生じた場合は、本市との協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

(4) 参考資料の貸与

本市は、「鶴岡市公共下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画策定業務」他、業務に必要とされる資料については、所定の手続きによりこれを貸与する。

(5) 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

3. 業務範囲及び実施時期

(1) 作業の有無及び実施時期

作業項目	令和11年度	令和16年度	備考
施設情報の収集・整理	○	○	
リスクの評価	-	○	
施設管理の目標設定	-	-	
長期的な改築事業シナリオ設定	-	○	
点検・調査計画の策定	-	-	
点検・調査の実施	○	○	※1
修繕・改築計画の策定	○	○	※1
申請書の作成	○	○	※2

※1 対象設備は既存のストックマネジメント計画を参考に本市及び受注者で協議するものとする

※2 次期ストックマネジメント計画（計画期間令和12年度～令和16年度）については令和12年2月に提出する予定である。業務期間中であっても本市が成果の部分提出を求める際には速やかに報告書等を提出すること。

(2) 施設情報の収集・整理

対象施設の点検・調査の実施及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行うこと。なお、収集すべき資料は次のとおりとする。また、「鶴岡市公共下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画策定業務」、「鶴岡市公共下水道処理施設他ストックマネジメント計画策定業務」の成果を活用すること。設備情報は、本市所有の設備台帳システムの情報を提供するが、設備の仕様等が設備台帳システムの情報と相違がある場合は、確認・修正すること。

① 施設情報収集・整理

上位計画に関する情報の収集・整理（地方公共団体のビジョン、地域の将来計画、下水道ビジョン等）、関連計画に関する情報の収集・整理（下水道計画（全体計画、事業計画）、災害対策計画（地震・津波対策計画、浸水対策計画）、合流改善計画、地球温暖化対策計画等）、諸元に関する情報の収集・整理（名称、設置年度及び設置価格、所在地、形状寸法、形式、能力、容量、仕様等）リスクの検討に関する情報の収集・整理（点検・調査結果、地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度、施設の周辺環境条件等）、点検・調査に関する情報の収集・整理（設計図書、竣工図書、施設状態（劣化の程度）、維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録）等）、改築・修繕に関する情報の収集・整理（経過年数、標準耐用年数、改築費用（または改築単価）、緊急度、健全度等、運転及び水質記録等）を行う。

② 施設情報の作成

設備台帳システムに情報がない場合は、収集した施設情報を基に新たに小分類単位

を基にした施設情報データを作成する。施設情報データの内容は、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度等とし、電子データとする。

③ 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。

(3) リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築の策定につなげる。リスク評価は、「鶴岡市公共下水道処理施設他ストックマネジメント計画策定業務」の成果を参考にしつつ、以下を検討する。

① 被害規模の検討

事故・故障が発生しときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する。(機能面、能力面、コスト面の総合評価とする)

② 発生確率の検討

事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況等を踏まえて評価方法を設定して検討する。(目標耐用年数を設定し、整理する)

③ リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討する。選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリスクを評価する。

(4) 施設管理目標の設定

「鶴岡市公共下水道処理施設他ストックマネジメント計画策定業務」の成果を流用するため、検討対象外とし、本業務の結果を踏まえて本市が別途定めるものとする。

(5) 長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

① 管理方法の選定

処理場等の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、本市の特性に応じて管理方法を設定する。

② 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮したうえで、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

③ 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、本市の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

④ 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

検討結果を長期的な改築事業シナリオとしてとりまとめる。

(6) 点検・調査計画の策定

点検・調査計画の策定は、「鶴岡市公共下水道処理施設他ストックマネジメント計画策定業務」の成果を流用するため、検討対象外とする。

(7) 点検調査の実施

「5. 点検・調査及び修繕・改築計画の策定対象設備」に示す設備について、「令和7年度 鶴岡市公共下水道処理場ストックマネジメント計画策定業務報告書」に記載の点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な現地調査の実施及び劣化の兆候の有無の確認を行う。また、調査結果を設備台帳システムに登録する。なお、設備台帳システムへの登録方法は、本市の指示によるものとする。

また、点検・調査を安全かつ効率的に実施するために、作業計画書を作成し、本市に提出すること。なお、作業計画書には、①作業場所、②作業期間、③作業人員体制、④緊急連絡先、⑤調査計画、⑥安全計画に関する内容を記載すること。

(8) 修繕・改築計画の策定

「5. 点検・調査及び修繕・改築計画の策定対象設備」に示す設備について、基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、5年以内における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて修繕・改築を行うかを検討する。

① (基本方針) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

② (基本方針) 優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。また、処理場設備の優先順位の設定あたり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。

③ (実施計画) 対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5年以内の対策範囲を設定する。

④ (実施計画) 長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法(状態監視保全、時間計画保全、事後保全)を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。

⑤ (実施計画) 改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として(省エネルギー、省資源化、効率化等)総合的な検

討を行う。

- ⑥ (実施計画) 実施時期と概算費用の検討
③を踏まえた修繕・改築計画を策定する。
- ⑦ (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ
検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

(9) 申請書の作成

収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。また、本業務成果をとりまとめ、「下水道ストックマネジメント支援制度」に基づき、ストックマネジメント計画等を作成すること。

4. 提出書類

(1) 着手後速やかに提出

- ① 着手届 1部
- ② 工程表 1部
- ③ 管理技術者届 1部
- ④ 照査技術者届 1部
- ⑤ 職務分担表 1部

(2) 令和12年3月15日、令和17年3月15日までに提出

- ① 成果物引渡書 2部
- ② 報告書 3部
- ③ 参考資料 3部
- ④ 打合せ議事録 1部
- ⑤ スtockマネジメント計画書 一式
- ⑥ 電子成果品 一式

※業務期間途中においても、本市が部分提出を求める際には速やかに提出すること。

別紙18（第28、40条関連）消耗品調達業務

1. 業務内容

受注者が専ら使用する備品及び軽微な修繕等業務履行に必要な消耗品等について調達し、管理するとともに、安定的で品質を確保できる調達方法、管理体制を確保する。対象とする消耗品等は、下記に例示する施設の運転、保守点検、水質管理、分析その他の業務の実施に必要な物品等とする。ただし、本市所有汚泥吸引車及び2tダンプトラックに使用する消耗品等並びに1つの部品購入金額が50万円（税込）を超える場合は対象外とする。

2. 対象とする消耗品等

(1) 什器・備品

- ・ 連絡用自動車
- ・ 自転車
- ・ 電話機
- ・ パソコン
- ・ プリンター
- ・ 事務用机
- ・ 椅子類
- ・ 点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具（テスター・検電器具類）等
- ・ 書庫類
- ・ 黒板類
- ・ 複写機
- ・ 被服類
- ・ 下足箱
- ・ 傘立
- ・ 掃除具収納庫
- ・ 写真機
- ・ ロッカー類
- ・ 茶器類
- ・ 寝具類
- ・ 洗濯機
- ・ 履物類

(2) 消耗品

- ・ 整備用品（掃除用具、ウェス、洗浄油類）
- ・ 補修用材料（ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ等一般汎用品）
- ・ 潤滑油脂類（補充用のオイル・グリース等）
- ・ 軽微な部分補修用塗料
- ・ 衛生用品（石鹼、消毒液、救急用薬品等）
- ・ 報告記録用紙（チャート紙等）
- ・ その他日用品、事務用品等

(3) 安全管理器具類

- ・ 保護具（ヘルメット、防塵マスク、保護メガネ、保護衣等）
- ・ 携帯用ガス検知器（毒性ガス、硫化水素、酸素、可燃性ガス）
- ・ 墜落防止装置（墜落制止用器具、セイフティブロック）
- ・ 安全標識関係（安全標識、安全ロープ、ガードコーン、コーンバー等）
- ・ 救急用品、空気呼吸器類等

(4) 水質・汚泥試験業務消耗品等

- ・ 水質・汚泥試験業務で使用する試薬、分析用品、機器部品等

(5) その他の消耗品

補修・交換用部品（機械・設備構成部品、電材・電装部品、配線、配管類、建築資材、潤滑油脂類、各副資材料など）、塗装材料、ポンプ等汎用機器、照明器具類、フィルター

類、消防設備用品等。

(6) 燃料

受注者が業務を履行するために使用する燃料を調達すること。また、非常用自家発電設備及び移動用・小型発電機に使用する燃料については、緊急時等の運転に支障がないように、使用量等の管理を行い、燃料タンクを常時満量にして管理すること。ただし、鶴岡浄化センター非常用自家発電設備及び切添中継ポンプ場非常用自家発電設備並びに移動用・小型発電機で使用する燃料は、本市が費用を負担するものとする。なお、本市が調達する燃料に不足が生じた場合には、本市に補充するよう求めること。

軽油については、1年に1度、タンク内の燃料の半量を入れ替えるものとし、抜き取った燃料については、本市の指示に従い処理すること。ただし、鶴岡浄化センターの実施方法については、本市と協議するものとする。

非常用自家発電設備

施設名称	容量	油種	タンク容量	本市負担	受注者負担
鶴岡浄化センター	750 KVA	軽油	15,000 L	○	-
湯野浜浄化センター	100 KVA	軽油	490 L	-	○
あさひ浄化センター	100 KVA	軽油	490 L	-	○
温海浄化センター	75 KVA	軽油	390 L	-	○
切添中継ポンプ場	250 KVA	A重油	1,390 L	○	-
新形中継ポンプ場	150 KVA	軽油	900 L	-	○
大山中継ポンプ場	100 KVA	軽油	490 L	-	○

移動用・小型発電機

保管施設名称	容量	油種	タンク容量	本市負担	受注者負担
鶴岡浄化センター	20 KVA	軽油	78 L	○	-
	37 KVA	軽油	110 L	○	-
	53 KVA	軽油	40 L	○	-
	65 KVA	軽油	160 L	○	-
	1.2 KVA	ガソリン	10.8 L	○	-
	4.0 KVA	ガソリン	13.5 L	○	-
	4.0 KVA	ガソリン	13.5 L	○	-
羽黒浄化センター	37 KVA	軽油	110 L	○	-
櫛引浄化センター	37 KVA	軽油	110 L	○	-
鼠ヶ関浄化センター	37 KVA	軽油	124 L	○	-

3. 本市所有汚泥吸引車の貸与

- (1) 汚泥運搬業務に使用するため、本市所有汚泥吸引車を受注者に貸与する。受注者は、汚泥吸引車を適正に使用するとともに、当該業務以外の使用は行わないこと。ただし、本市の指示する業務等に使用する場合はこの限りではない。

4. その他

- (1) 令和7年度実績から大幅な乖離が認められた場合は、別途協議するものとする。

別紙19（第28、40条関連）薬品調達業務

1. 業務内容

維持管理上必要となる薬品を調達し、適切に貯蔵、管理する。使用する薬品については受注者の提案によるものとするが、使用する薬品の種類、使用量等については事前に本市に計画書を提出し、承認を得ること。消毒用薬品は、各浄化センターに2週間分以上備蓄すること。

2. 薬品種別

（1）消毒用薬品

- ・ 低塩次亜塩素酸ナトリウム（液体）
- ・ 有機塩素系水処理剤（固形）

（2）濃縮・脱水用薬品

- ・ ポリ硫酸第二鉄
- ・ 濃縮用高分子(アクリレート)
- ・ 脱水用高分子(ポリアミ)
- ・ 脱水用高分子(アクリレート)
- ・ 脱水用高分子(液体)

（3）その他の薬品

- ・ 消泡剤(液体)
- ・ 消臭剤

別紙20（第28、40条関連）上水道調達業務

1. 業務内容

維持管理上必要となる上水道について、契約期間内の使用月分の料金を支払うものとする。

2. 対象とする上水道

施設名称	口径
鶴岡浄化センター	50 mm
湯野浜浄化センター	40 mm
小堅浄化センター	20 mm
羽黒浄化センター	25 mm
櫛引浄化センター	40 mm
あさひ浄化センター	20 mm
温海浄化センター	30 mm
鼠ヶ関浄化センター	25 mm
新形中継ポンプ場	20 mm
大山中継ポンプ場	20 mm

別紙 2 1（第 2 8、4 0 条関連）通信回線調達業務

1. 業務内容

維持管理上必要となる通信回線の契約期間内の請求月分の通信料金を支払うものとする。なお、当該設備の改築・更新等により通信回線契約内容等に変更が生じた場合には、本市及び受注者で協議するものとする。

2. 対象とする通信回線

施設名称	設備	電話番号 回線 ID	契約先	契約内容
鶴岡浄化センター	監視装置 中央Ⅲ	0235-24-7034	ソフトバンク	おとくライン
湯野浜浄化センター	施設警備	0235-75-2644	NTT	加入電話（ダイヤル）
	テレメータ	ID 236-126286	NTT	アナログ専用サービス、帯域品目 3.4kHz 距離区分～10k、引込線 2 回線
切添中継ポンプ場	施設警備	0235-22-3941	NTT	加入電話（プッシュ）
	遠方監視装置		小松電機	水神
新形中継ポンプ場	遠方監視装置		小松電機	水神
大山中継ポンプ場	遠方監視装置	0235-33-4600	NTT	加入電話（プッシュ）
	テレメータ	ID 236-126287	NTT	アナログ専用サービス、帯域品目 3.4kHz 距離区分～10km、引込線 2 回線
小堅浄化センター	遠方監視装置	0235-73-3446	NTT	加入電話（プッシュ）
羽黒浄化センター	施設警備	0235-62-2236	NTT	加入電話（ダイヤル）
	テレメータ	ID 236-123776	NTT	デジタルアクセス、128kbit/s タイプ 2 距離区分～15km、引込線 2 回線
櫛引浄化センター	施設警備	0235-57-5041	NTT	加入電話（プッシュ）
	送水ポンプ	0235-57-3868	NTT	加入電話（プッシュ）
	テレメータ	ID 236-127289	NTT	アナログ専用サービス、帯域品目 3.4kHz 距離区分～10km、引込線 2 回線
あさひ浄化センター	施設警備	0235-53-3202	NTT	加入電話（プッシュ）
温海浄化センター	施設警備	0235-43-4561	NTT	加入電話（プッシュ）
	テレメータ	ID 236-126283	NTT	デジタルアクセス、64kbit/s タイプ 2 距離区分～30km、引込線 2 回線
鼠ヶ関浄化センター	施設警備	0235-44-3822	NTT	加入電話（ダイヤル）
	日報監視装置	080-9596-1666	NTT ドコモ	LTE 1moT

別紙22（第28、40条関連）都市ガス調達業務

1. 業務内容

維持管理上必要となる都市ガスについて、契約期間内の使用月分の料金を支払うものとする。

2. 対象とする都市ガス

施設名称	契約種別
鶴岡浄化センター	一般契約
鶴岡浄化センター (ガスヒートポンプ)	小型空調契約1種

別紙23（第28、41条関連）沈砂ピット等清掃運搬業務

1. 対象施設及び実施回数

施設名称	予定数量	実施回数
湯野浜浄化センター	3.0 m ³ /年	0.6 m ³ /回、5回/年 程度
羽黒浄化センター	1.2 m ³ /年	0.6 m ³ /回、2回/年 程度
櫛引浄化センター	0.6 m ³ /年	0.6 m ³ /回、1回/年 程度
あさひ浄化センター	0.6 m ³ /年	0.6 m ³ /回、1回/年 程度
温海浄化センター	0.6 m ³ /年	0.6 m ³ /回、1回/年 程度
鼠ヶ関浄化センター	0.6 m ³ /年	0.6 m ³ /回、1回/年 程度

2. 業務内容

- (1) 沈砂ピット及び分配槽等各槽内に堆積した沈砂等を清掃する。
- (2) 本市が指定する運搬先へ清掃した沈砂を運搬する。

3. 運搬先

- (1) 本市が指定する産業廃棄物処分施設。
(酒田市所在の施設を予定している。)

4. 提出書類

- (1) 報告書 1部

5. その他

- (1) 沈砂の処分費は本市負担とし、その他の経費はすべて受注者負担とする。
- (2) 回数、数量については増減する場合がある。
- (3) 本業務については、本市が発行した産業廃棄物管理票により適正に管理すること。

別紙24（第28、41条関連）し渣清掃運搬業務

1. 対象施設

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 湯野浜浄化センター | (5) あさひ浄化センター |
| (2) 小堅浄化センター | (6) 温海浄化センター |
| (3) 羽黒浄化センター | (7) 鼠ヶ関浄化センター |
| (4) 櫛引浄化センター | |

2. 業務内容

- (1) し渣を各浄化センターから鶴岡浄化センターし渣ホoppaへ運搬し、集約する。
- (2) し渣を鶴岡浄化センターし渣ホoppaから鶴岡市クリーンセンターへ運搬し、処分する。

3. 実施回数

- (1) 鶴岡浄化センターし渣ホoppaへの運搬及び集約は、随時実施する。
- (2) 鶴岡市クリーンセンターへの運搬及び処分は 1回/週程度とする。

4. 提出書類

- (1) 報告書 1部/月

5. その他

- (1) 報告書にクリーンセンター計量表の写しを添付すること。
- (2) 処分費（鶴岡市クリーンセンターごみ処理手数料）及び本業務にかかる費用についてはすべて受注者負担とする。

別紙25（第28、41条関連）汚泥運搬業務

1. 対象施設

(1) 濃縮汚泥

施設名称	運搬先	予定数量
湯野浜浄化センター	大山中継ポンプ場	3,200 m ³ /年
小堅浄化センター	大山中継ポンプ場	330 m ³ /年
羽黒浄化センター	鶴岡浄化センター、 櫛引浄化センター	2,000 m ³ /年

(2) 脱水汚泥（鶴岡浄化センター場内）

施設名称	運搬先	予定数量
鶴岡浄化センター	仮称 汚泥資源化施設	3,400t/年

2. 業務内容

- (1) 本市が指定する運搬先へ濃縮汚泥及び脱水汚泥を運搬する。

3. 提出書類

- (1) 運搬計画書 1回/週 1部
 (2) 運搬状況報告書 1回/日 1部
 (3) 運搬数量報告書 1回/月 1部

4. その他

- (1) 湯野浜浄化センターから発生した濃縮汚泥及び鶴岡浄化センターから発生した脱水汚泥は、受注者所有の車両で運搬すること。
 (2) 小堅浄化センター及び羽黒浄化センターから発生した濃縮汚泥は、本市所有の汚泥吸引車で運搬すること。
 (3) 汚泥の引抜き及び投入は既存の配管（65A）に接続して実施すること。
 (4) 予定数量は汚泥の濃縮状況、脱水状況、その他の理由により増減の可能性がある。
 (5) 本市所有の汚泥吸引車にかかる費用（燃料、消耗品、修繕料、車検・点検費用等）は本市負担とする。
 (6) 本業務については、必要に応じて産業廃棄物管理票により適正に管理すること。

別紙26（第28、41条関連）廃棄物運搬処分管理業務

1. 対象施設

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (6) あさひ浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (7) 温海浄化センター |
| (3) 小堅浄化センター | (8) 鼠ヶ関浄化センター |
| (4) 羽黒浄化センター | (9) 大山中継ポンプ場 |
| (5) 櫛引浄化センター | (10) 仮称 汚泥資源化施設 |

2. 業務内容

(1) 運搬スケジュール管理

対象施設で発生した産業廃棄物（脱水汚泥、沈砂等）について、他の施設へ運搬する際のスケジュールを作成する。また、月間、週間、連休等必要に応じて搬出計画を前週の水曜日正午まで産業廃棄物処理処分業者に連絡する。

(2) マニフェスト管理

対象施設で発生した産業廃棄物（脱水汚泥、沈砂等）について、マニフェスト作成及び管理を行う。

3. 提出書類

- | | | |
|---------|------|----|
| (1) 報告書 | 1回/月 | 1部 |
|---------|------|----|

4. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。
- (2) 産業廃棄物処理処分業者に連絡した搬出計画に変更が生じた場合は、産業廃棄物処理処分業者と調整のうえ、新たに搬出計画を作成して連絡すること。

別紙27（第28、42条関連）消化ガス成分分析業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター

2. 業務内容

- (1) 消化ガス成分分析

消化ガスの酸素、窒素、メタン、二酸化炭素濃度を測定する。

- (2) 硫化水素濃度測定

消化ガスの硫化水素濃度を測定する。

3. 実施回数等

- (1) 消化ガス成分分析 1回/月

- (2) 硫化水素濃度測定 1回/週

4. 提出書類

- (1) 報告書 1回/月 1部

5. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

別紙 28 (第 28、42 条関連) 地下タンク清掃及び気密漏えい試験業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター 管理棟地下タンク 15 k L
- (2) 鶴岡浄化センター 汚泥棟地下タンク 25 k L
- (3) 切添中継ポンプ場 地下タンク 1 k L

2. 業務内容

(1) 加圧漏洩試験

消防法に基づく法定試験を地下タンク及び地下埋設配管に対して実施すること。

(2) 地下タンクの開放、清掃及び廃油処理

排出される廃油に関しては、関係法令等を遵守し適切に処分すること。

3. 実施時期

	鶴岡浄化センター 管理棟地下タンク	鶴岡浄化センター 汚泥棟地下タンク	切添中継ポンプ場 地下タンク
令和 9 年度	1 回	—	—
令和 10 年度	—	—	1 回
令和 11 年度	—	1 回	—
令和 12 年度	1 回	—	—
令和 13 年度	—	—	1 回
令和 14 年度	—	1 回	—
令和 15 年度	1 回	—	—
令和 16 年度	—	—	1 回
令和 17 年度	—	1 回	—
令和 18 年度	1 回	—	—

4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 2 部
- (2) 写真 実施時毎 2 部

5. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

別紙29（第28、42条関連）市水受水槽・高架水槽点検清掃業務

1. 実施施設

- (1) 鶴岡浄化センター
 - ・ 汚泥棟地下受水槽・汚泥棟高架水槽

2. 業務内容

- (1) 市水受水槽及び高架水槽の清掃及び揚水ポンプの機器点検
- (2) 水質検査の実施
 - ・ 清掃前及び清掃後に受水槽及び管理棟内の蛇口から取水し、臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素の6項目の水質試験をそれぞれ実施する。
 - ・ 清掃実施後に管理棟内の蛇口から取水し、省略不可項目（11項目）を実施する。
- (3) 水槽及び揚水ポンプの仕様
 - ・ 受水槽 12m³×1基（FRP製）
 - ・ 高架水槽 10m³×1基（FRP製）
 - ・ 揚水ポンプ 川本製作所製自吸タービンポンプ×2台

3. 実施回数等

- (1) 1回/年

4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 2部
- (2) 写真 実施時毎 2部

5. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

別紙30（第28、42条関連）電動ホイスト定格荷重試験業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター
- (2) 新形中継ポンプ場
- (3) 大山中継ポンプ場
- (4) 湯野浜浄化センター
- (5) 温海浄化センター

2. 業務内容

- (1) 下記電動ホイストについて、クレーン等安全規則第34条第3項及び第4項の規定に基づく定格荷重試験及び測定を実施する。

- ・ 鶴岡浄化センター 0.5 t / 1台、1.5 t / 1台
- ・ 新形中継ポンプ場 1.0 t / 1台
- ・ 大山中継ポンプ場 1.0 t / 1台
- ・ 湯野浜浄化センター 0.5 t / 1台、1.0 t / 1台
- ・ 温海浄化センター 0.5 t / 1台、1.0 t / 1台

3. 実施回数等

- (1) 1回 / 年

4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 2部
- (2) 写真 実施時毎 2部

5. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

別紙31（第28、42条関連）脱硫塔整備業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター
 - ・ No.1、No.2、No.3脱硫塔

2. 業務内容

- (1) 整備内容
吸着機能が低下した脱硫剤の入れ替え、抜き取った脱硫剤を産廃処分し付帯設備を整備する。
- (2) 脱硫剤仕様（1塔あたり）
 - ・ 乾式脱硫剤
 - ・ 数 量 約3.6m³（>約2.9t）
 - ・ 形 状 ペレット状 径10mm～12mm程度
 - ・ 充填密度 >0.8
 - ・ 圧壊強度 10kg/ピース
 - ・ 吸着能力 >T.Sとして300mg/g
その他「図面等」のとおり

3. 実施回数等

- (1) 4回/年
- (2) 吸着機能が低下した塔から順次実施
- (3) 交換整備基準 硫化水素濃度10ppm以上検出→脱硫塔切替
- (4) 切替後は脱硫塔内を空にし、基準を超過した場合速やかに切替えが可能となるよう準備すること。

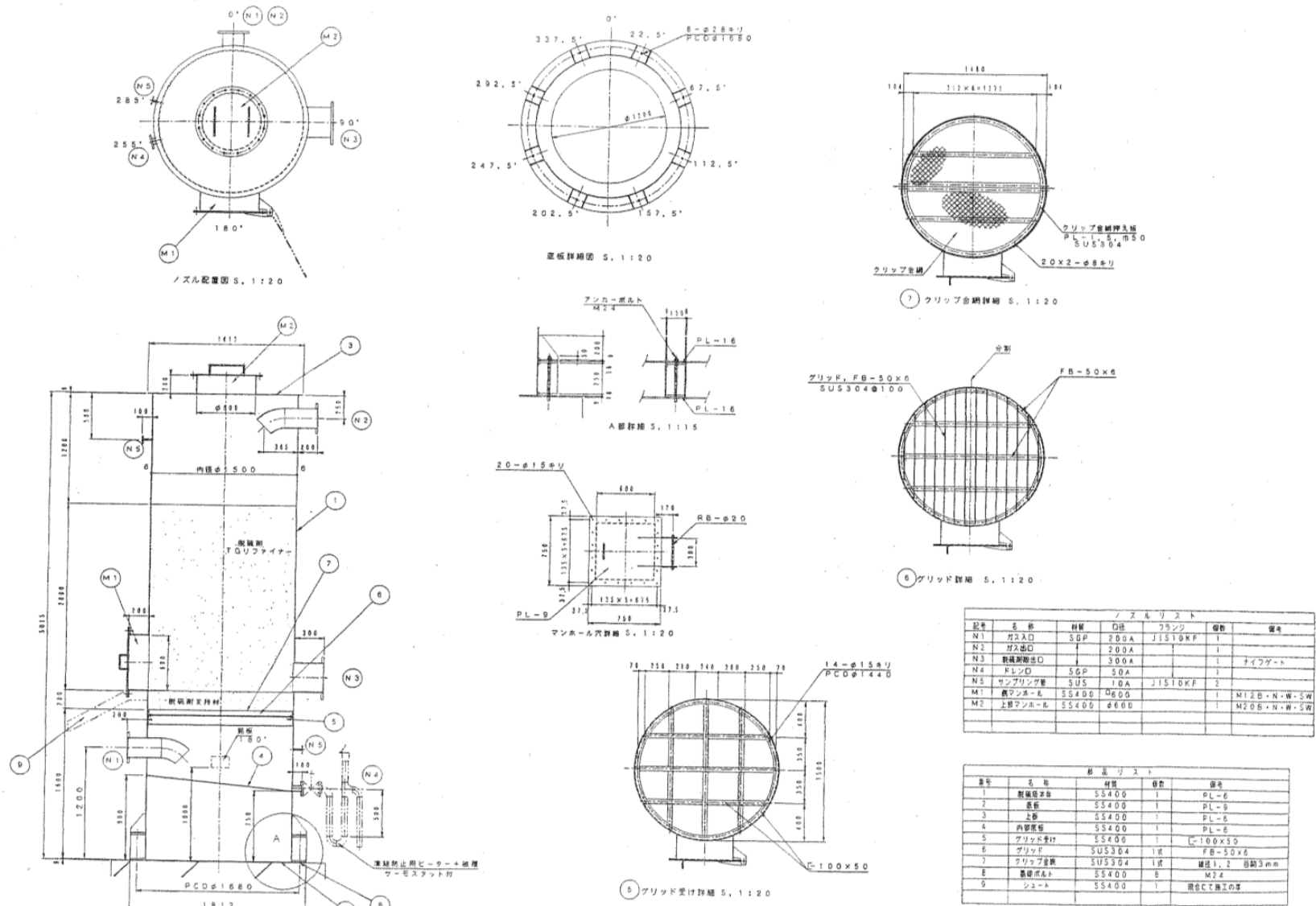
4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 2部
- (2) 写 真 実施時毎 2部

5. その他

- (1) 使用済みの脱硫剤は自然発火しないよう抜き取り前に水を十分含ませ冷却させること。
- (2) 前記の冷却水は適切に処理すること。
- (3) 作業完了時に気密漏えい試験を実施すること。
- (4) 脱硫剤及び入れ替え整備に必要なシール材その他軽微な消耗品はすべて受注者負担とする。
- (5) 業務において、部品交換及び修繕が必要な場合は別途協議とする。

6. 図面等



ノズルリスト					
記号	名称	材質	口径	フランジ	備考
N1	ガス入口	SGP	200A	JIS10KF	
N2	ガス出口		200A		
N3	粉体排出出口		300A		
N4	フレンド	SGP	50A		
N5	サンプリング管	SUS	10A	JIS10KF	
M1	観音マンホール	SS400	φ600		M12B・N・W・SW
M2	上唇マンホール	SS400	φ600		M20B・N・W・SW

部品リスト				
番号	名称	材質	数量	備考
1	観音マンホール	SS400	1	PL-6
2	底板	SS400	1	PL-6
3	上唇	SS400	1	PL-6
4	内筒底板	SS400	1	PL-6
5	グリッド受け	SS400	1	C-100x50
6	グリッド	SUS304	1式	FB-50x6
7	クリップ金網	SUS304	1式	建設1.2 目詰3mm
8	観音ボルト	SS400	8	M24
9	シュート	SS400	1	現場で施工の事

別紙32（第28、42条関連）ガスヒートポンプエアコン整備業務

1. 対象施設

施設名称	記号	設置場所	室外機型式	出力
鶴岡浄化センター ・ガスヒートポンプエアコン	GM-1	水質試験室-1	YNZP450G1	12.1kW
	GM-3	会議室	YNZP355G1	9.5kW
	GM-4	中央監視室	YNZP450G1	12.1kW
	GM-5	水質試験室-2	YNZP450G1	12.1kW
	GAC-1	業者事務室	YNPP140G1	3.75kW

2. 業務内容

(1) 上記ガスヒートポンプエアコンが、前回整備から10,000時間に達し、故障メッセージ「L8」が運転液晶部に点滅した場合、部品交換整備を行うこと。

記号	前回整備		平均 運転時間
	実施時期	累積運転時間	
GM-1	令和8年度	51,900時間	1,800時間/年
GM-3	令和8年度	10,100時間	1,200時間/年
GM-4	令和8年度	81,400時間	3,200時間/年
GM-5	令和5年度	40,600時間	2,100時間/年
GAC-1	令和6年度	20,200時間	1,200時間/年

(2) 交換する部品は以下のとおりとする。

部品名称	単位	GM-1	GM-3	GM-4	GM-5	GAC-1
エンジンオイル	L	46	31	46	46	20
オイルフィルター	個	1	1	1	1	1
エアエレメント	個	1	1	1	1	1
スパークプラグ	個	1	1	1	1	1
C/Pベルト	本	3	3	3	3	3
クーラント	L	22	18	22	22	11
ドレーン石	個	1	1	1	1	1
基盤BOXフィルタ	個	1	1	1	1	1

3. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 2部
 (2) 写真 実施時毎 2部

4. その他

- (1) 業務に要する軽微な消耗品はすべて受注者負担とする。
 (2) 上記以外の部品交換及び修繕が必要な場合は別途協議とする。

5. 機器仕様書

(1) 型式: YNZP450G1 (GM-1、GM-4、GM-5)

ガスヒートポンプ室外機 仕様書

YNZP450G1
冷房45.0kW

(50/60Hz)

形式	YNZP450G1			形式	スクロール		
定格能力	冷房能力 (kW)	45.0		圧縮	指定冷凍機油	ヤンマー純正冷凍機油 (FVC68D)	
	暖房能力 (kW)	50.0			冷凍機油封入量 (L)	3.5	
	低温暖房 (kW)	53.0			排除容積 1,2 (mL/rev)	52+110	
	極低温暖房 (kW)	53.0			回転数範囲 1,2 (min ⁻¹)	1802~5405, 1410~4229	
外形寸法	高さ (mm)	2176		機	動力伝達方式	Vリブドベルト&電磁クラッチ	
	幅 (mm)	1990			ヒータ1,2 (W)	22, 45	
	奥行 (mm)	800			種類	R410A	
質量 (kg)	940		電気特性	封入量 (kg)	19.3		
電気特性	電源	3相200		単相200	媒	冷媒制御方式	電子膨張弁
	始動電流 (A)	24		熱交換器	室外熱交換器	ルーバーフィンコイル式	
		運転電流 (A)			冷房	3.07/3.15	6.47/6.70
	消費電力 (kW)		冷房		1.03/1.08	1.10/1.18	エンジンラジエータ
		力率 (%)	冷房		97/99	85/88	空気吸込口
	暖房		97/99		85/88	空気吹出口	上面
燃料消費量	ガス種別	冷房	暖房		配管関係	送風機	形式×台数
	13A (kW)	27.4	29.6	定格風量 (m ³ /min)		280	
	12A (kW)			電動機出力 (W)		280×3	
	LPG (い号) (kW)			冷媒ガス管 (mm)		φ28.6	
	6A (kW)	28.8	34.4	冷媒液管 (mm)		φ12.7	
	L1(6B・6C・7C) (kW)			冷媒配管位置		背面	
	L2(5A・5AN・5B) (kW)			燃料ガス管 (mm)		R1 (オネジ)	
	5C (kW)			排気口		φ108 (内径)	
L3(4A・4B・4C) (kW)	排気口位置			上面			
ガスエンジン	形式	立形直列水冷4サイクル		冷媒許容	相当長 (m)	185以下	
	気筒数	3			配管長	実長 (m)	160以下
	内径×行程 (mm)	φ88×90		室内外機間	室外機が上 (m)	50以下	
	排気量 (L)	1.642		許容高低差	室外機が下 (m)	50以下	
	定格出力 (kW)	12.1		室内機間許容高低差 (m)		15以下	
	回転数範囲 (min ⁻¹)	800~1450 (冷房時)		分岐後許容長さ (m)		60以下	
		800~2400 (暖房時)		外装塗色 (マンセルNo.)	ヤンマーワームアイボリー (5Y7.5/1)		
	始動方式	AC/DC変換方式DCスタータ		法定冷凍トン (RT)		4.75	
	潤滑油	ヤンマー純正EGHP用オイル10W-30(D)		室内機接続	接続可能容量	P225~P585	
	潤滑油封入量 (L)	46			運転可能容量	P585以下	
クーラント	ヤンマー純正LLC		最小室内機容量		P22		
	濃度 (%)	50		最大室内機台数	20		
	凍結温度 (°C)	-35		付属品	取扱説明書、施工説明書、保証書、パッキン1個		
封入量 (L)	22		冷媒ガス管用フランジ1個、M10ボルト2本				
冷却水ポンプ	種類	マグネット駆動方式渦巻型			ドレンホース (機付) 1本、座金2個		
	電動機出力 (W)	135/195					

- (1) 定格能力はJIS B8627条件にて配管相当長7.5m、高低差0m、標準組合わせ時の能力です。
 冷房能力: 室内側吸込空気温度27°C DB、19°C WB、室外側吸込空気温度35°C DB
 暖房能力: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度7°C DB、6°C WB
 低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度2°C DB、1°C WB
 極低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度-7°C DB、-8°C WB
- (2) 運転音は正面前方1m、高さ1.5mにて無響室換算した値です。
 なお実際に据付けた場合は、周囲の騒音や反響などの影響を受け、表示値より大きくなるのが普通です。
- (3) 外形寸法は配管・配線接続部・一部突起部を除いた値です。
- (4) 室内機間許容高低差と分岐後許容長さは最大長を表し、
 室内機間許容高低差が4m以下の場合は分岐後許容長さ60m以下、
 室内機間許容高低差が1.5m以下の場合は分岐後許容長さ40m以下です。



カタログ・施工説明書・取扱説明書に記載の「安全に関するご注意」を必ずお読みの上遵守下さい。

2005.3.10

(2) 型式: YNZP355G1 (GM-3)


ガスヒートポンプ室外機 仕様書

YNZP355G1
冷房35.5kW

(50/60Hz)

形式		YNZP355G1					
定格能力	冷房能力 (kW)	35.5		圧縮機	形式	スクロール	
	暖房能力 (kW)	40.0			指定冷凍機油	ヤンマー純正冷凍機油 (FVC68D)	
	低温暖房 (kW)	42.5			冷凍機油封入量 (L)	2.4	
	極低温暖房 (kW)	42.5			排除容積 (mL/rev)	110	
外形寸法	運転音 (dB(A))	54		冷媒	回転数範囲 (min ⁻¹)	1313~4597	
	高さ (mm)	2176			動力伝達方式	Vリブドベルト	
	幅 (mm)	1470			ヒータ (W)	45	
電気特性	質量 (kg)	740		配管関係	種類	R410A	
	電源	3相200 单相200			封入量 (kg)	14.9	
		始動電流 (A)	22		22	冷媒制御方式	電子膨張弁
	運転電流 (A)	冷房	2.12/2.17		3.95/4.32	室外熱交換器	ルーバーフィンコイル式
		暖房	2.34/2.36		4.48/4.89	排ガス熱交換器	二重管式
	消費電力 (kW)	冷房	0.66/0.73		0.68/0.76	エンジンラジエータ	ルーバーフィンコイル式
		暖房	0.73/0.80		0.77/0.85	空気吸込口	前後面
	力率 (%)	冷房	90/97		86/88	空気吹出口	上面
		暖房	90/98		86/87	送風機	形式×台数 プロペラファン×2
	燃料消費量	ガス種別	冷房		暖房	定格風量 (m ³ /min)	230
13A (kW)		26.1	26.2	電動機出力 (W)	280×2		
12A (kW)				冷媒ガス管 (mm)	φ25.4		
LPG (イ号) (kW)				冷媒液管 (mm)	φ12.7		
6A (kW)		30.4	31.9	冷媒配管位置	背面		
L1(6B・6C・7C)(kW)				燃料ガス管 (mm)	R3/4 (オネジ) ※(5)		
L2(5A・5AN・5B)(kW)				排気口	φ108 (内径)		
5C (kW)				排気口位置	上面		
L3(4A・4B・4C)(kW)			排気ドレン管 (mm)	φ16 (外径)			
			排気ドレン管位置	背面			
ガスエンジン	形式	立形直列水冷4サイクル		冷媒許容配管長 (m)	相当長 (m)	185以下	
	気筒数	3		実長 (m)	160以下		
	内径×行程 (mm)	φ74×78		室内外機間許容高低差 (m)	室外機が上 (m)	50以下	
	排気量 (L)	1.006		室外機が下 (m)	50以下		
	定格出力 (kW)	9.5		室内機間許容高低差 (m)	15以下		
	回転数範囲 (min ⁻¹)	800~2050 (冷房時)		分岐後許容長さ (m)	60以下		
		800~2800 (暖房時)		外装塗装色 (マンセルNo.)	ヤンマーワームアイボリー (5Y7.5/1)		
	始動方式	AC/DC変換方式DCスタータ		法定冷凍トン (RT)	3.90		
	潤滑油	ヤンマー純正EGHP用オイル10W-30(D)		室内機接続	接続可能容量	P177~P462	
	潤滑油封入量 (L)	3.1			運転可能容量	P462以下	
クーラント	ヤンマー純正LLC		最小室内機容量		P22		
冷却水ポンプ	濃度 (%)	50		最大室内機台数	20		
	凍結温度 (°C)	-35		付属品	取扱説明書、施工説明書、保証書、パッキン1個		
	封入量 (L)	18			冷媒ガス管用フランジ1個、M10ボルト2本		
	種類	マグネット駆動方式渦巻型			ドレンホース (機付) 1本、座金2個		
電動機出力 (W)	135/195						

- 定格能力はJIS B8627条件にて配管相当長7.5m、高低差0m、標準組合わせ時の能力です。
冷房能力: 室内側吸込空気温度27°C DB、19°C WB、室外側吸込空気温度35°C DB
暖房能力: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度7°C DB、6°C WB
低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度2°C DB、1°C WB
極低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度-7°C DB、-8°C WB
 - 運転音は正面前方1m、高さ1.5mにて無響室換算した値です。
なお実際に据付けた場合は、周囲の騒音や反響などの影響を受け、表示値より大きくなるのが普通です。
 - 外形寸法は配管・配線接続部・一部突起部を除いた値です。
 - 室内機間許容高低差と分岐後許容長さは最大長を表し、
室内機間許容高低差が4m以下の場合には分岐後許容長さ60m以下、
室内機間許容高低差が1.5m以下の場合には分岐後許容長さ40m以下です。
- ※ (5) 燃料ガス種が6A、L1(6B、6C、7C)、L2(5A、5AN、5B)、5C、L3(4A、4B、4C)の場合には、燃料ガス配管R1 (オネジ) となります。

 カタログ・施工説明書・取扱説明書に記載の「安全に関するご注意」を必ずお読みの上遵守下さい。

2005. 9. 30

(3) 型式: YNPP140G1 (GAC-1)

ガスヒートポンプ室外機 仕様書

YNPP140G1
冷房14.0kW

(50/60Hz)

形式		YNPP140G1		形式		スクロール			
定格能力	冷房能力 (kW)	14.0		圧縮機	指定冷凍機油	ヤンマー純正冷凍機油 (FVC68D)			
	暖房能力 (kW)	16.0			冷凍機油封入量 (L)	0.8			
	低温暖房 (kW)	17.0			排除容積 (mL/rev)	52			
	極低温暖房 (kW)	17.0			回転数範囲 (min ⁻¹)	1964~5236			
運転音 (dB(A))	48		外形寸法	動力伝達方式	Vリブドベルト				
高さ (mm)	1740			ヒータ (W)	22				
幅 (mm)	1100			種類	R410C				
奥行 (mm)	500		質量 (kg)	封入量 (kg)	7.4				
質量 (kg)	380			冷媒制御方式	電子膨張弁				
電気特性	電源	単相200		熱交換器	室外熱交換器	ルーバーフィンコイル式			
	始動電流 (A)	15			排ガス熱交換器	二重管式			
	運転電流 (A)	冷房	2.02/2.29		エンジンラジエータ	ルーバーフィンコイル式			
		暖房	2.12/2.32		空気吸込口	後面・右面			
	消費電力 (kW)	冷房	0.38/0.44		空気吹出口	前面			
		暖房	0.39/0.44		送風機	形式×台数	プロペラファン×1		
力率 (%)	冷房	94/96		定格風量 (m ³ /min)	88				
燃料消費量	ガス種別	冷房	11.8	暖房	11.2	配管関係	電動機出力 (W)	170	
		13A (kW)					12.7	12.7	冷媒ガス管 (mm)
	12A (kW)	冷媒液管 (mm)	φ9.5						
	LPG (い号) (kW)	冷媒配管位置	左側面						
	6A (kW)	燃料ガス管 (mm)	R1/2 (オネジ)						
	L1(6B・6C・7C) (kW)	排気口	φ120 (内径)						
	L2(5A・5AN・5B) (kW)	排気口位置	上面						
	5C (kW)	排気ドレン管 (mm)	φ16 (外径)						
L3(4A・4B・4C) (kW)	排気ドレン管位置	右側面下							
ガスエンジン	形式	立形直列水冷4サイクル		冷媒許容配管長	相当長 (m)	7.2以下			
	気筒数	3		実長 (m)	6.0以下				
	内径×行程 (mm)	φ68×64.2		室内外機間許容高低差	室外機が上 (m)	3.0以下			
	排気量 (L)	0.699		室内外機間許容高低差	室外機が下 (m)	3.0以下			
	定格出力 (kW)	3.75		室内機間許容高低差 (m)	1.5以下				
	回転数範囲 (min ⁻¹)	900~1450 (冷房時)		分岐後許容長さ (m)	2.0以下				
		900~2400 (暖房時)		外装塗装色 (マンセルNo.)	ヤンマーワームアイボリー (5Y7.5/1)				
	始動方式	AC/DC変換方式DCスタータ		法定冷凍トン (RT)	1.73				
潤滑油	ヤンマー純EGHP用オイル10W-30(D)		室内機接続	接続可能容量	P142				
潤滑油封入量 (L)	20			運転可能容量	P142				
クーラント	ヤンマー純正LLC			最小室内機容量	P71				
冷却水ポンプ	濃度 (%)	50		付属品	最大室内機台数	2			
	凍結温度 (°C)	-35			取扱説明書、施工説明書、保証書 ドレンホース (機付) 1本				
	封入量 (L)	11							
	種類	マグネット駆動方式渦巻型							
電動機出力 (W)	55/80								

(1) 定格能力はJIS B8627条件にて配管相当長7.5m、高低差0m、標準組合せ時の能力です。

冷房能力: 室内側吸込空気温度27°C DB、19°C WB、室外側吸込空気温度35°C DB

暖房能力: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度7°C DB、6°C WB

低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度2°C DB、1°C WB

極低温暖房: 室内側吸込空気温度20°C DB、室外側吸込空気温度-7°C DB、-8°C WB

(2) 運転音は正面前方1m、高さ1mにて無響室換算した値です。

なお実際に掘付けた場合は、周囲の騒音や反響などの影響を受け、表示値より大きくなるのが普通です。

(3) 外形寸法は配管・配線接続部・一部突起部を除いた値です。



カタログ・施工説明書・取扱説明書に記載の「安全に関するご注意」を必ずお読みの上遵守下さい。

2005.2.15

別紙33（第28、42条関連）計器試験用測定器校正業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター

2. 業務内容

- (1) 基準標準計器の精密調整をするものであり、計器校正にあたり、計器に関する関係技術基準に基づき校正を行う。
- (2) 校正対象機器
 - ① 圧力キャリブレータ CA700 1台 横河M&I製
 - ② デジタルマルチメータ7451A 1台 アドバンテスト製

3. 実施回数等

- (1) 1回/年

4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 1部（校正試験成績書、校正証明書）

5. その他

- (1) 校正に要する労務費及び軽微な交換部品については受注者負担とするが、計器の性能を維持するために部品交換及び修繕が必要な場合は、別途協議とする。

別紙34（第28、42条関連）自家用電気工作物保安管理業務

1. 対象施設

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (6) 温海浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (7) 鼠ヶ関浄化センター |
| (3) 羽黒浄化センター | (8) 切添中継ポンプ場 |
| (4) 櫛引浄化センター | (9) 新形中継ポンプ場 |
| (5) あさひ浄化センター | (10) 大山中継ポンプ場 |

2. 業務内容

- (1) 上記対象施設における電気主任技術者の職務及び電気設備の保守点検業務を委託するものである。
- (2) 受注者は、対象施設におけるみなし設置者として本市と別途覚書を交わすものとする。

3. 実施期間

- (1) 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

4. 提出書類

- (1) 報告書 1部
月次、年次、臨時点検、事故報告等、速やかに提出すること。

5. その他

- (1) 高圧受変電・負荷設備及び非常用発電設備の自家用電気工作物を設置している施設では、電気事業法第43条第1項により電気主任技術者の選任が義務づけられている。
- (2) 各施設は東北経済産業局長が指定する法人（一般財団法人東北電気保安協会）と自家用電気工作物保安管理業務の委託契約することで、主任技術者の不選任が承認されている施設である。
- (3) みなし設置者の責務及び本市との責任分担については別途覚書、協定書により決定するものとする。
- (4) 自社において電気主任技術者が配置される場合は、主任技術者、保安規定等の変更手続きを行い、選任することができるものとする。

別紙35（第28、42条関連）引込柱上機器清掃・点検業務

1. 対象施設

- (1) 湯野浜浄化センター

2. 業務内容

- (1) 高圧引き込み柱上機器点検
- (2) 碍子清掃
- (3) シリコンコンパウンド塗布

3. 実施回数等

- (1) 1回／年

4. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 1部

5. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

別紙37（第28、42条関連）消防設備保守点検業務

1. 対象施設

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (7) 温海浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (8) 鼠ヶ関浄化センター |
| (3) 小堅浄化センター | (9) 切添中継ポンプ場 |
| (4) 羽黒浄化センター | (10) 新形中継ポンプ場 |
| (5) 櫛引浄化センター | (11) 大山中継ポンプ場 |
| (6) あさひ浄化センター | |

2. 業務内容

- (1) 別紙の消防設備について、法定点検を実施し消防法第17条の3の3の規定に基づく報告書を作成し本市へ提出する。

3. 実施期間

- (1) 総合点検：毎年8月頃
- (2) 機器点検：毎年2月頃

4. 提出書類

- | | | |
|---------|------------|----|
| (1) 報告書 | 総合点検： 実施時毎 | 2部 |
| | 機器点検： 実施時毎 | 1部 |

5. その他

- (1) 点検において不備・要改善の指摘があった事項については、改善のうえ報告書を作成すること。
- (2) 消火器については、更新並びに耐圧性能試験義務期間を遵守すること。
- (3) 加圧式消火器については蓄圧式消火器への更新を原則とし、更新対象の消火器については、型式、本数を本市に報告し、承認を得てから更新すること。
- (4) 本業務にかかる費用（更新、改善にかかる材料等を含む）については、すべて受注者負担とする。

6. 消防設備に関する法定点検実施対象設備（予定）

設備の種類	名称	場 所										
		鶴岡 浄化センター	湯野浜 浄化センター	切添中継 ポンプ場	新形中継 ポンプ場	大山中継 ポンプ場	羽黒 浄化センター	櫛引 浄化センター	あさひ 浄化センター	温海 浄化センター	鼠ヶ関 浄化センター	小堅 浄化センター
誘導灯設備	誘導灯	111	5	15	5	4	9	17	19	18	6	4
	誘導標識	6			1					2		
防排煙設備	連動制御盤	1		1								
	光電式煙感知器	51										
	差動式スポット型感知器	9										
	定温式スポット型感知器	1		8								
	防火ダンパー	53		12								
	防火扉	5										
	シャッター	2										
自動火災 報知設備	差動式スポット型感知器	126					24	21	9	14	2	
	定温式スポット型感知器	66	2				13	31	36	10	20	
	煙感知器	219	15				10	10	10	21	11	
	音響装置（電鈴）	26	3				5	4	5	6	4	
	発信器	26	3				4	4	5	5	4	
消火器設備	粉末消火器（粉末）	77	8	11	4	1	16	11	9	20	6	1
	粉末消火器（二酸化炭素）					1						
消火栓設備		19										
非常用発電機設備		1										
非常警報設備		1										
ハロゲン 化物消火 設備	ハロン容器（50kg）	12										
	容器弁開放装置	12										
	手動起動操作箱	2										
	二酸化炭素起動容器	2										
	起動容器弁解放装置	2										
	スピーカー	5										
	制御盤	1										
	電源装置	1										
	ハロン噴射ヘッド	12										
	ハロン放出表示盤	7										

別紙38（第28、42条関連）施設警備業務

1. 対象施設

施設名称	防犯管理	防火管理	施設異常通報
鶴岡浄化センター	○	○	○
湯野浜浄化センター	—	○	○
羽黒浄化センター	—	○	○
櫛引浄化センター	—	○	○
あさひ浄化センター	—	○	○
温海浄化センター	—	○	○
鼠ヶ関浄化センター	—	○	○
切添中継ポンプ場	—	○	○

2. 業務内容

- (1) 各施設が無人となる時間帯の防犯、防火管理及び設備の故障に起因する異常発報の監視並びに通報業務
- (2) 各施設における既存設備（火災監視設備、設備異常監視設備、遠方監視設備等）の有効な活用を図ること。
 - ① 防犯管理 ※鶴岡浄化センターのみ
建物内部への侵入を監視し、防犯センサーからの接点信号の監視ができるものとし、必要に応じて外部機関への通報によりの確に対処できるものとする。警備業務時間は、原則として警備セットから解除までとする。
 - ② 防火管理
各施設の火災受信機の監視ができるものとし、火災発生時には警報通報が可能な方法とする。
 - ③ 設備異常通報
各施設の設備異常を監視できるものとし、異常発生時には警報通報が可能な方法とする。

3. 提出書類

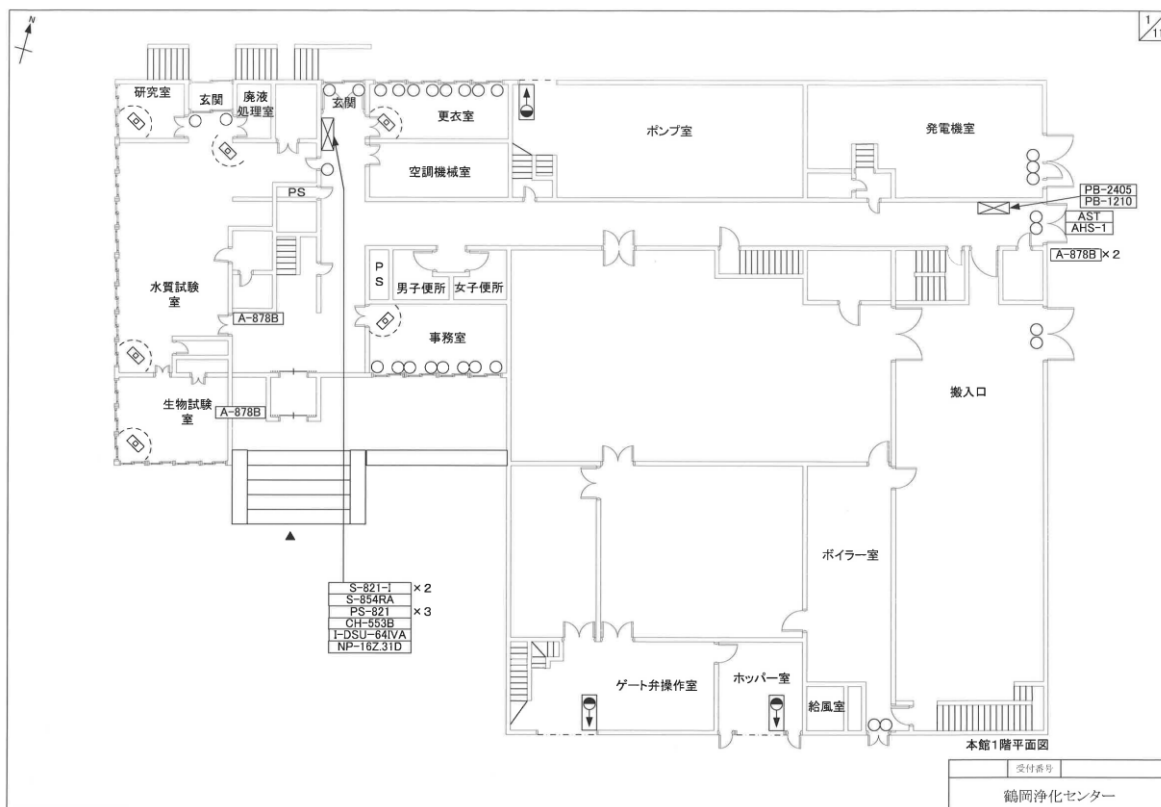
- (1) 報告書 1部/月

4. その他

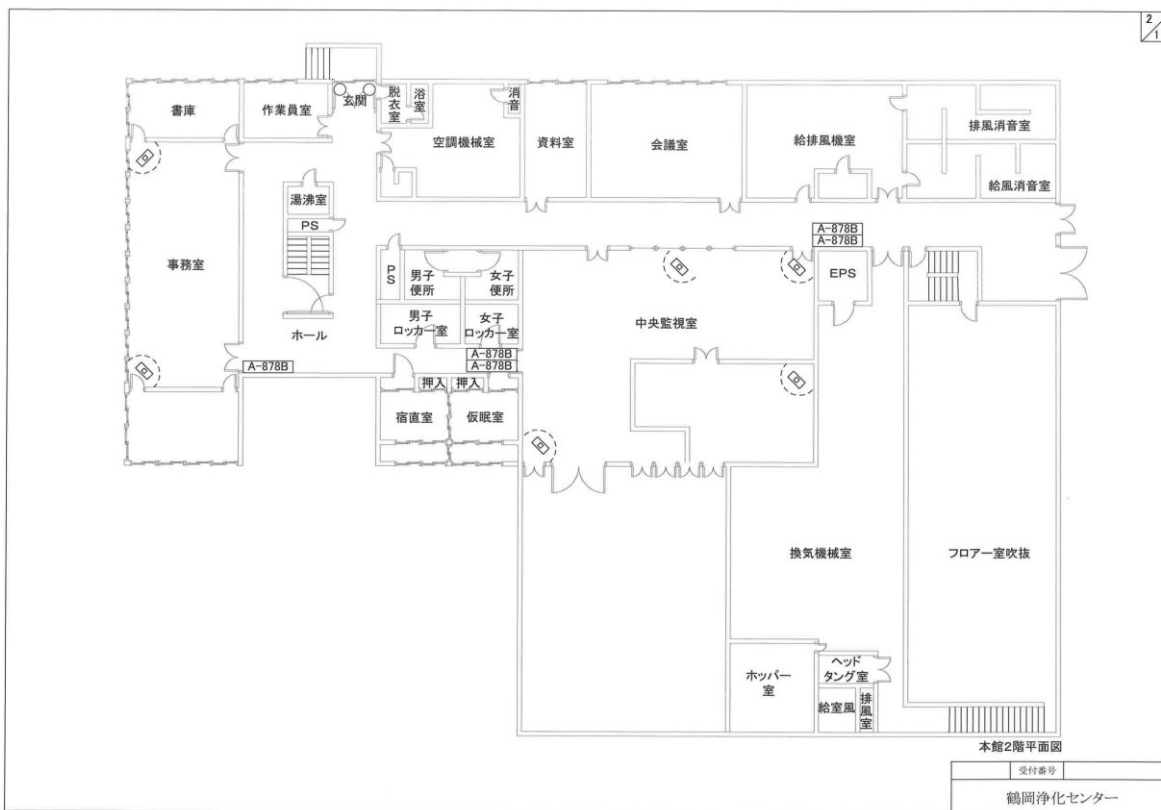
- (1) 本業務の実施にあたっては、警備保障会社と契約のうえ実施すること。
- (2) 上記警備期間において、現行と同等の警備体制を確保すること。
- (3) 本業務実施にあたり必要となる費用（機器及び配線の設置撤去、更新、改善にかかる材料等を含む）については、すべて受注者負担とする。

5. 平面図等

(1) 鶴岡浄化センター本館1階



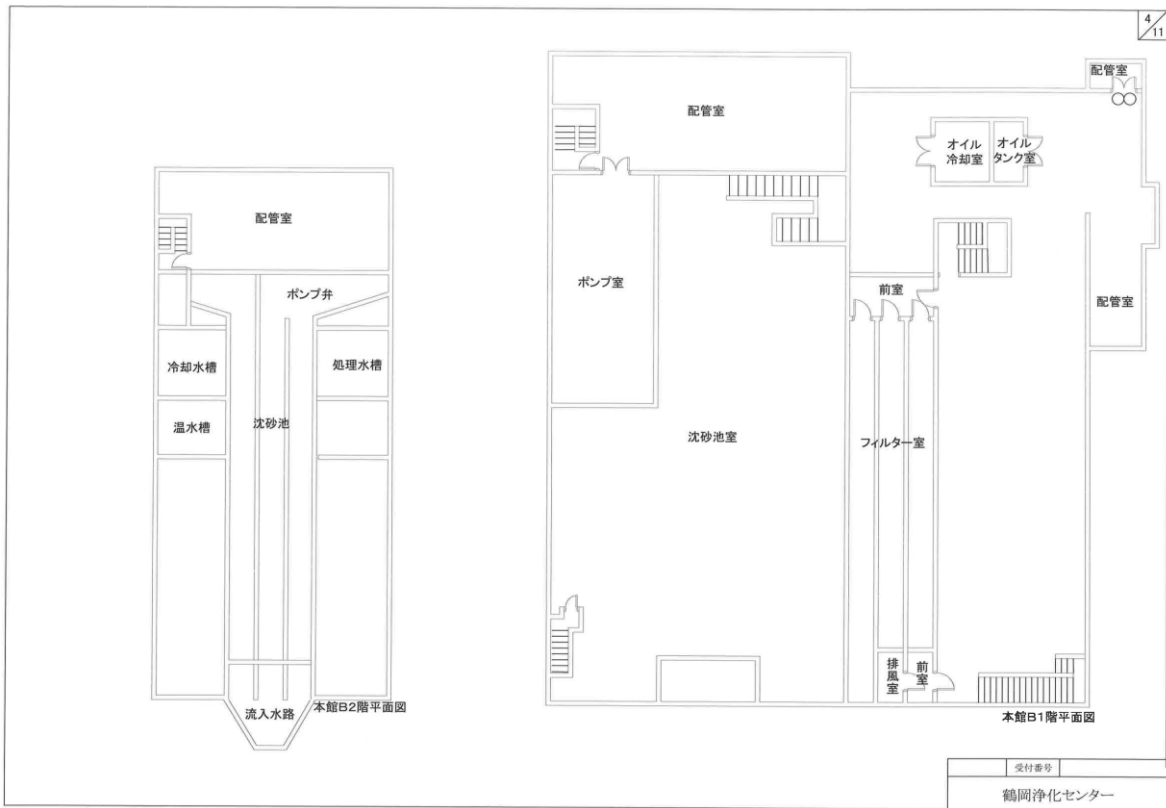
(2) 鶴岡浄化センター本館2階



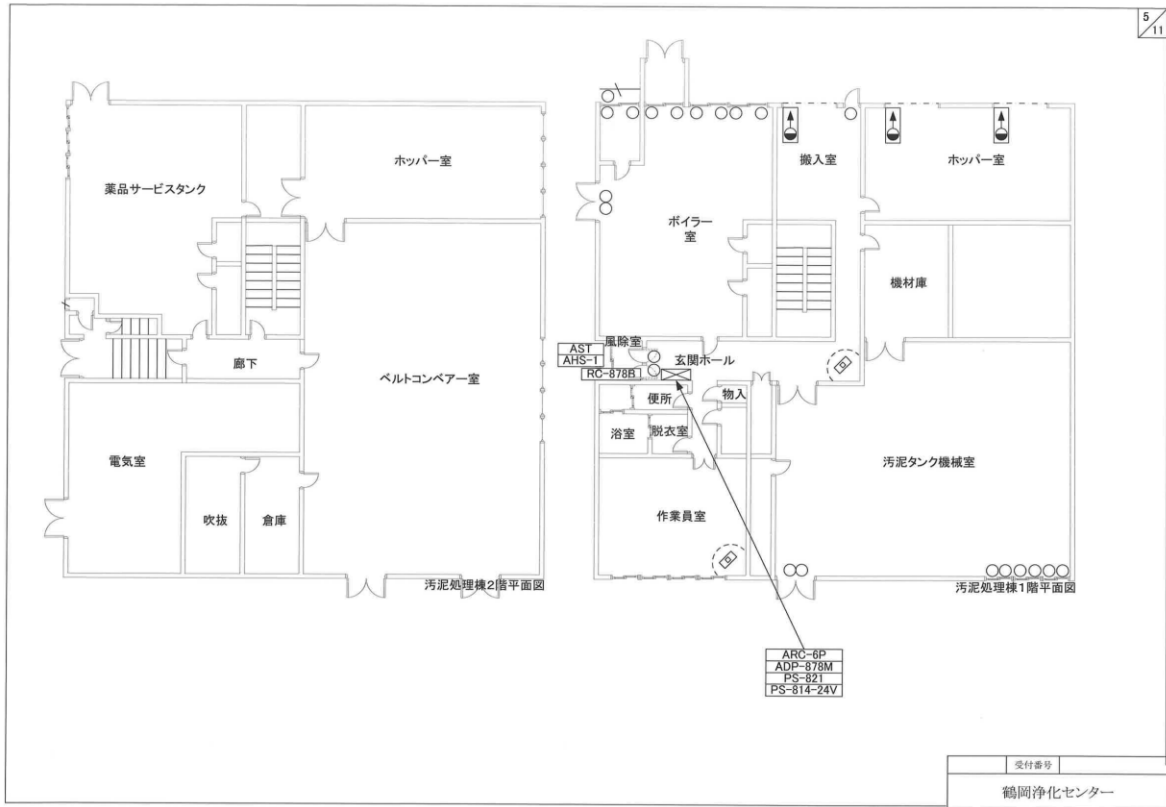
(3) 鶴岡浄化センター本館3階



(4) 鶴岡浄化センター本館地下



(5) 鶴岡浄化センター汚泥処理棟 1階・2階



(6) 鶴岡浄化センター汚泥処理棟 3階・4階



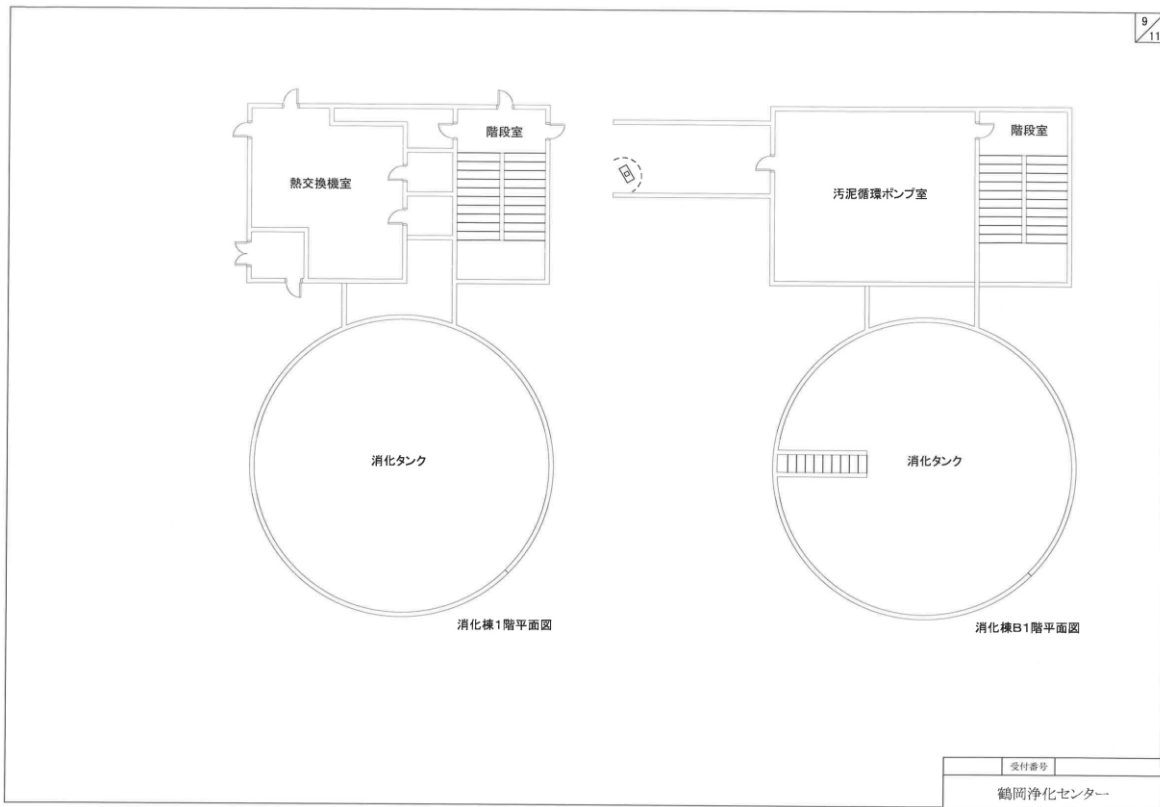
(7) 鶴岡浄化センター汚泥処理棟5階・屋上階



(8) 鶴岡浄化センター汚泥処理棟地下



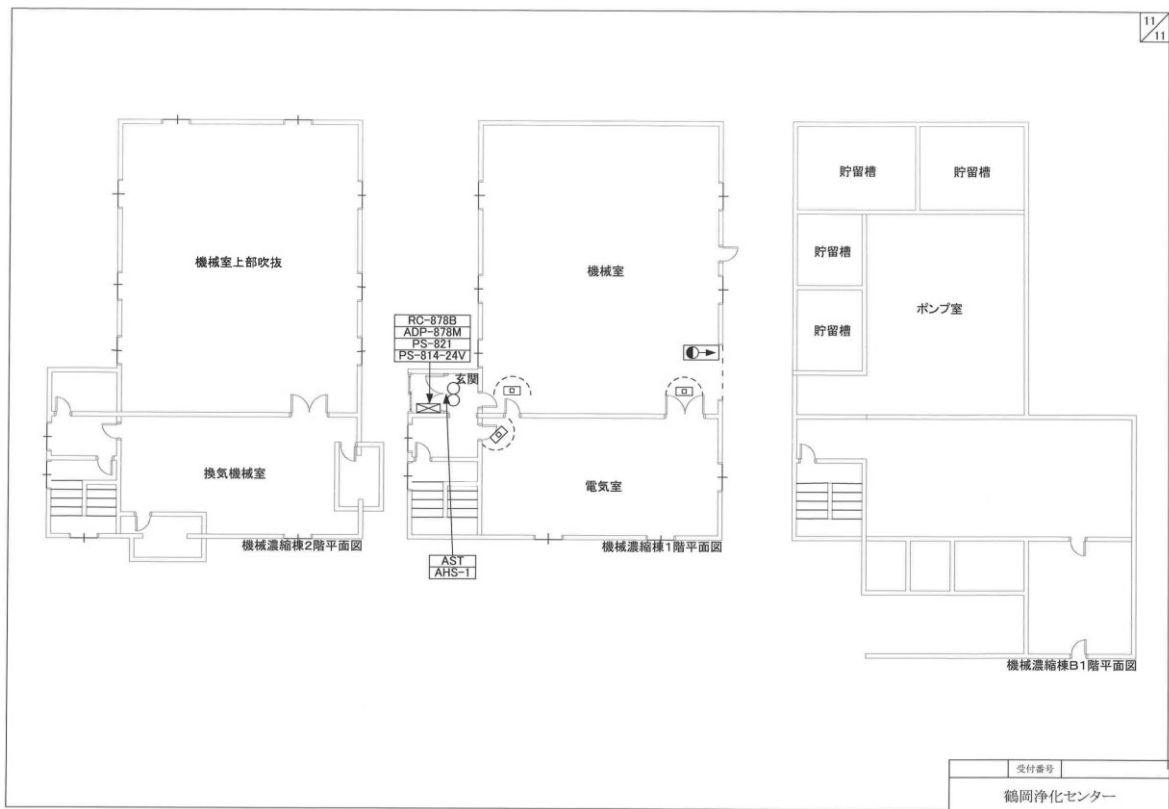
(9) 鶴岡浄化センター消化棟地下・1階



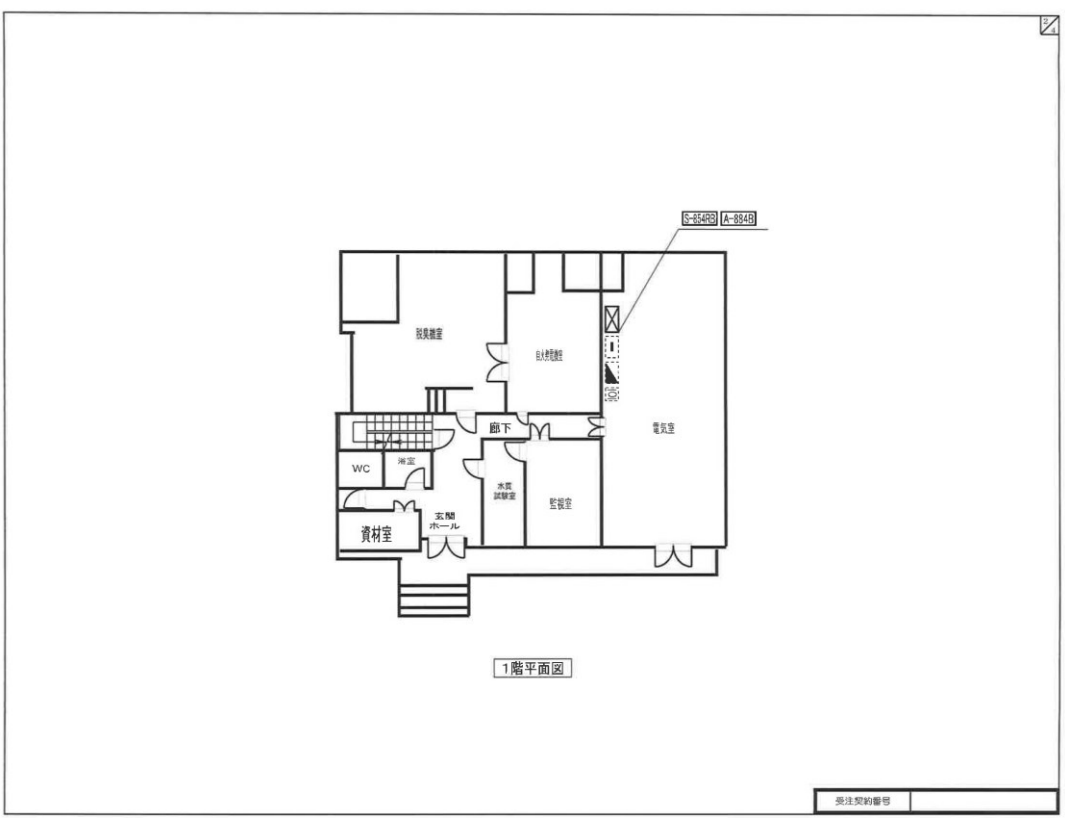
(10) 鶴岡浄化センター消化棟2階・3階



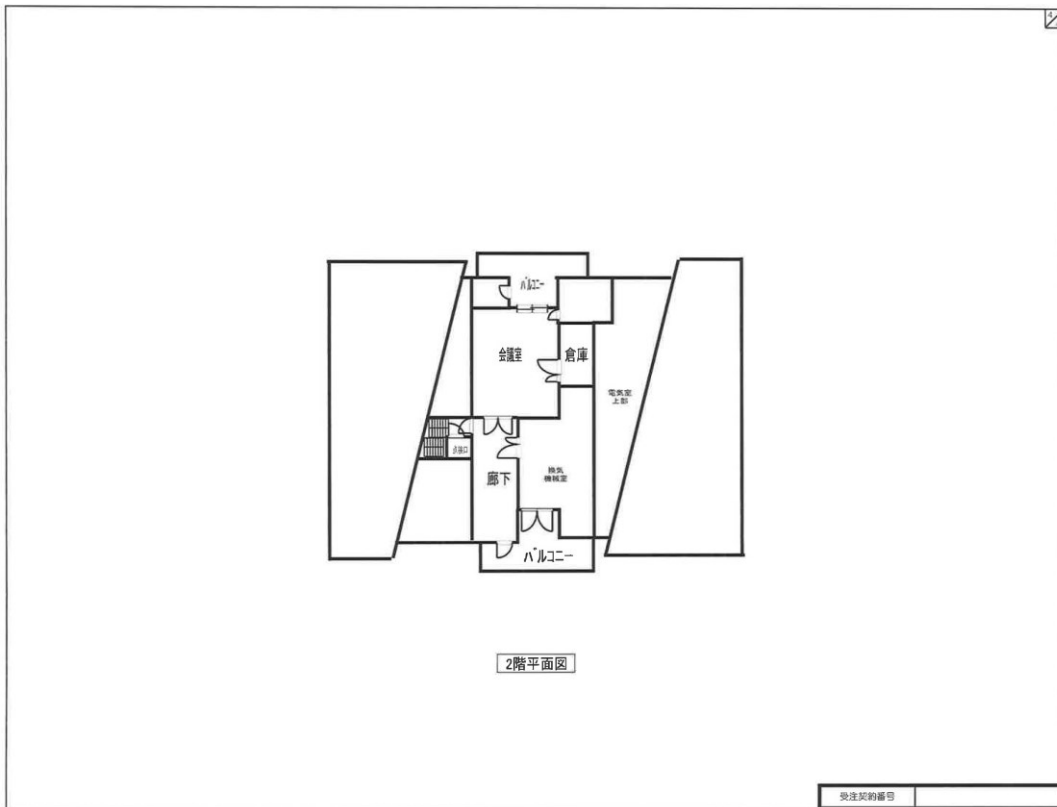
(11) 鶴岡浄化センター機械濃縮棟



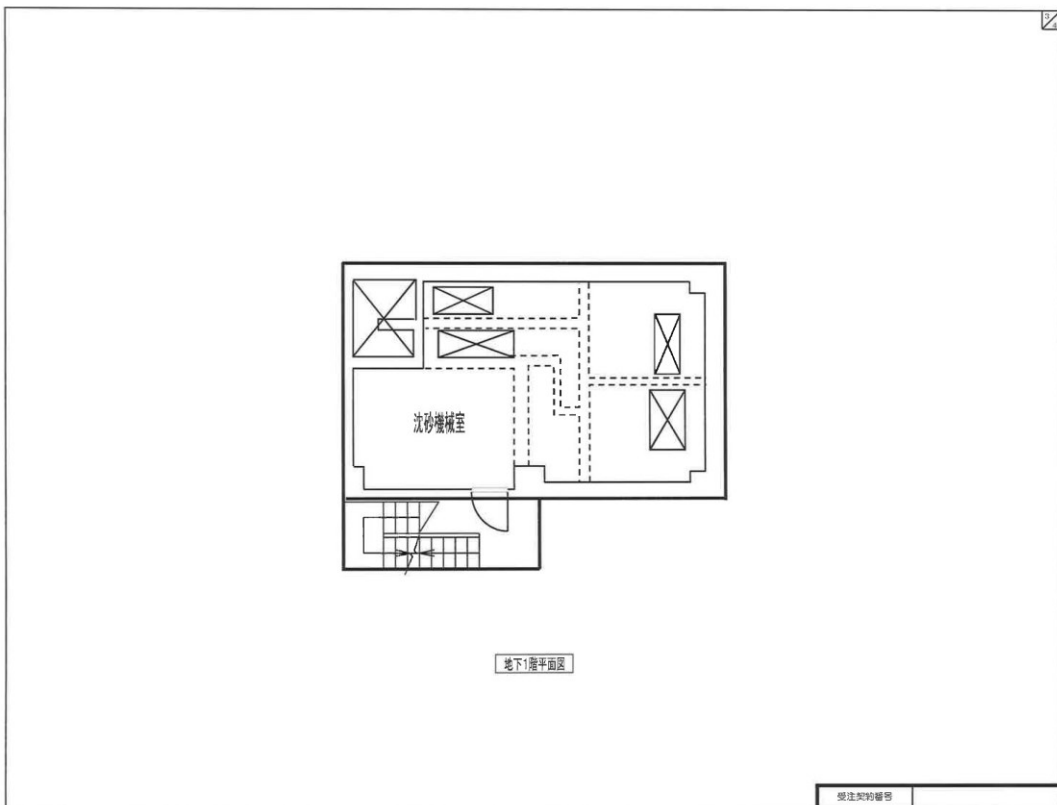
(12) 湯野浜浄化センター1階



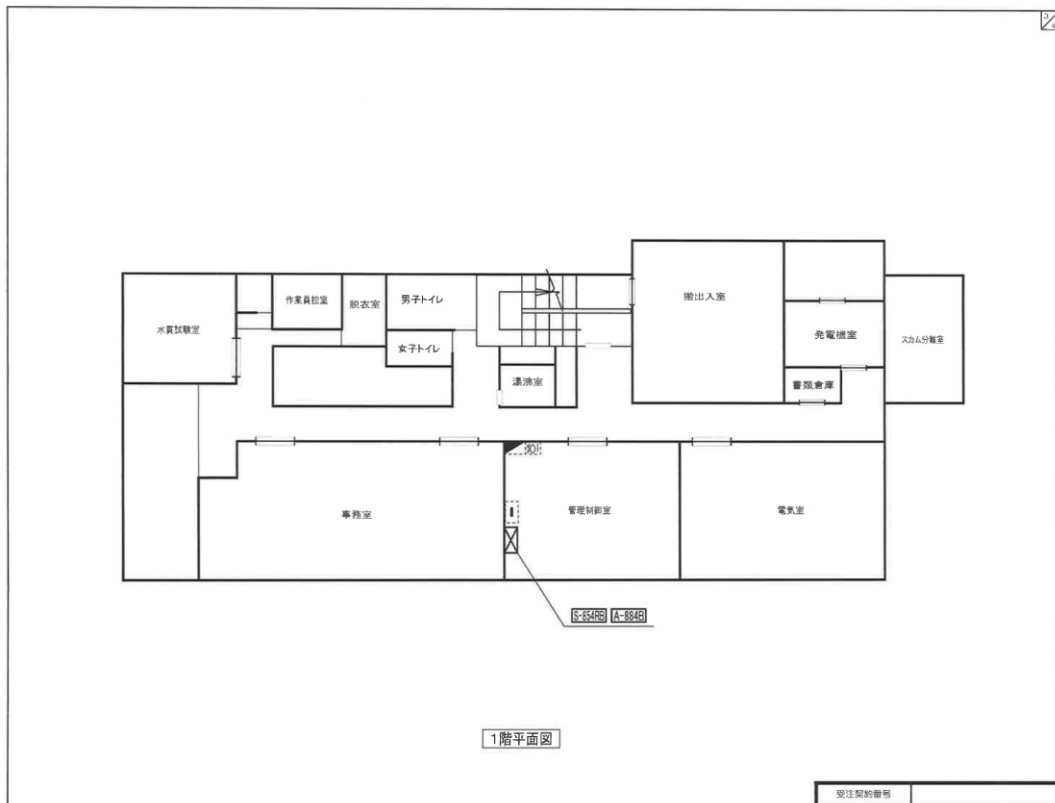
(13) 湯野浜浄化センター2階



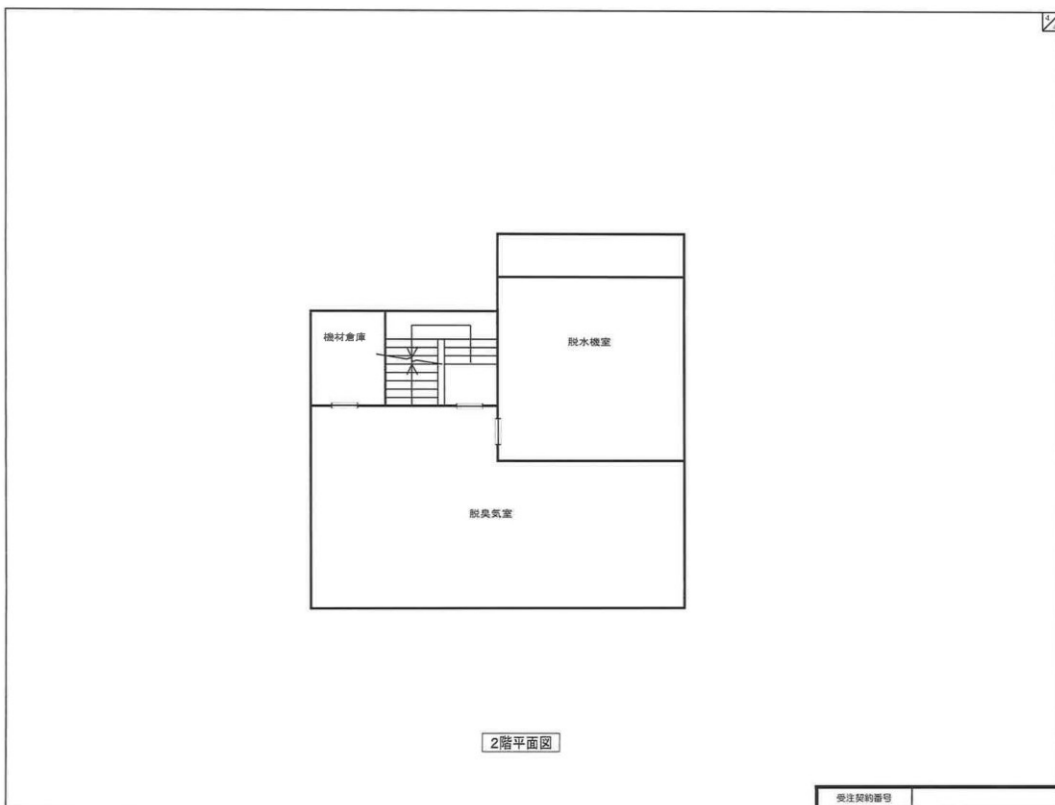
(14) 湯野浜浄化センター地下



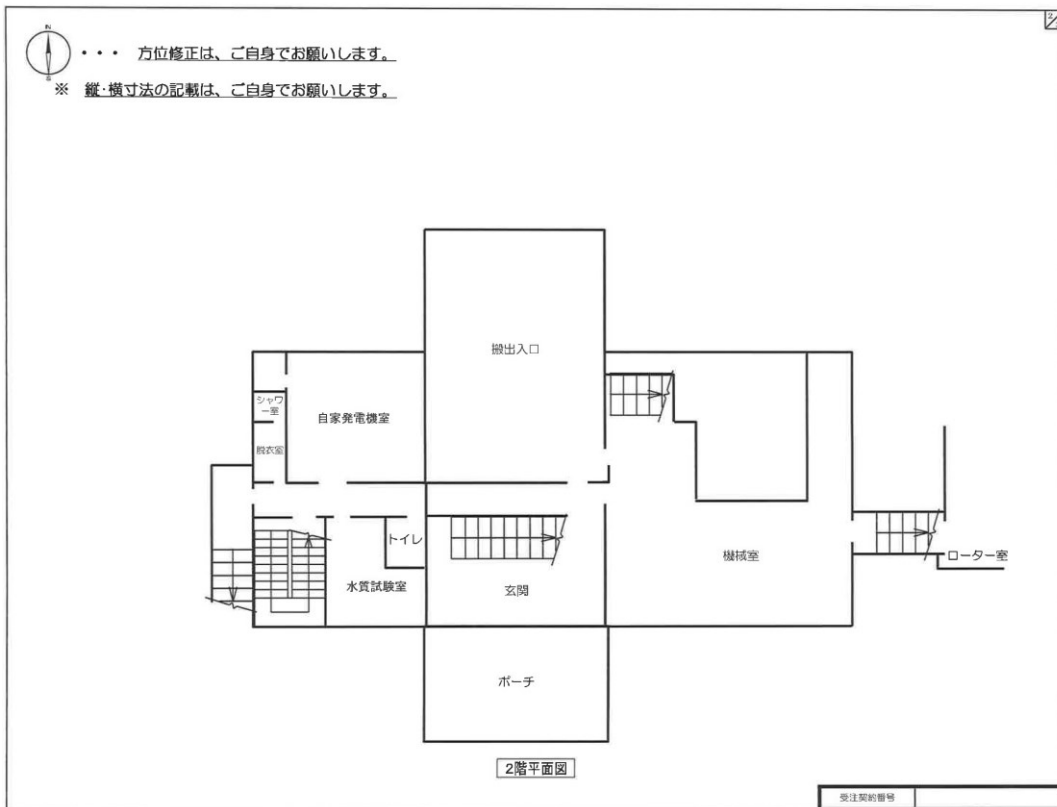
(19) 櫛引浄化センター1階



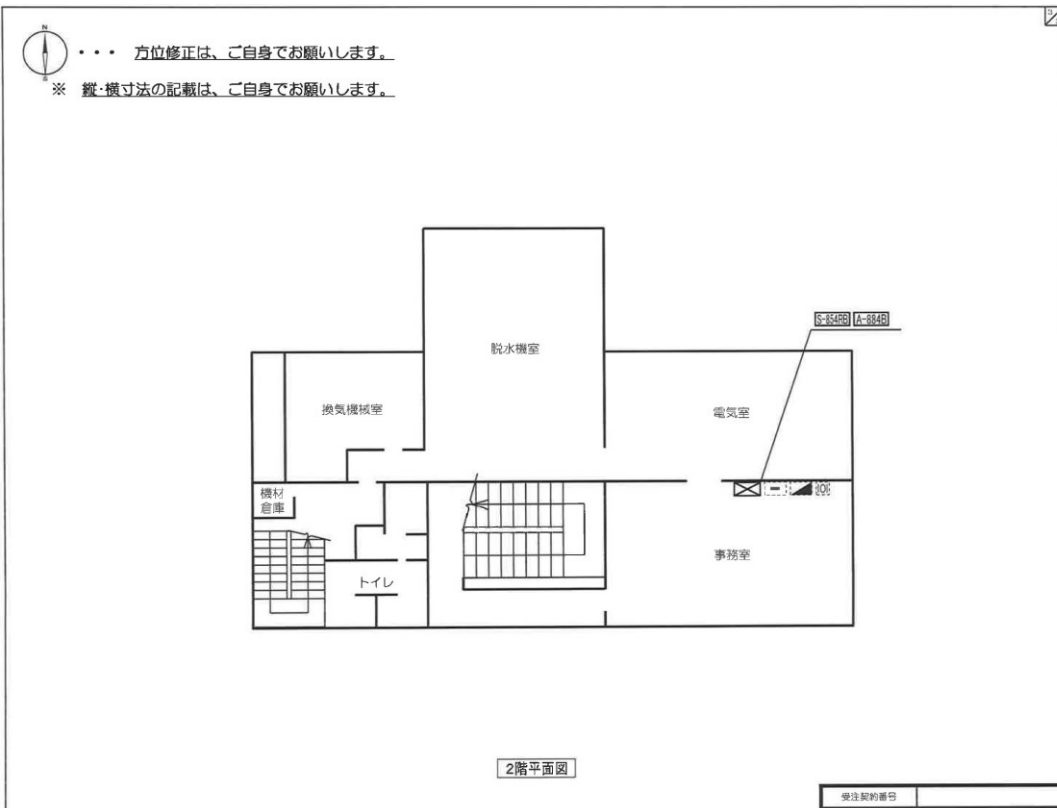
(20) 櫛引浄化センター2階



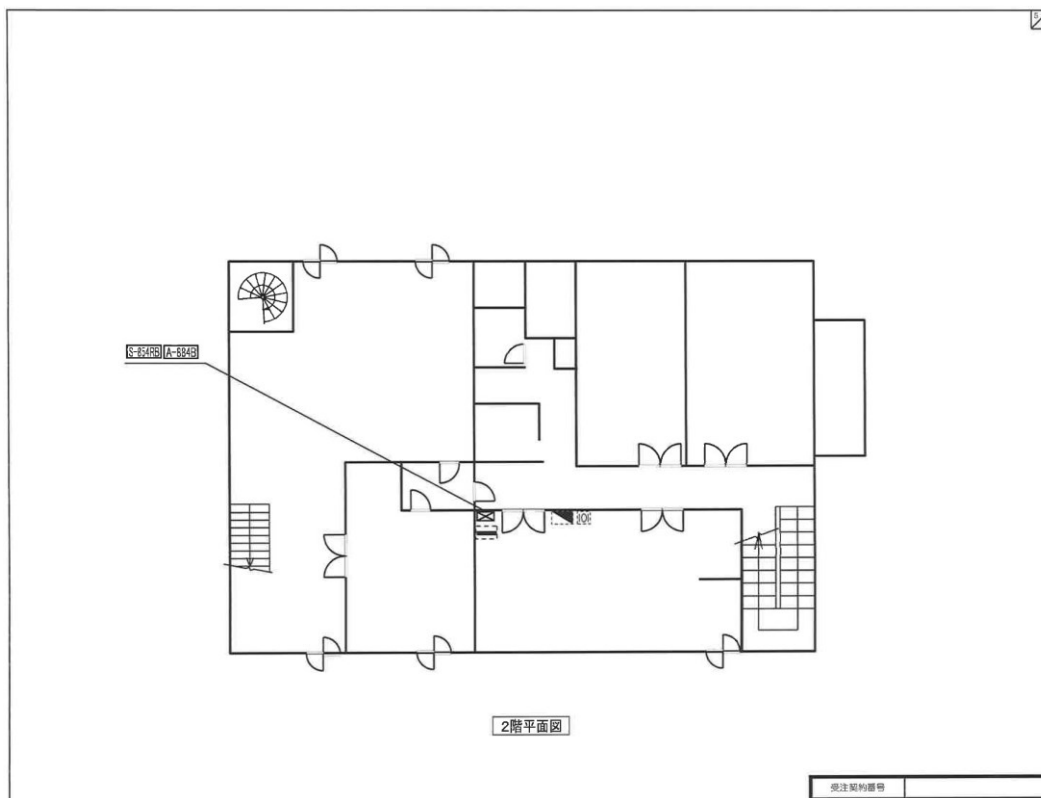
(23) あさひ浄化センター1階



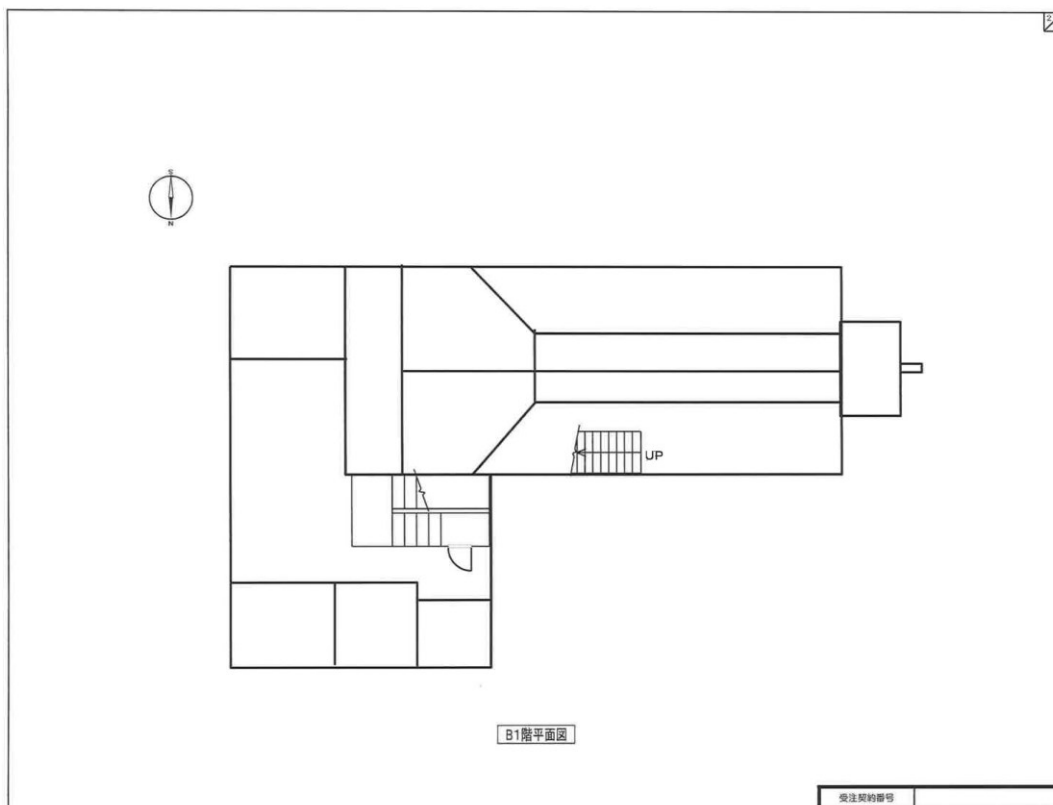
(24) あさひ浄化センター2階



(27) 温海浄化センター2階



(28) 温海浄化センター地下



別紙39（第28、43条関連）ワックス掛け等清掃業務

1. 対象施設及び業務内容

(1) ワックス清掃（1回/年）

床洗浄（洗剤使用）後、樹脂ワックスを塗布、研磨機によりつや出し、磨きを行うこと。

施設名称	実施個所	
鶴岡浄化センター	1階	研修室、水質試験室
	2階	市事務室、小会議室含、市湯沸室、中央監視室、大会議室、資料室、管路監視室
	共通	ホール、廊下、階段
湯野浜浄化センター	1階	監視室、水質試験室、玄関ホール、廊下
羽黒浄化センター	1、2階	監視室、倉庫、廊下、階段
櫛引浄化センター	1階	事務室、湯沸室、廊下
あさひ浄化センター	1、2階	ホール、廊下、階段
温海浄化センター	1、2階	事務室、湯沸室、廊下
鼠ヶ関浄化センター	1、2階	事務室、湯沸室、廊下、階段

(2) 窓ガラス清掃（2回/年）

ガラス両面に中性洗剤を塗布し、汚れを除去した後スクイージーで清拭すること。

施設名称	実施個所	面積	備考
鶴岡浄化センター	南側	53.60 m ²	
	玄関正面と自動ドア	69.60 m ²	
	西側	132.60 m ²	66.3 m ² ×2重サッシ
	北側	61.20 m ²	30.6 m ² ×2重サッシ
	市事務室仕切り	9.70 m ²	
	中央監視室見学用	10.20 m ²	

(3) カーペットクリーニング（1回/年）

除塵後、スチーム洗浄すること。

施設名称	実施個所
あさひ浄化センター	事務室

(4) その他日常清掃

建物内（廊下、トイレ、監視室等）の整理、清掃は随時実施すること。

2. 実施期間

- (1) 鶴岡浄化センター1階研修室のワックス清掃は4月に実施すること。
- (2) 窓ガラス清掃は1回目を4月に実施すること。

3. 提出書類

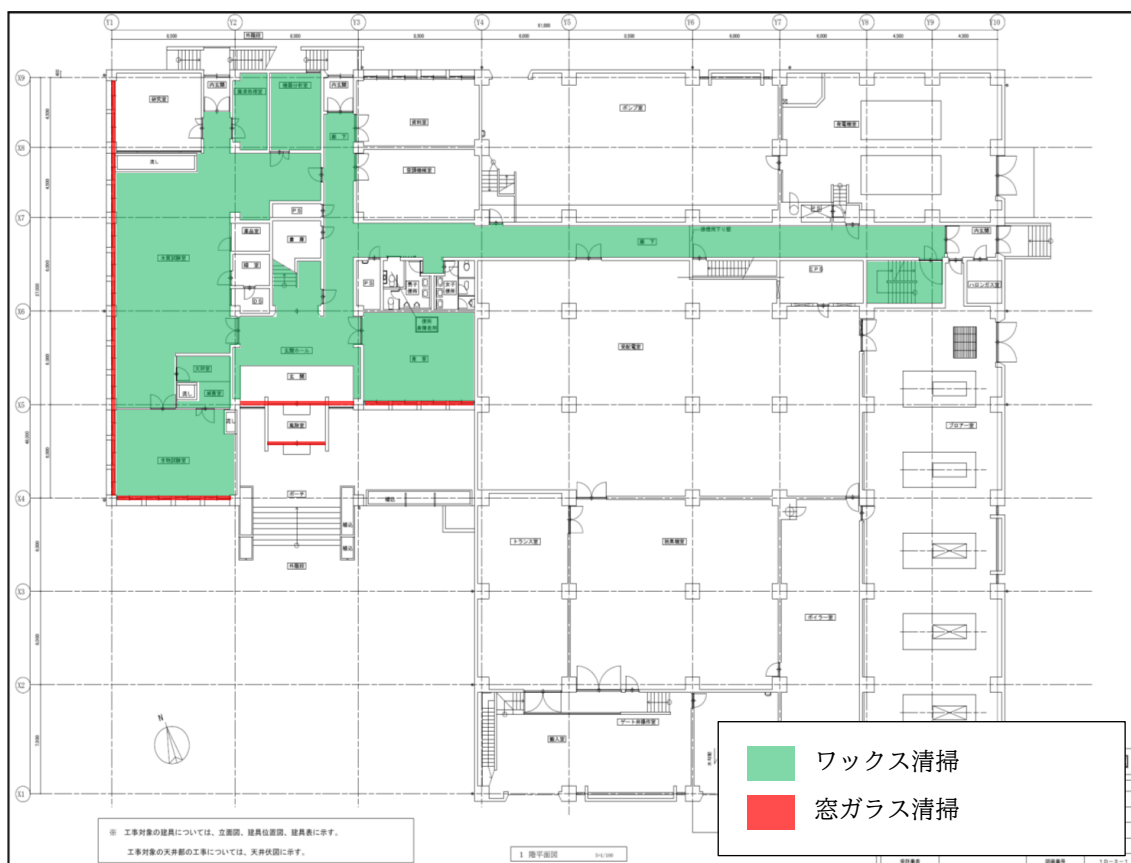
- (1) ワックス清掃、窓ガラス清掃、カーペットクリーニング作業報告書
・ 実施時毎 各1部

4. その他

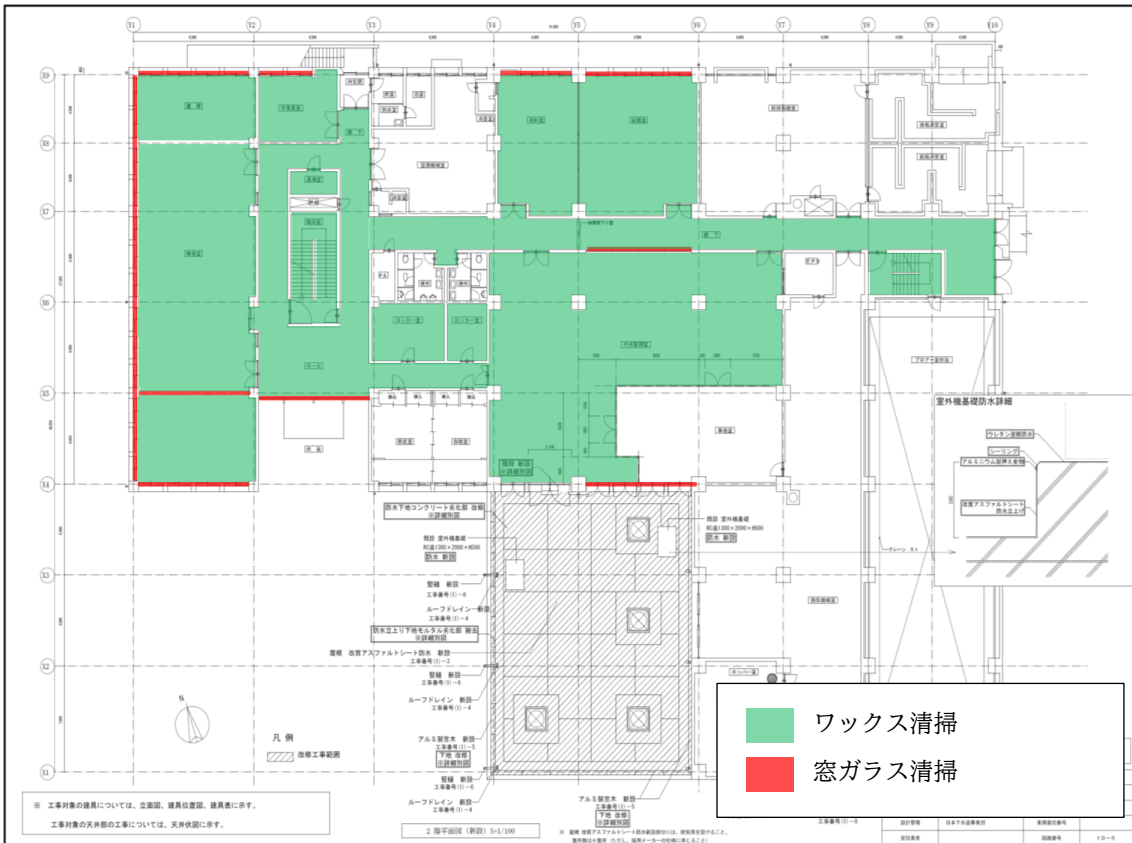
- (1) 清掃に使用する用具、消耗品等はすべて受注者の負担とする。
- (2) トイレットペーパー、芳香剤、ペーパータオル等の衛生消耗品はすべて受注者の負担とする。

5. 平面図

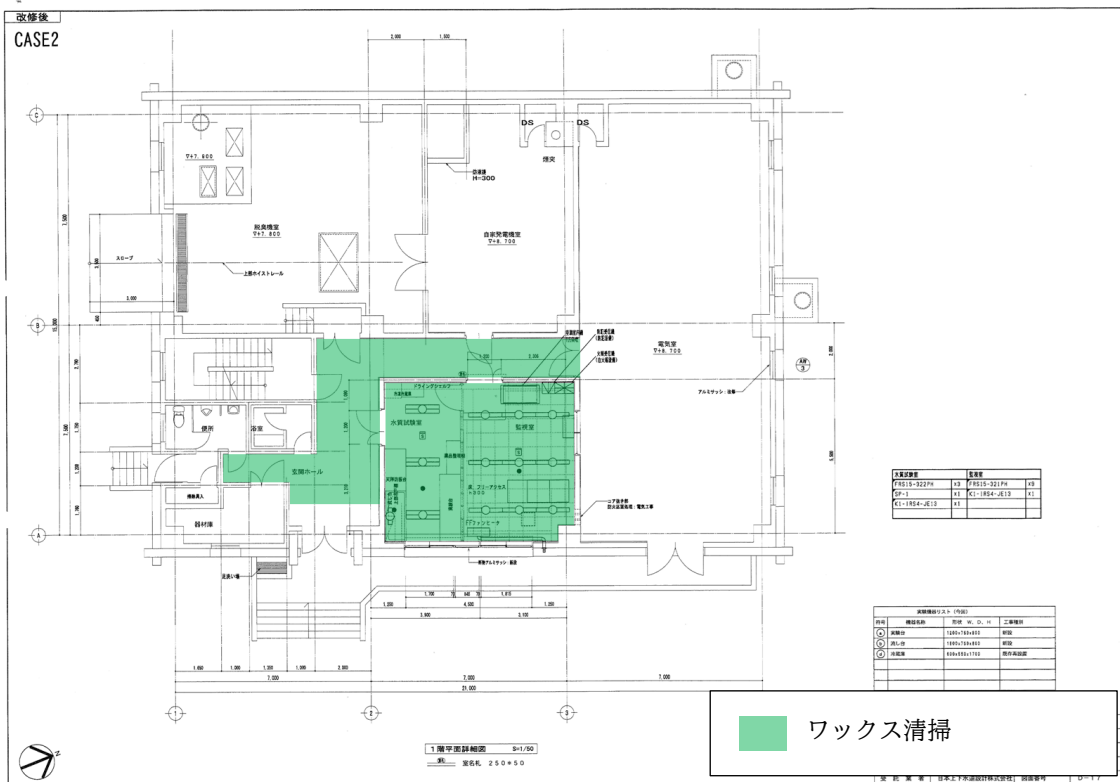
(1) 鶴岡浄化センター 1階



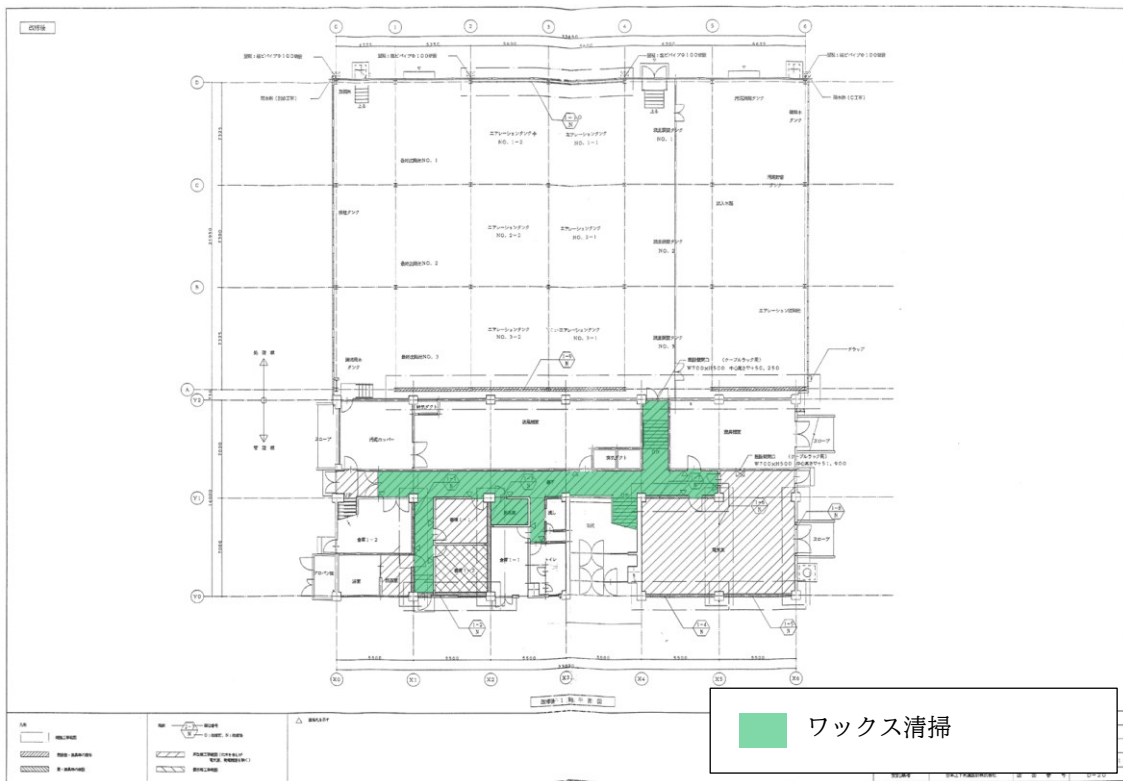
(2) 鶴岡浄化センター 2階



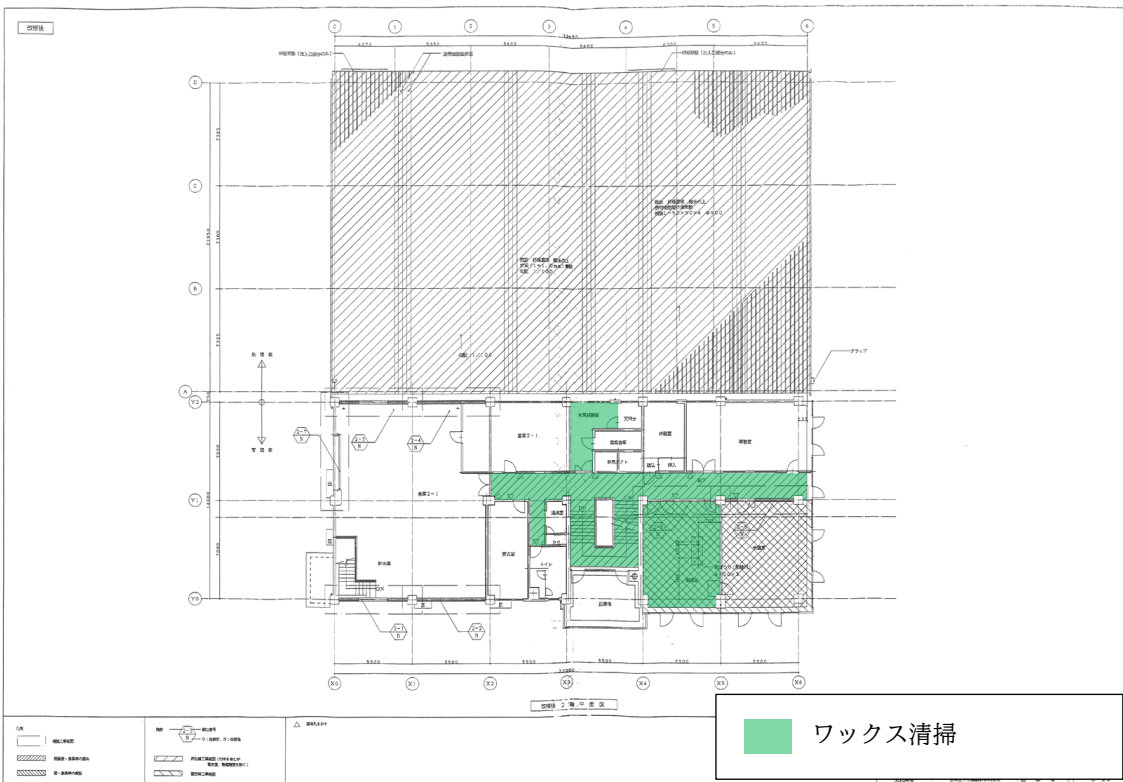
(3) 湯野浜浄化センター 1階



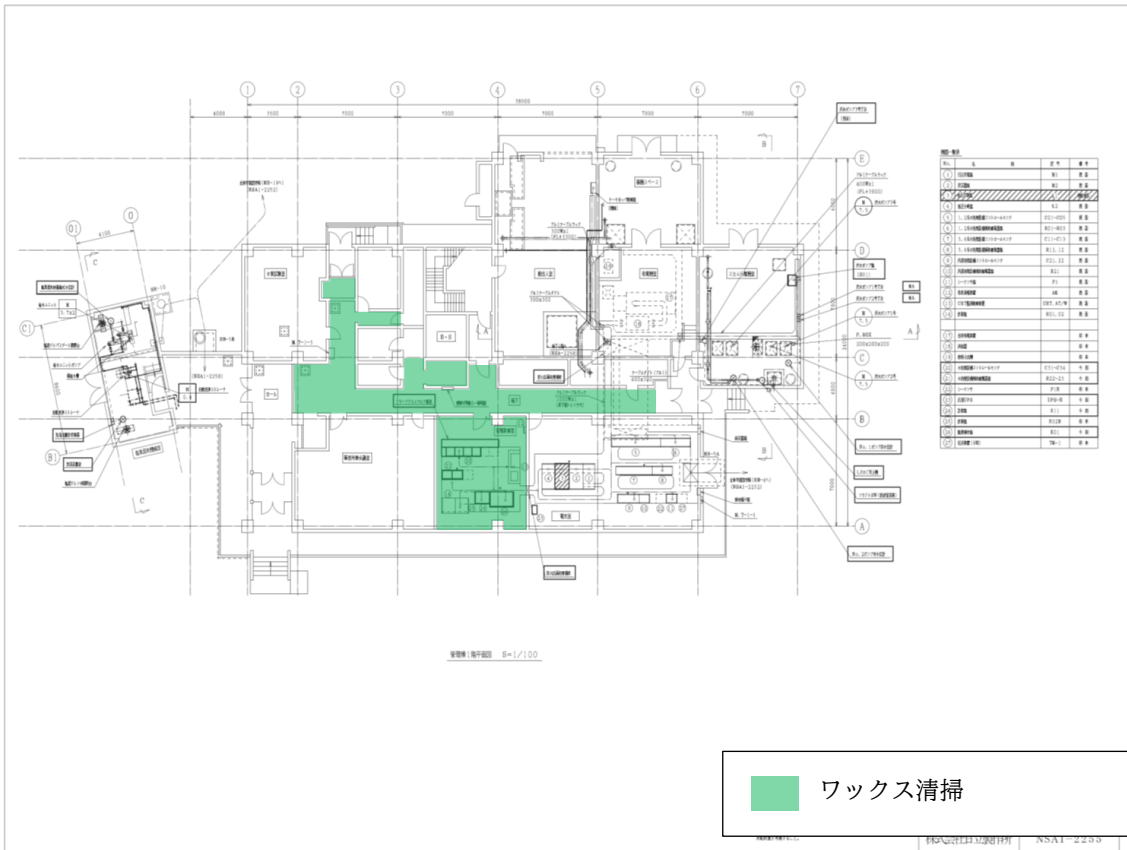
(4) 羽黒浄化センター 1階



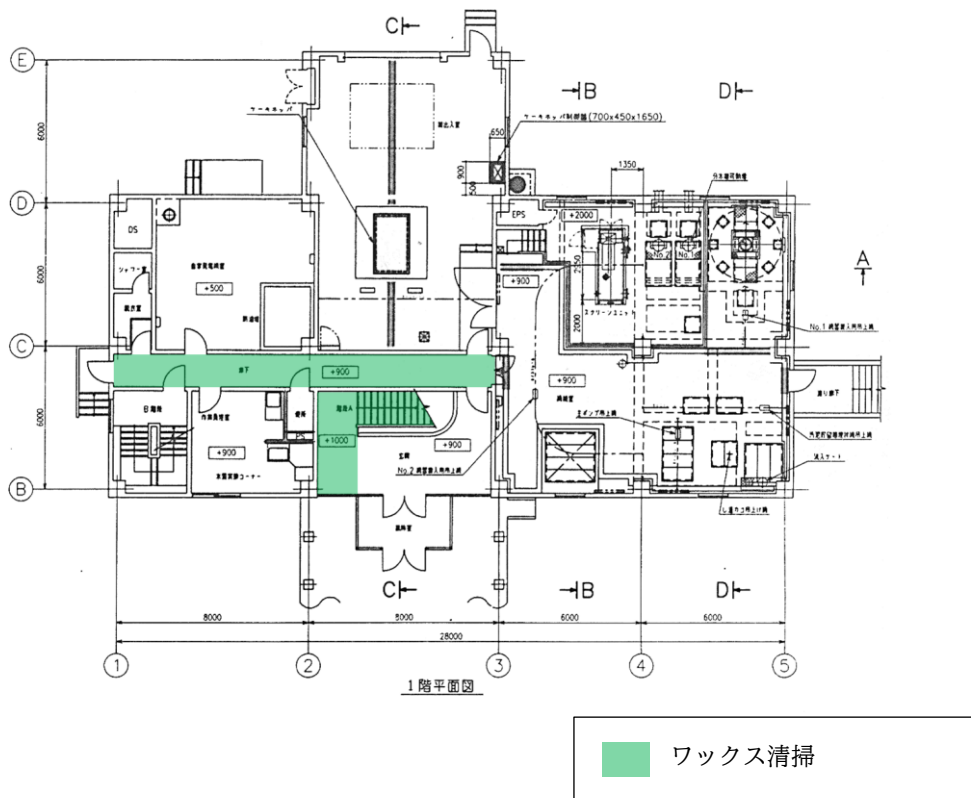
(5) 羽黒浄化センター 2階



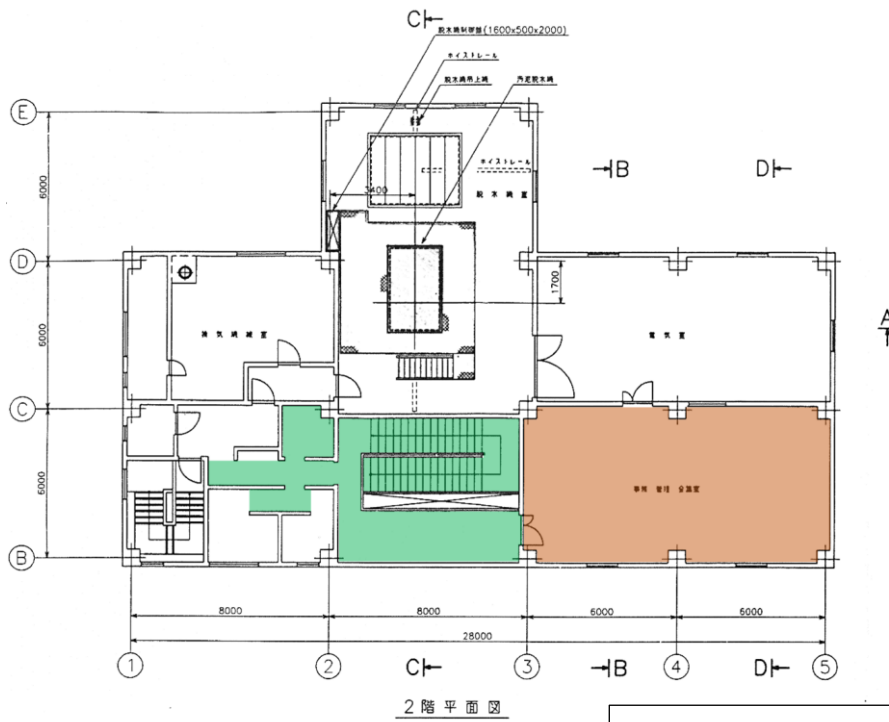
(6) 櫛引浄化センター 1階



(7) あさひ浄化センター 1階



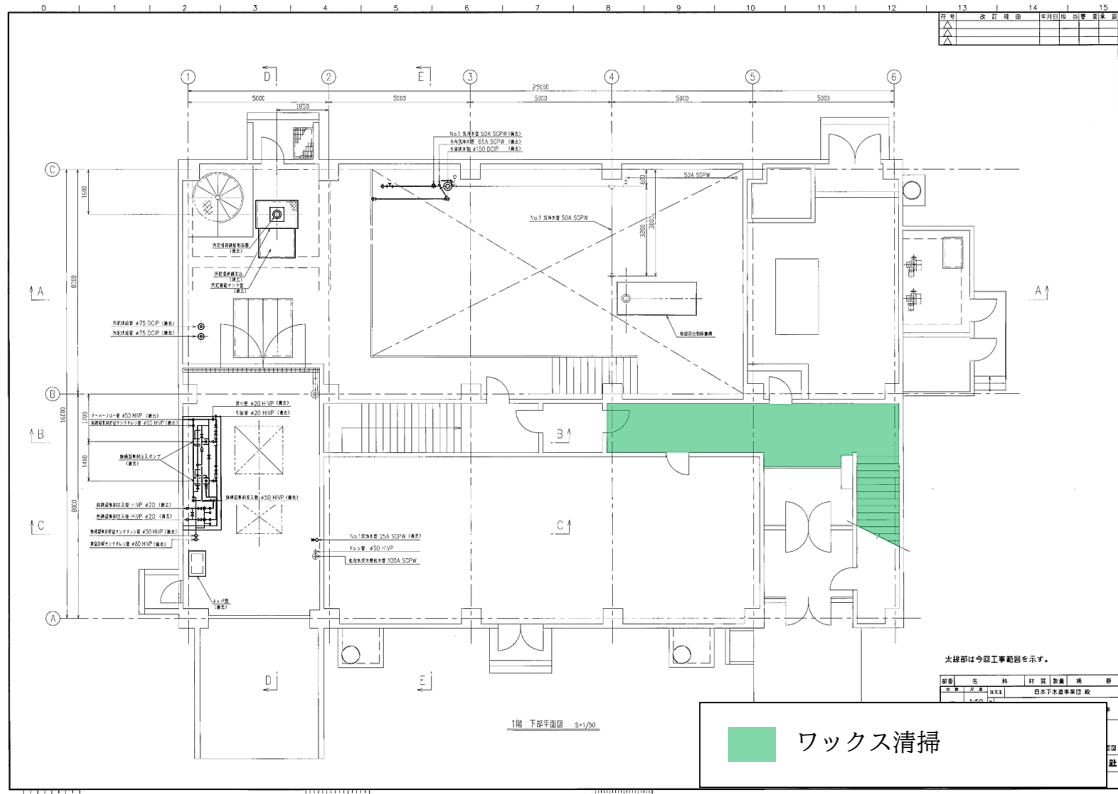
(8) あさひ浄化センター 2階



2階平面図

	ワックス清掃
	カーペットクリーニング

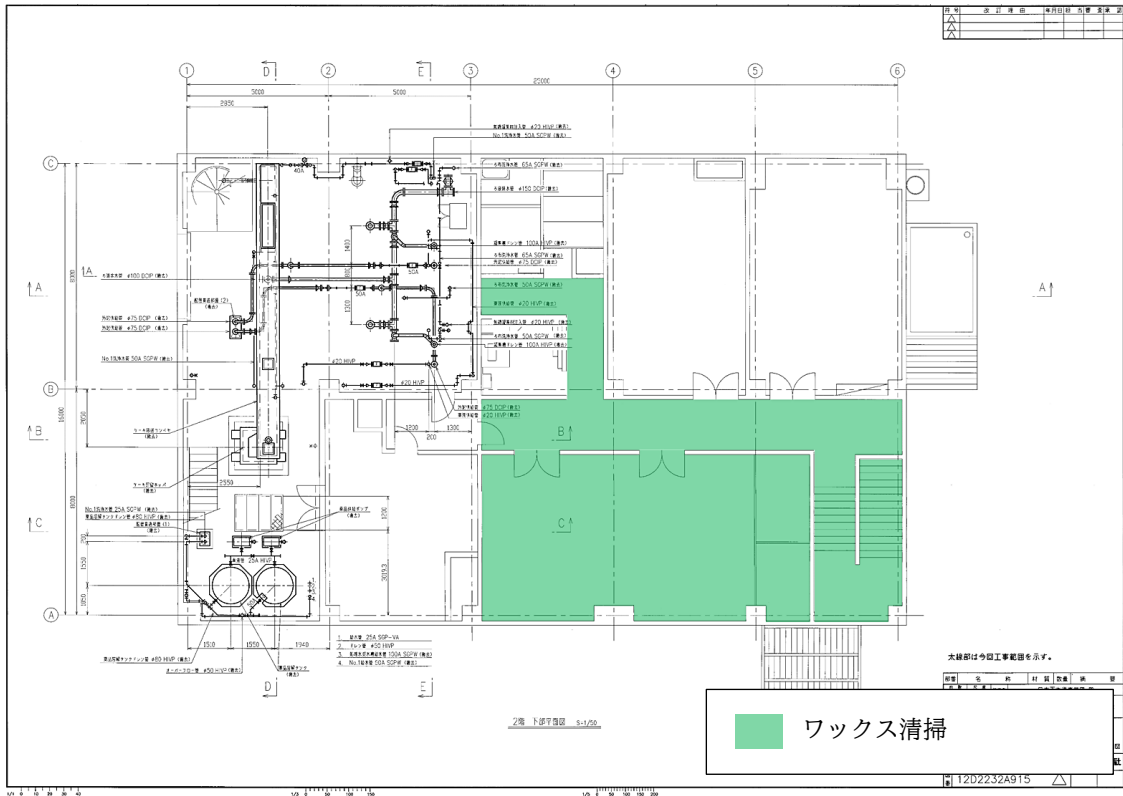
(9) 温海浄化センター 1階



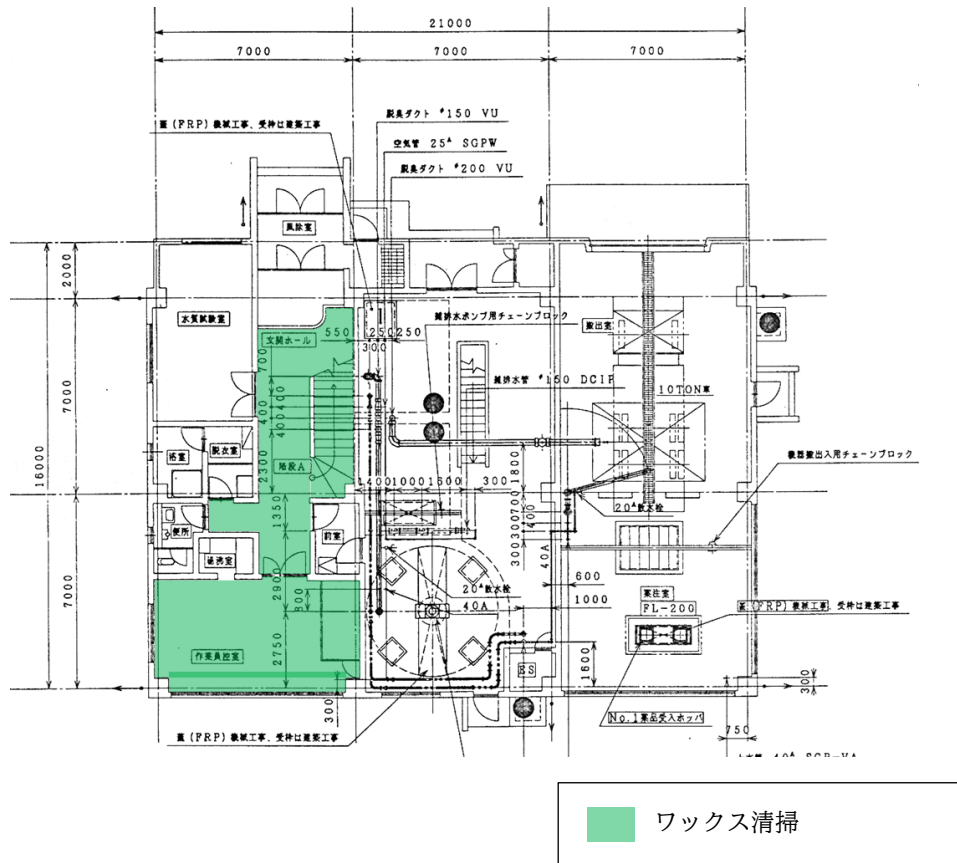
1階 下部分図 3-1/20

大群部は今段工事範囲を示す。			
図例	名称	材質	備考
	ワックス清掃		

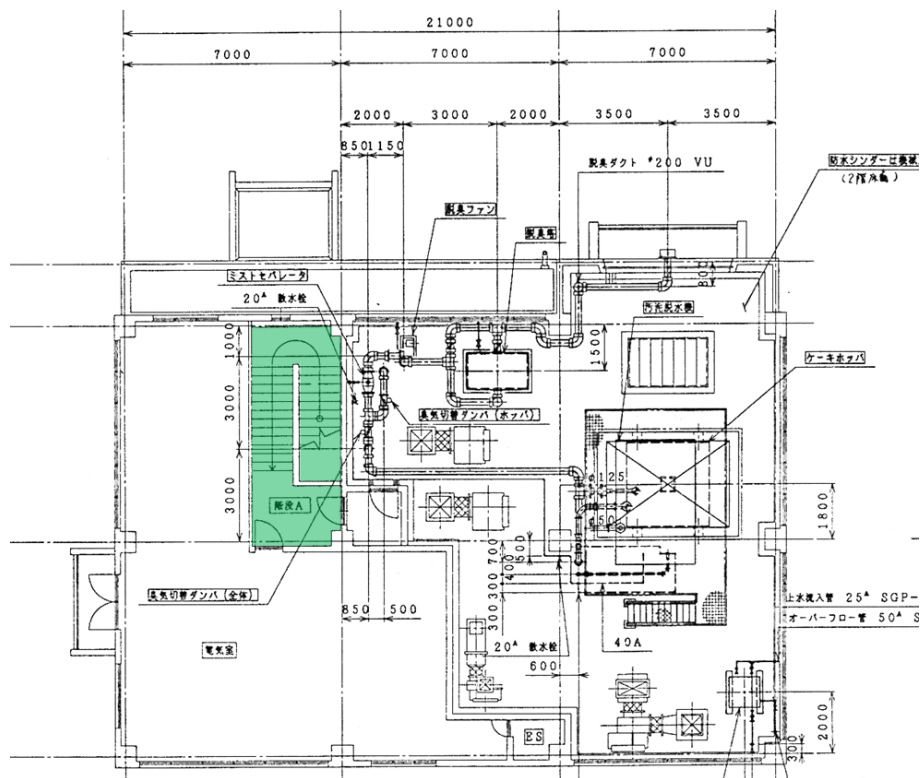
(10) 温海浄化センター 2階



(11) 鼠ヶ関浄化センター 1階



(12) 鼠ヶ関浄化センター 2階



ワックス清掃

別紙40（第28、43条関連）飛砂処理業務

1. 対象施設

- (1) 湯野浜浄化センター

2. 業務内容

- (1) 堆積した砂を除去する作業

- ① 国道112号から湯野浜浄化センター入口間において、車両の通行に支障となる砂の除去
- ② 放流口から海岸までの放流経路が蛇行し、放流に支障となる砂の除去
- ③ 施設内（海側フェンス間、湯野浜小学校側フェンス間含む）に堆積した砂の除去

- (2) 作業回数等

項目	作業回数	作業時間	使用車両
業務内容①	随時	30時間/年	トラクタショベル 1.5 m ³ ~1.7 m ³
業務内容②	随時	10時間/年	トラクタショベル 1.5 m ³ ~1.7 m ³
業務内容③	1回/年	40時間/年	トラクタショベル 1.5 m ³ ~1.7 m ³

- (3) 砂の排出は湯野浜海岸（海岸保全区域一時使用申請区域）へ行うこと。
- (4) 排出した砂は海岸保全区域の景観を損なうことのないよう敷き均しを行うこと。

3. 提出書類

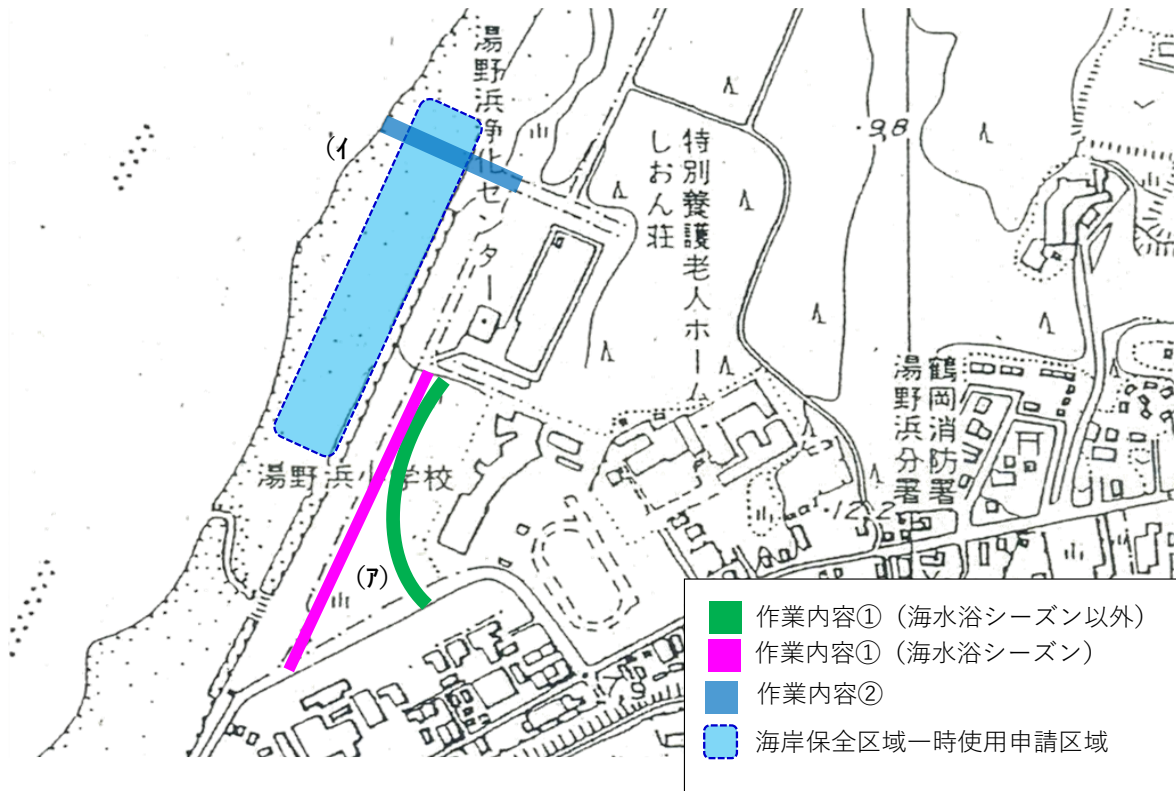
- (1) 報告書 実施時毎月単位 1部
- (2) 写真（作業前、作業中、作業後） 実施時毎月単位 1部

4. その他

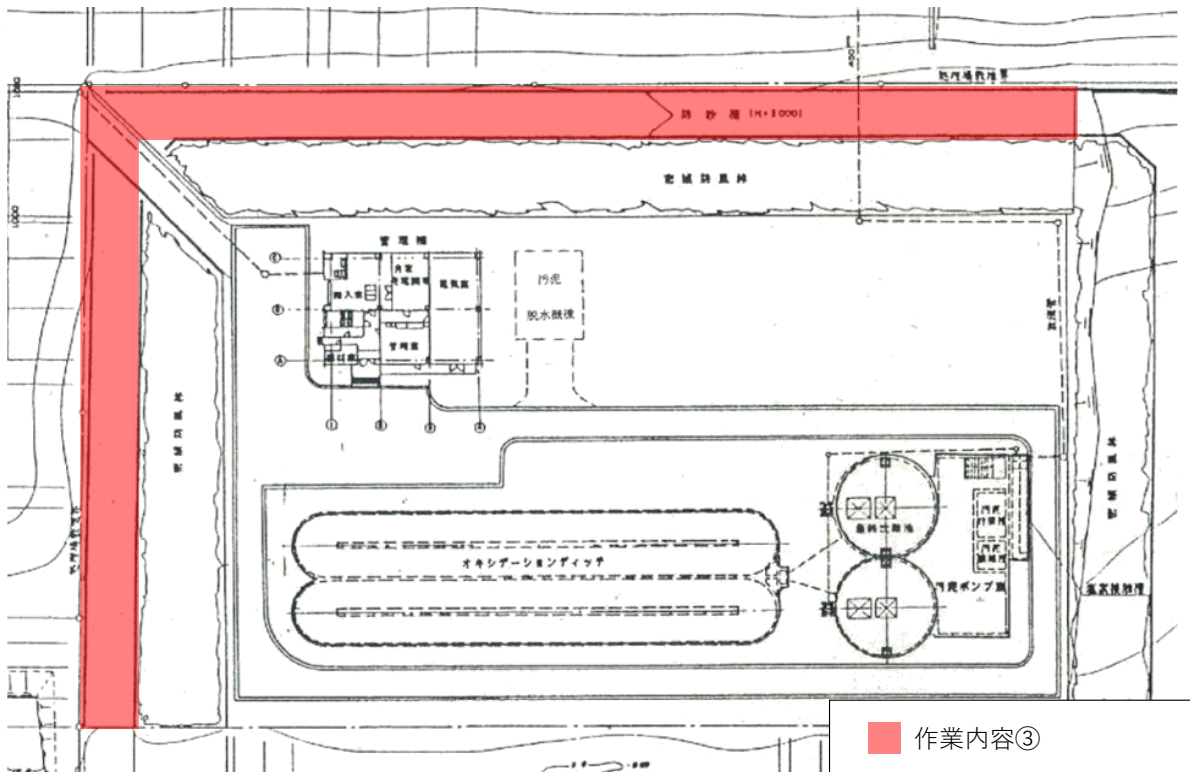
- (1) 作業員並びに周囲の安全を確保するとともに、慎重な作業を実施すること。
- (2) 夏季、特に海水浴シーズン中の作業については周辺の状況を把握し、事故のないよう十分に注意して作業にあたること。
- (3) 業務実施により工作物等への毀損が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。
- (4) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

5. 平面図

(1) 飛砂処理業務図面 1



(2) 飛砂処理業務図面 2



別紙4 1（第28、43条関連）植栽管理業務

1. 対象施設

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 鶴岡浄化センター | (6) あさひ浄化センター |
| (2) 湯野浜浄化センター | (7) 温海浄化センター |
| (3) 羽黒浄化センター | (8) 鼠ヶ関浄化センター |
| (4) 櫛引浄化センター | (9) 新形中継ポンプ場 |
| (5) 櫛引浄化センター（進入路） | (10) 大山中継ポンプ場 |

2. 業務内容

- (1) 草刈り作業及び剪定を含む構内樹木の枝払い等の植栽管理を実施する。
- (2) 草刈り作業箇所は平面図のとおりとする。
- (3) 鶴岡浄化センター、新形中継ポンプ場については集草・運搬を行い、鶴岡市クリーンセンターにて適切に処分すること。
- (4) 鶴岡浄化センターの1回／年の箇所については、第2期に実施すること。
- (5) 構内樹木の枝払いは高枝バサミ等を使用し、支障となる部分を適宜実施すること。ただし、特殊な車両、仮設足場の設置作業を要する業務を除くものとする。

3. 実施回数等

- (1) 3回／年
- (2) 第1期 5月下旬～6月上旬（完了）
第2期 7月中旬～7月下旬（完了）
第3期 9月中旬～9月下旬（完了）

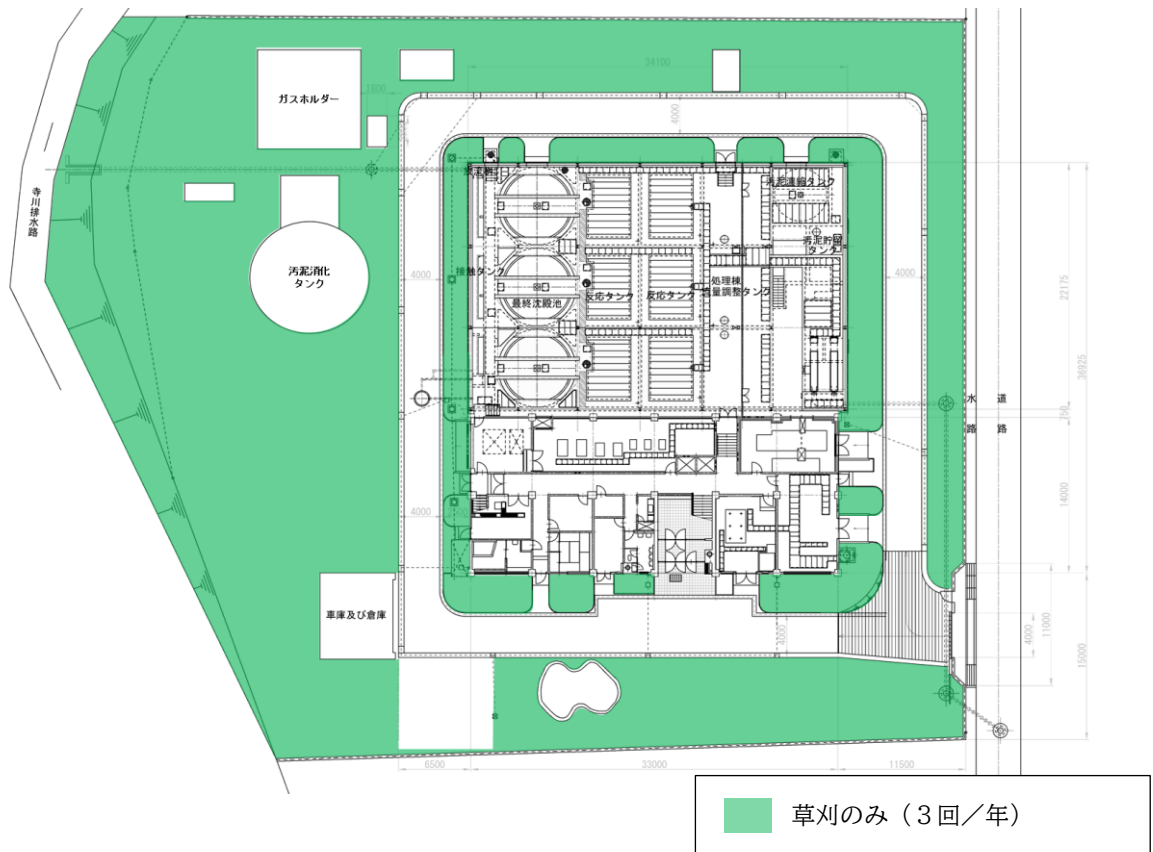
4. 提出書類

- (1) 作業報告書 1部／期
- (2) 写真（作業前、作業中、作業後）を添付

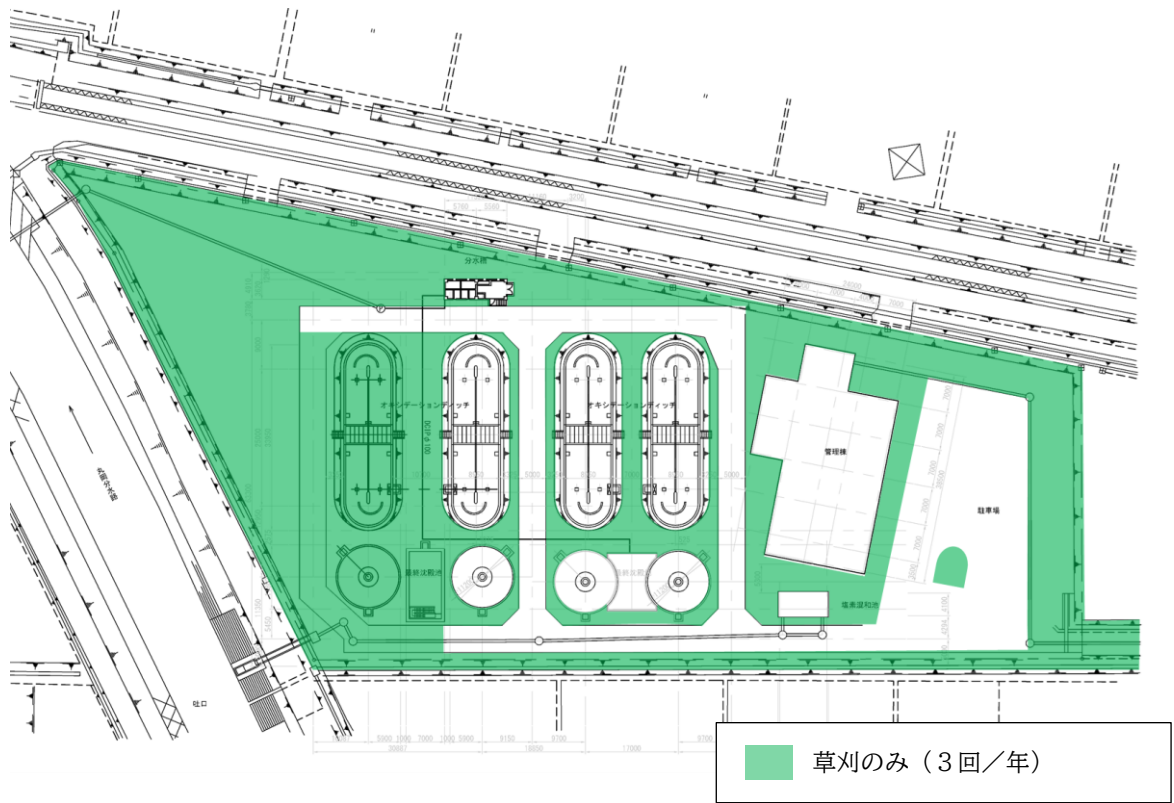
5. その他

- (1) 作業中に草の飛散や、落下による水路の閉塞等ないように十分な注意を払い、公共施設としての機能維持並びに周辺環境の保全に資するよう努め、作業員並びに周囲の安全を確保し作業を行うこと。
- (2) 本市の指示により施設敷地に隣接する道路敷、水路敷、法面等の草刈りも併せて実施する。
- (3) 第2期の作業については、各地域の草刈り休止期間（カメムシ対策）に留意して作業すること。
- (4) 業務実施により工作物等への毀損が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。
- (5) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

(3) 羽黒浄化センター



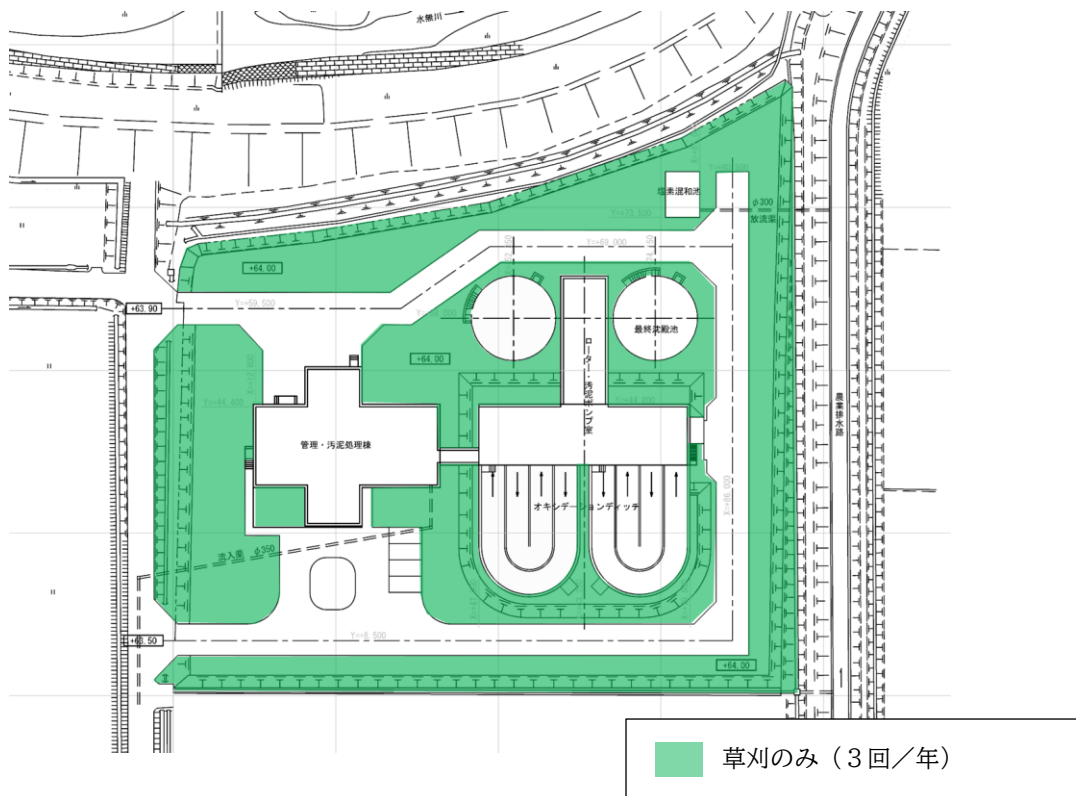
(4) 櫛引浄化センター



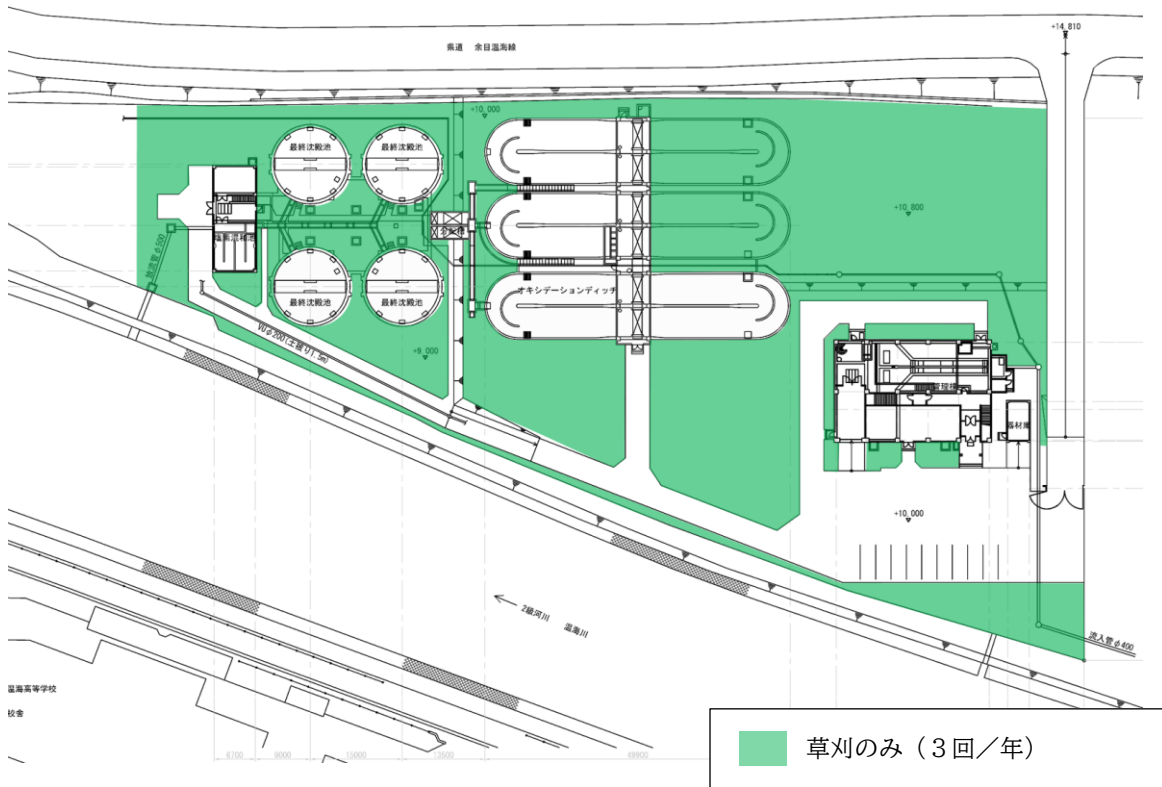
(5) 櫛引浄化センター進入路



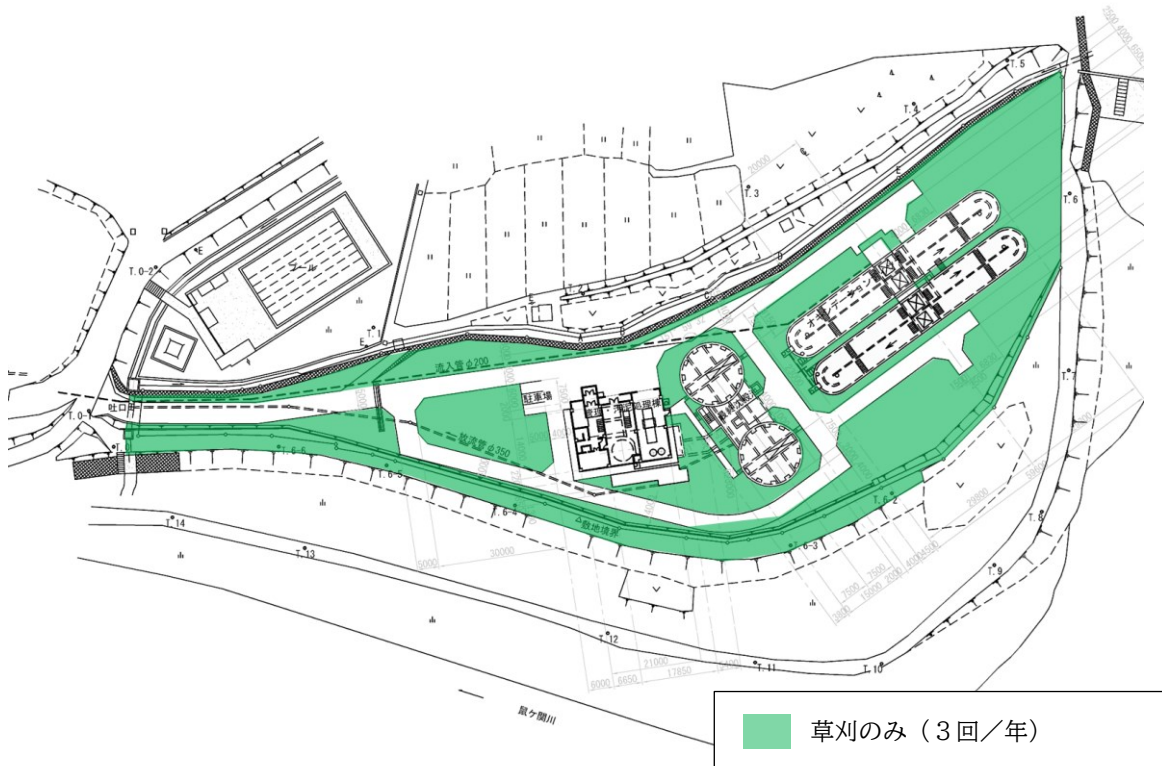
(6) あさひ浄化センター



(7) 温海浄化センター



(8) 鼠ヶ関浄化センター



別紙4 2 (第28、43条関連) 鑑賞池管理業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター

2. 業務内容及び実施期間

- (1) 観賞池の水替え、鯉の移動、清掃 (5月実施)
- (2) 鑑賞池の管理 (プロワ等の管理)
- (3) 鯉への給餌: 1回/日

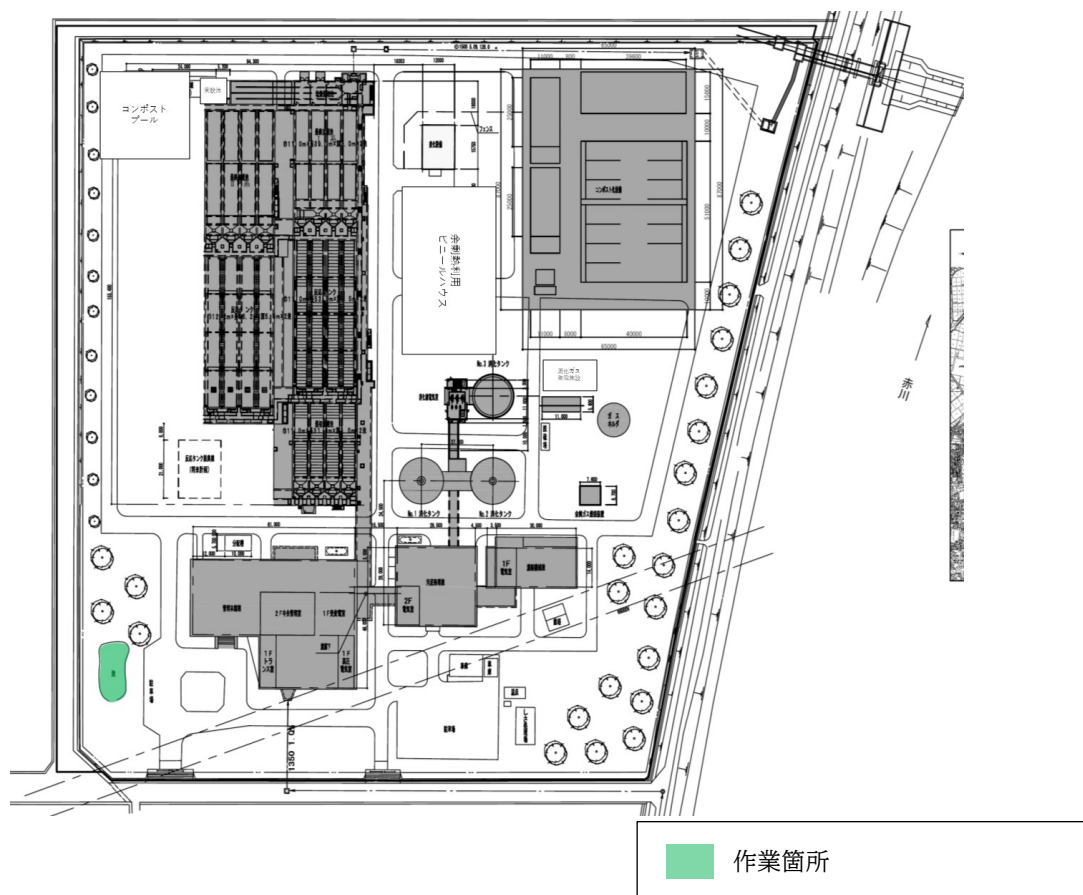
3. 提出書類

- (1) 報告書 清掃時 1部
- (2) 写 真 清掃時 1部

4. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

5. 平面図



別紙43（第28、43条関連）花壇管理業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター

2. 業務内容及び実施期間

- (1) 花壇の整備
- (2) 花苗の植付け（5月実施）、撤去（11月実施）
- (3) 花壇の管理
- (4) 作業箇所は平面図のとおり

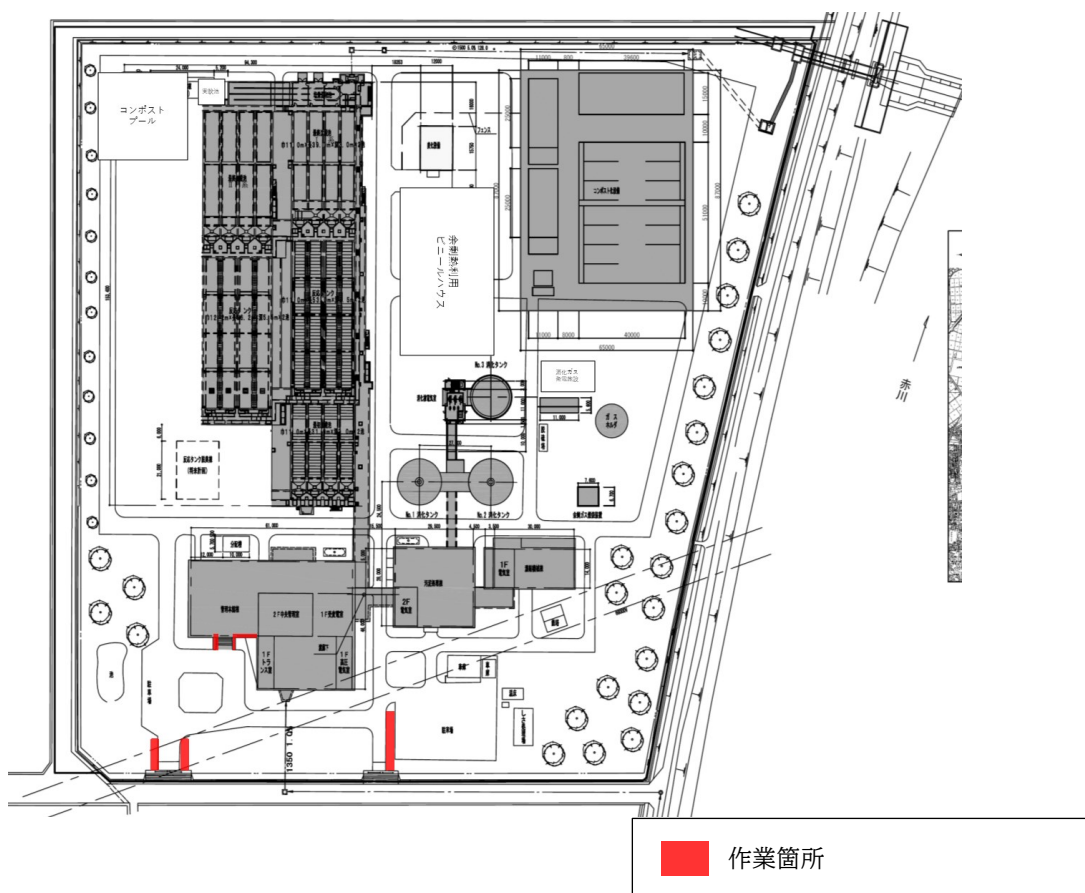
3. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 1部
- (2) 写真 実施時毎 1部

4. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

5. 平面図



別紙4 4（第2 8、4 3条関連）雪囲い設置・撤去業務

1. 対象施設

- (1) 鶴岡浄化センター

2. 業務内容及び実施期間

- (1) 植栽への雪囲い設置（1 2月実施）
 - ① 大、小しぼり 4 5本程度
 - ② 三股、四股しぼり 6 0本程度
 - ③ 雪つり 7本程度
- (2) 雪囲い撤去（3月実施）
- (3) 作業箇所は平面図のとおり

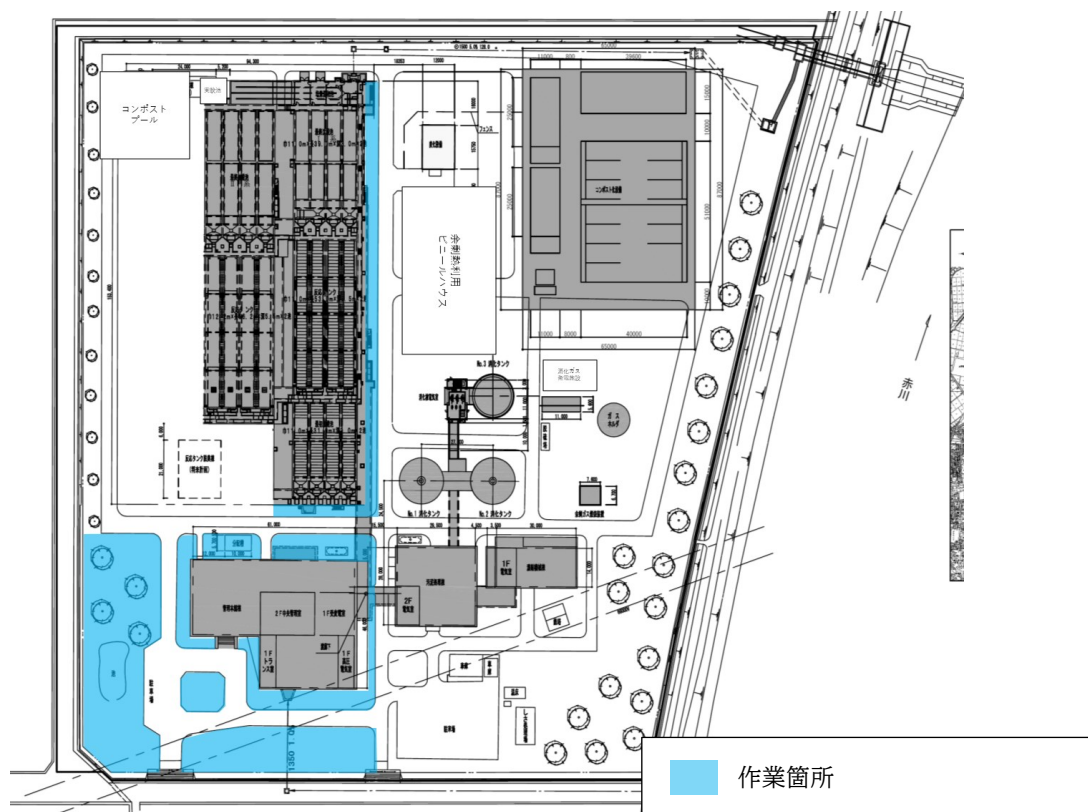
3. 提出書類

- (1) 報告書 実施時毎 1部
- (2) 写 真 実施時毎 1部

4. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。

5. 平面図



別紙45（第44条関連）汚泥資源化施設維持管理業務

1. 対象施設

（1）仮称 汚泥資源化施設

2. 業務内容及び実施期間

（1）維持管理・運転に関する業務

- ・ 設備機器の運転計画策定
- ・ 機器の運転操作、監視及び記録
- ・ 運転管理業務計画の作成・実施
- ・ 運転管理状況の記録・整理・報告
- ・ 建築物、付帯設備、構内の清掃作業の実施
- ・ 建築物、付帯設備、構内の管理
- ・ 異常時・緊急時の運転操作の実施

（2）機器保守・点検に関する業務

- ・ 機械・電気・計装設備の保守点検基準の策定の補助
- ・ 機械・電気・計装設備の保守点検業務計画の作成及び業務の実施（鶴岡市自家用電気工作物保安規定・点検簿による。）
- ・ 機械・電気・計装設備の保守点検業務の記録・整理・報告

（3）修理・修繕・造作及び改良に関する業務

- ・ 修理・修繕工事計画の作成の補助
- ・ 修理・修繕工事の実施・記録・報告
- ・ 点検・整備で発見した不良箇所や故障の発生箇所のうち、軽易な修理が可能なものについては発注者の承諾を得て修理・修繕すること。但し、緊急を要する場合には、応急措置を行った後、発注者に報告すること。
- ・ 業務の実施に必要な軽易な造作は、発注者と協議して実施すること。

（4）製品の生産・管理に関する業務

- ・ 調査・研究の実施
- ・ データの整理、解析及び報告
- ・ 検体試料のサンプリング及び搬送
- ・ 試験データに基づく運転管理・運転変更の企画・実施・報告
- ・ 計測器の調整及び工具、予備品の管理

（5）製品の出荷及び販売に関する業務

- ・ 製品の出荷作業
- ・ 販売登録店の巡回
- ・ 利用者等からの情報収集
- ・ 請求書作成にかかるデータの作成及び提出

（6）消防設備に関する法定点検の実施・報告

（7）もみがらの調達及び運搬

(8) その他の業務

- ・ 安全及び衛生管理の状況把握と改善
- ・ 他企業工事の立ち会い（運転操作に関連する場合）
- ・ 見学者の案内の補助
- ・ 調査・研究等の計画作成の補助及び実施
- ・ 施設の環境整備
- ・ 運転会議への出席
- ・ 消耗品及び備品の管理

3. その他

- (1) 本業務にかかる費用については、すべて受注者負担とする。
- (2) 製品の運搬には、本市所有のフォークリフトを使用すること。
- (3) パレタイザは産業用ロボットに該当することから、労働安全衛生法に基づく特別教育を受講すること。

5. 業務分担

項	目	発注者	受注者	その他 ※2
肥料登録		○		
施設運転維持管理業務	保守点検業務		○	
	運転操作監視業務		○	
	分析業務 ※1		○	
	事務業務		○	
	その他業務		○	
修繕業務	計画修繕			○
	緊急修繕 (200 万円未満)		○	
	〃 (200 万円以上)	○		
緊急対応業務		○		
災害対応業務		○		
ストックマネジメント			○	
計画策定業務	改築	○		
セルフモニタリング			○	
消耗品等調達	電気	○		
	水道、ガス		○	
	通信回線		○	
	脱臭薬品		○	
	製品袋		○	
	機械部品 (2 万円未満)		○	
	〃 (2 万円以上)	○		
廃棄物管理	汚泥運搬		○	
	もみがら運搬		○	
施設管理	電動ホイスト点検・整備業務		○	
	自家用電気工作物保安全管理業務		○	
	消防設備保守点検業務		○	
環境整備	清掃, 草刈, 除雪,		○	
販売業務	販売管理	○		
	肥料使用者との契約	○		
	肥料使用者による搬出時立ち合い	○		
	肥料使用者への請求	○		
	在庫管理		○	

※1 平常試験, 製品精密分析, 製品肥効成分分析

※2 鶴岡市コンポストセンター設計・建設企業 (鶴岡市汚泥資源化(コンポスト化)事業施設整備事業 受注者)